

# 出雲国式内宍道神社(『風土記』宍道社)をめぐる社論 (一)

——三崎神社・大森神社を中心として——

## 服部 旦あさけ

### 目 次

はじめに

#### 一 文書③・⑦・⑩・⑫解説

- 四 三崎神社“説”的論拠とその検討  
(一) 三崎神社・水川神社の大字宍道・白石「総氏神」伝承  
(二) 三崎神社社名“三津ノ崎”語源“説”——附「女夫岩信仰の断絶」(注<sup>13</sup>)  
(三) 三崎神社社号に関する私見  
(四) 白石村(?)からの遷座“伝説”——附『出雲國風土記』の方位のずれ資料(注<sup>15</sup>)

以上本誌掲載

#### (五) 氷川神社社山からの遷座伝説

本節途中まで『大妻国文』第30号掲載

#### 五 三崎神社宍道(神)社説成立の可能性の検討

##### (一) 地名字猪道山の信憑性

##### (二) 棟札類による裏付けの可能性

#### 三 大森神社“説”的論拠とその検討

- (一) 大森神社旧社地「神籬坪」“伝説”  
(二) 佐々布本郷『風土記』宍道郷本郷“説”  
(三) 神籬坪から大森神社への遷座“伝説”

結

以上第4章第5節途中から『藝林』第48巻2号掲載

はじめに

『出雲國風土記』（以下、「風土記」）意宇郡宍道社（以下、宍道社）。「延喜式」内小社宍道神社を以下宍道神社とする<sup>(1)</sup>の比定についての私見をかつて「風土記研究」14号（拙稿）『出雲國風土記』意宇郡宍道郷家・宍道駅家・宍道社の比定<sup>(2)</sup>。以下、A論文において発表した。その結論は、宍道社は島<sup>(スラ)</sup>根県八束郡宍道町大字宍道字猪道山（本論文地図3、図7-2）に明治40年まで鎮座し、同年水川神社（地図1(2)、(5)、図4(6)、(8)、(13)）に合祀された三崎神社（地図1(2)、(3)）が、現宍道町内の他の神社即ち石ノ宮神社（地図2(5)B）・大森神社（地図5)E)よりも「可能性が高いと目下のところ考へる。」（64頁）というものであつた。

社をめぐる大森神社・三崎神社・石ノ宮神社のあることを平成8(96)年秋に知り、宍道氏のご好意により今日まで研究して來た。これらの文書によつて、A論文執筆時に知らなかつた3社の主張の具体的な根拠を知ることができたため、それらに基き本論文で紹介し、さ

### 位置図



する。但し、本論文では石ノ宮神社側の社論は取り上げないことをとする。その理由は、石ノ宮神社が宍道社・宍道神社である可能性が非常に小さいことを、その後の拙稿B論文（以下参照）において既に詳しく述べた（94ページ）こと、また、社

論の当初は石ノ宮神社の神職だった前大坪家（後大坪家の分家）自身も、後大坪家（三崎神社は両家共同の管掌であった。E論文下段8行目）と共同して、三崎神社が（玄道社・）宍道神社であると主張し、大森神社の宍道氏（もとは池田姓。C論文146べ下段24行目）と争ったからである。従つて、本研究においては前大坪家の石ノ宮神社“説”は取り上げず、宍道氏の大森神社側と両大坪の三崎神社側の史料を翻刻紹介する。次いで両者の主張の論拠を批判検討し、A論文では不足していた考察を行うこととする。3社鼎立の形で進めるよりも、2社対立の形で進めた方が論旨が判りやすいと思う。

兩者の史料を検討すると、どちらにも自社を有利にしようとするための強引な論が目立つ。それでも僅かではあるが他に見られない地域史料を発掘できた。論争に関しては、三崎神社側の批判反論に妥当なものが多い。結論的には、A論文と同じく三崎神社旧社地説の方が可能性が大きい。しかし、これにも決定的な史料が不足している。注目されるのは、A論文の時点では知らなかつた、三崎神社旧社地（宇猪道山）以前のさらなる旧社地（氷川神社社山）。図(6)(9)一があつたとする伝承のことである。これを立証する外部史料は目下のところ見つからないがかつたが、A論文の三崎神社旧社地説の私説にもさらに研究の余地のあることが判り、有益であった。<sup>17</sup>また、関連して史料に明治3年時における女夫岩信仰の史料を見つけたため、第2章第5節注(1)に取り上げた。第4章第2節注(13)「女夫岩信仰の断絶」と併せてお読み頂ければ幸いである。

本論文に使用する史料で既発表のEF論文で用いたものは、EF論文における史料番号（ゴシック体の算用数字）を用いる。また、文書番号も、DE論文の解説と同じ番号（丸の中に算用数字）を用いる。文書に登場する地元の神職の人物の略歴については、EF論文において考察したから、本研究で取り上げる際には、当該人物を研究したEF論文の当該箇所を指示するに止める。EF論文に用いた文書以外の、本論文で初めて引用する文書の番号は、E論文からの続き番号である文書⑯から

ら始める。諸文書の解説については、文書①～⑭はD論文(15ペ～17ペ)、文書⑮⑯はE論文(7ペ～8ペ)で既に行なった。文書⑰～⑲の解説を

第1章で行なう。文書⑳についてはその後の新たな知見があるため、第1章でさらに解説を加える。文書⑳(史料11)と文書㉑(史料11)につ

いては、本論文で多く利用することと、別に研究する予定の島根県平田市美談神社の旧神職高橋家と関係することから、書誌を含めて若干詳しく述べ、その他の文書についてはD・E論文同様簡略に止める。

史料番号はF論文からの続き番号である113から始める。翻字に当たつては常用漢字を基本とし、一部の特殊な字体についてはそのままとする場合もある。行・字詰めは原文の通りではなく、本論文の印刷の字詰めに従がい、適宜行を送る。また、読みやすくするため、多く原文の2行割の文を1ポイント落して1行割とする。さらに、検索の便として、本研究で取り上げる史料の箇所を「」で括り、傍とその行頭にゴシック体のABCおよびアイウエオを附す。本論文に使用する既発表の拙稿と略号は左記の如くである(周知の機会がないため、これまでに気付いた誤植および訂正点もこの際附す)。

地名には私の知り得た限りにおいて出雲弁に近い片仮名ルビを現地の方々のご教示により振ることにする。

本論文の文書の解説に当たっては、小野田光雄氏・中央大学教授菅井時枝氏・島根県立図書館内田文恵氏のご教示に預かった。また、研究資料の提供等については左記の方々のご教示・ご支援を賜つた。共に記して謝意を表する。

糸賀由法 昭和13(38)年生。宍道町雲松寺副住職。

伊原茂夫 大正15(26)年生。宍道町大字白石在住。

稻田 信 宍道町教育委員会

大坪併治 明治43(10)年生。前大坪家第16代目当主。大字宍道出身。

島根大学・岡山大学名誉教授。国語学者。岡山市福泊在住。

木幡修介 昭和3(28)年生。宍道町八雲本陣、木幡家第15代目当主。

小浜幸子 大正12(23)年生。宍道町旧大森神社神職宍道峰清の孫慶

子氏の長女。宍道鈴子氏姪。安希子の別名も昭和40(65)年代中頃以降持つ。東京都小平市在住。

宍道鈴子 昭和43(10)年生。宍道峰清の孫故宍道勲氏の夫人。茨木市在住。

高橋忠夫 大正12(23)年生。平田市美談町在住。美談神社旧神職高橋家の分家当主。

秦 忠男 明治44(11)年生。宍道町氷川神社宮司。

秦 武男 昭和7(32)年生。秦忠男氏令息。宍道町氷川神社禰宜。

福田幸一 昭和8(33)年生。宍道町大字宍道在住。

古瀬美明 大正11(22)年生。宍道町石ノ宮神社宮司。

森山博正 昭和18(43)年生。宍道町大字白石在住。

持田昌良

昭和16(41)年生。宍道町大字白石在住。宍道町中央公民館館長。

#### 本論文に使用する既発表の拙稿

A 「『出雲國風土記』意宇郡宍道郷家・宍道駅家・宍道社の比定－山陰道の“復元”・宍道湖水位・考古学的遺跡を手がかりとして－」『風土記研究』第14号、風土記研究会、平成4(92)年6月、豊田。

B 「『出雲國風土記』の数量表現の信憑性、ならびに数量表現をめぐる編纂過程の一考察－意宇郡宍道郷所造天下大神命の猪像石・大像石の同定を手がかりとして－附説『出雲國風土記』の尺度」『古代文化研究』第2号、島根県古代文化センター、平成6(94)年3月、松江。本論文73ペ～78ペに解説を附し収録した「宍道達氏所蔵宍道氏家系図(一部分)」の略号を『宍道氏家系図』とする。

#### B 論文誤植等訂正

31ペ表(7)キャブション(下) Cよりも高い→Cよりも高い

60ペ下段17行目 漈む→住む

71 ベ上段7行目 子息→弟

73 ベ上段13→14行目 明治20(1887)年→明治35(1902)年

80 ベ下段1行目 西→東

82 ベ上段8行目 慮れ→虞れ

84 ベ下段5行目 章宇郡→意宇郡

89 ベ上段15→16行目 十分校閲できた→十分校閲できた

100 ベ下段1→2行目 10月30日→旧暦10月30日

C 「資料紹介『出雲国意宇郡宍道郷佐雜村 大森神社 村社雜社旧撰  
末社 棟簡雜記』」八東郡宍道町「女夫岩遺跡」にふれつづけ」「大妻女子大学紀要－文系」第29号、平成9(1997)年3月、東京。本文書の略

号を『大森神社棟簡雜記』とする。

D 「島根県八東郡宍道町、大坪三家の系譜と人物略歴(一)－宍道町神

社研究のための基礎的資料として－附説(1)『出雲國風土記』の方位の  
すれ－編纂過程推測の一手かがり－附説(2)宍道町市街地内の古代山  
陰道」「山陰史談」第28号、山陰歴史研究会、平成9(1997)年12月、平

田。

D 論文誤植等訂正

1 ベ上段5行目 オシロ→オスロ

15 ベ下段12行目 18丁ウ→17丁オ

15 ベ下段12行目 宮道幸雄の作成→宍道峰清の作成の可能性がある

※ 本論文第1章文書③の研究により訂正する。

15 ベ下段15行目 19丁オ→17丁ウ

15 ベ下段15行目 51丁オ→95丁ウ

21 ベ上段1行目 後→後

22 ベ上段11行目→20行目

※ 龜島神社境内の大坪清信頌徳碑文は、水川神社禰宜秦武男氏の子供の時  
(昭和10年代)には既に風化して文字が読めなくなっていたという。その  
ため、この論文では『宍道町誌』にこの碑文の全文が掲載されていること

について、「この碑文を読み取って掲載したものか、それとも碑文の案文も

しくは製作下のようなものが残っていてそれを掲載したものか、目下のところ碑文の内容を批判的に検討する方法がない(『町誌』編纂者の現存者はいない)。(16行目→20行目)と述べた。

しかし、『八東郡誌総説・町村誌編』(大正15(1926)年初版発行509頁)には  
ば同文の全文が掲載されているから、『町誌』はこの『郡誌』から引いた可  
能性も考えられる。

E 「島根県八東郡宍道町、大坪三家の系譜と人物略歴(二)－宍道町神  
社研究のための基礎的資料として－」「大妻女子大学紀要－文系」第30  
号、平成10(1998)年3月、東京。

E 論文誤植等訂正

25 ベ下段7行目 高橋清蔵→高橋清義

28 ベ下段27行目・29行目 同

29 ベ上段1行目 同

※ 原文書を再検討した結果、蔵は義と読むべきであると判断した。高橋清

義であれば、現在の島根県平田市美談神社の旧神職高橋家13代目(15代目  
も再襲)高橋清義が在地の有名な国学者であるし、年代的にも叶う(本論  
文第1章注へ4)参照)。

30 ベ上段5行目 頃→項

30 ベ上段22行目 宮道幸雄の注である。→宍道峰清の注である。

※ その後の研究で幸雄の確実な筆跡を知ることができたため訂正する。  
本論文6ベ上段3行目参照。

32 ベ下段20行目 明治元年→元治元年

35 ベ上段10行目 何か事情があつて一時26番地に寄寓したのであろうか。  
↓削除。

※ 26番地は現在の地番表示(秦氏宅は1693ノ2番地)以前の、屋敷番号に  
よる表示、即ち、「26番屋敷」の意である可能性があるため、右の一文を削  
除する。

F 「島根県八束郡宍道町、大坪三家の系譜と人物略歴（三）〔完〕—宍道町神社研究のための基礎的資料として—」『古代文化研究』第6号、島根県古代文化センター、平成10（98）年3月、東京。

#### F 論文誤植等訂正

201 192 177  
べ見出し代<sup>16代</sup>→第<sup>15</sup>代  
べ上段3行目 1人→一人  
201 192 177  
べ下段4行→5行目 富田屋喜七郎→富田屋喜七郎 古割屋円蔵 山根屋  
宗兵衛  
201 192 177  
べ下段9行目 頒徳の碑→頒徳碑  
べ下段22行目 遠藤春雄→遠藤春夫  
204 203 201  
べ上段1行目 遠藤春雄→遠藤春夫  
204 203 201  
べ上段2行目 氏の祖母→氏の実母  
206 203 201  
べ上段6行目 「佐藤久兵衛→佐藤久兵衛  
207 206 201  
べ下段5行目 が、「遷宮安座」とあるから幣頭であろう→削除。

#### 注

(1) 特に第4章第5節・第5章第2節の棟札類に「宍道社」・「宍道神社」と記し、「風土記」社および式内社であることを自称する神社が出て来る。この場合は「」を附して式内宍道神社と区別する。但し、「」を附していない場合には、文脈で判断して頂けると思う。

#### 一 文書③・⑯・⑰解説

##### 文書③ 『宍道神社差出書』

島根大学附属図書館蔵。原本に文書名は記されておらず、右は島根大学附属図書館のカードに記された文書名である。  
和本1冊。24.9cm×17.6cm。袋綴。表紙（後表）は茶色の横縞模様。

D論文15ペ解説では32丁としたが、これは原本に記入された丁附の数字であり、実物は22丁のみである。即ち、前半10丁分は存在しない。零本の可能性があるが、冒頭の原本の丁附で10丁オに相当する面が見返しに全面的に糊付けされているため、零本であるのか、丁附が誤っているのか確認できない。恐らくは零本の可能性の方が大きいと思われる。本論文での翻刻に当たっては、原本左上隅に表示された丁附の数字を先に記し、さらにへへ内に現存の丁附を記す。

左記の如く、筆跡は2種あり、原本に表示された丁附で10丁ウ（見返し）→11丁オ（1丁オ）と14丁オ（4丁オ）→32丁ウ（22丁ウ）が高橋義武の書である旨を注記し、12丁オ（2丁オ）→13丁ウ（3丁ウ）が高橋伊支夫の書である旨を注記している。

作成者については、D論文執筆當時宍道幸雄（文化14（1817）年生・明治37（1904）年没）の手跡を十分知らなかつたため、14丁オ（4丁オ）冒頭の「宍道神社大坪両家ヨリ書出候ニ付當否可申出様被仰下依而愚存之条々左ニ申上候」（ミ茶色の線で抹消。後述の如く宍道幸雄による加筆修正）より末尾32丁（22丁ウ）までを宍道幸雄の作成とした。

しかし、32丁ウ（22丁ウ）の最後の行の「神社取調御用懸御中」の左横に幸雄の長男宍道峰清（天保6（1835）年・大正8（1919）年没）の筆跡で「右義武ノ書」とあり、11丁オ（1丁オ）にも峰清の筆跡で「右美談神社務高橋義武書」の朱注を附し、10丁ウ（見返し）から11丁オ（1丁オ）までを義武の手跡であることを注記している。また、13丁ウ（3丁ウ）にも峰清の筆跡で「右高橋義武養男伊支夫ノ書」の朱注を附し、12丁オ（2丁オ）から13丁ウ（3丁ウ）までを伊支夫の手跡であることを注記している。従つて、D論文で幸雄の作成とした14丁オ（4丁オ）から32丁ウ（22丁ウ）末尾までは、宍道幸雄の義兄高橋義武即ち高橋千川が淨書した

ものと考えられる。また、14丁オ～4丁オから32丁ウ～22丁ウの間の各所に加筆修正を行なつてある別筆（茶色）がある。これは、幸雄が在京の峰清に送つた文書<sup>⑯</sup>『父命記』の筆跡と比較すると、幸雄の手跡（加筆）と認められる（ほかに僅かではあるが峰清の加筆もある）。

この『父命記』の2丁オから6丁ウまでは、右の『差出書』の14丁オ～4丁オから32丁ウ～22丁ウまでの内容と酷似する。その内容を検すると、『差出書』に幸雄が加筆修正した結果とほとんど一致するから、『差出書』はD論文（15ペ下段6行目）で「明治3年7月に島根県神社取調係に提出した文書の案文」とした通りであり、『父命記』に収録された文書の方は提出した文書の控え（もしくは控えの写し）と認められる。実際左に引用する如く、『父命記』10丁オに「右之書ハ（中略……服部）木村庫右衛門殿へ相渡置」とある。文書③の内容は本論文<sup>113</sup>に転写されている明治2（1869）年12月附で両大坪が松江藩神社取調懸に提出した宍道神社三崎神社説、およびそれに対する宍道氏の批判・反論である。

『差出書』の作成に幸雄と高橋義武とが各々どの程度係わったかということについては、次の如く考える。即ち『父命記』の10丁オに「右之書ハ七月八日朝神社取調御用懸ヨリ大坪両家ヨリ松江藩ニ差出候図面二付一巻（中略……服部）之返答書ニ而八日ヨリ十一日迄美談ニ停留相談之上相認メ十五日早朝ヨリ木村庫右衛門殿へ相渡置十六日帰宅」（傍点は服部）とあって、幸雄の自宅（現八束郡宍道町大字佐々布大森神社境内。昭和10年以降取り壊し、現在は跡地のみ残る）から直線で約10.5km離れた高橋義武宅（現島根県平田市美談町美談神社西麓。現在は畠地となつていて）に早々駆け付け、4日間も滞在して「相談之上相認メ」とあることからすると、相当高橋氏の意見を取り入れた可能性がある。

義武（千川）の姉登起（時）は幸雄の妻であり、義武の養男伊支夫<sup>(3)</sup>の妻は幸雄の次女美為（三井）である（高橋忠夫氏蔵『高橋家系譜』および旧稿B『宍道氏家系図』による）。また、義武の父清義の三女は幸雄の父池田石見重旨の妻、即ち幸雄の実母であった（同）から、幸雄は高橋家と深

い姻戚関係にあつた。清義は国学者千家俊信の門人であり、池田石見もまた俊信の門人であつた（B論文71ペ下段1行目～7行目・79ペ上段注（7））。本章注（1）・（3）の如く義武も在地の有名な国学者であり伊支夫も義武から学んだ。従つて、幸雄は注（2）の如く長男峰清（数え年36才不在の折から、親戚のよしみもある国学者の義弟義武（清義は明治3年当時は生存していない）。本章注（4）の知恵を借りて美談へ赴いたものと考えられる。幸雄の二女美為（三井）は、伊支夫に「歳十七ニシテ」嫁し、明治11（1878）年「齡二十七」で没している（『高橋家系譜』）から、幸雄が相談に赴いた明治3（1870）年当時、伊支夫（明治3年当時満20才）も義武の養子となつていた。だから、伊支夫の知恵も借りた可能性もあるかもしれない。実際右述の如く、『差出書』12丁オ～2丁オ～13丁ウ～3丁オに亘る一連の記載の末尾に「右高橋義武養男伊支夫ノ書」との注記がある（その内容は『出雲國風土記』宍道郷の猪石犬石・駅・宍道社・宍道川の記載に関するもので、宍道社大森神社説との係わりを思わせる）。

従つて、D論文15ペ解説においては、文書③14丁オ～4丁オ～冒頭より32丁ウ～22丁ウ～末尾までを宍道幸雄の作成としたけれども、幸雄の意見を取り入れつつ高橋義武が主導して（共同で）作成したものであり、その後に幸雄が加筆修正したものと推測される。本文書に茶色で幸雄が加筆修正したのは、右の「（7月）十一日迄」滞在して「相認メ」た際か、その後「（7月）十五日早朝ヨリ」木村庫（藏……E論文30ペ史料55）右衛門に提出する間であつたろう。提出控え（もしくはその写し）の『父命記』所収文書の方がより完成されている。しかし、推敲の跡の残る『差出書』の方に宍道氏側の思考の具体的な経過・自らの主張の根拠に対する自信の程度が伺われるから、『差出書』の方を採用し、史料117に翻刻することにする。

#### 文書⑯ 『延喜式錄宍道神社記』

宍道鈴子氏蔵。和本1冊。25.6cm×18.3cm。15丁、墨附8丁半袋綴。

表紙（去道峰清による後装か）白色。題簽はなく、左上2重枠内に表記の文書名をぶつつけ書き（峰清筆跡）している。表紙右下に角印陰刻で「出雲国宍道神社之印」・「宍道家図書之印」各1を捺す。

本文料紙楮紙。行数字詰は一定しておらず、毎半葉に13行、1行22字が比較的多い。後補と思われる遊紙一枚、および表に白紙2丁・奥に白紙3丁がある。このほか表の後補の白紙2丁の次の1丁は原装時には白紙であったと推測され、そのオモテに以下に述べる印9種各1を後に峰清が捺している。翻刻に当たっては、原装時に記したと思われる丁附（各丁オモテ左隅）を先に記し、次にへ内に現存の丁附を記す。

1丁オ（4丁オ）に「出雲国意宇郡宍道郷 宍道神社記」と記し、末尾9丁オ（12丁オ）の最後の行に「元治元甲子十一月」と記す。そのやや右下方に朱の注記「義武書」が「宍道家図書之印」上に加筆されている。注記者は筆跡から峰清と認められ、本文中にも峰清による加筆・注記が16カ所ほどある。1丁オ（4丁オ）と9丁オ（12丁オ）の末尾に幸雄によると思われる「出雲国宍道神社之印」（角印陽刻）・「宍道家図書之印」（長方形陽刻）を各々一つ捺している。もとは遊紙と思われる（3丁オ）にも峰清によると思われる9種各一つずつの印（「所造天下出雲大神」（丸印陽刻）・「出雲國魂大森神籬宍道靈巖」（角印陽刻）・「宍道家」（丸印の陽刻・陰刻各1顆）・「島根県八束郡宍道村社大森」（伊甚両神社々掌宍道峰清印）（角印陽刻）ほか3種各1）を捺し、本文書を極めて尊重する態度を示すかのようである。但し、宛名を記さないのは控えもしくは案文（当事者の幸雄が清書する前段階の？）であるためであろうか。本文書は、「元治元甲子十一月」という年月記と議論の内容から見て、宍道神社相論の発端時期の史料と見なされる。

この文書⑯（「前者」とする）と同じ題名の「宍道神社記」が文書④「雑記」1丁オ（48丁ウ）に収録されており、その内の1丁オ（11丁ウ）の文章（「後者」とする）の内容が前者と良く似ている。しかし、前者が比較的丁寧に清書されているのに対し、後者には複雑な推敲が加えられて

いる。推敲を検すると、後者が前者の案文である可能性があると思われるが、断じ難い。D論文の時点では後者の収録されている『雑記』1丁オ（18丁ウ）を宍道幸雄の作成と思われる（15ペ下段11行目）としたけれども、新たに幸雄自筆の『父命記』を見ると、右の筆跡を幸雄と断することは難しい。獨得の癖のある晩年の筆跡とは異なる若い時の峰清の筆跡、即ち数え年35才の明治2年、注（6）文書の表紙に多数記入した年月日の筆跡、および、数え年38才の備忘録『明治五年壬申晴雨考』の筆跡（全体に右肩上り）と似ている点が諸所にあるから、峰清の可能性が大きいと考え直した。

結局文書⑯も宍道氏の意見を参照しつつ高橋義武が作成・淨書したものであろう。筆跡も文書③の「義武ノ書」と注記された範囲のそれと同一と思われる。「後者」が峰清の作成であつたならば、義武は峰清の案文を基にした（後者には義武の加筆のように見える箇所もある）ことになる。文書⑯（前者）の案文の可能性のある後者は推敲が複雑で、また文書③とは異なり時期を隔てた峰清による加筆修正も入っているから、本研究に当たっては判読しやすい文書⑯を採用し、史料116に翻刻することにする。略号『宍道神社記』。

文書⑯ 明治三干父命記 宍道神社々論書出 高津万寿男答え回  
答届ノ覺書

宍道鈴子氏藏。15丁。大森神社の神主宍道幸雄が、明治3（1870）年7月附で松江藩神社調御用懸に提出した文書の控えもしくはその写し（これを在京の長男峰清に送った）の綴りと峰清宛書状。提出文書の説明、宍道神社は大森神社であるとする意見、神社行政の動向などを幸雄が書いている。峰清がこの文書の表紙に右の題名の題簽を書き、さらに題簽の下方に「八月十三日認同十九日出雲出シ九月十五日京都着」と書き込んでいる。宛先に峰清名はないが、書名と年月日（注（2）参照）から推定できる。略号『父命記』。

宍道鈴子氏藏。129丁墨附103丁。明治14（1881）年以後に宍道村役場の社寺明細帳台帳から各寺院の記載を写し、続けて各寺院毎に「遺考」という項目を立てて峰清の自説を記す。明治14年当時宍道村字海運山にあった雲松寺（大正7（1918）年築上鉄道敷設により現在地「黒田祐一編著『宍道町歴史料集（地名編）』37頁によれば「字猪道山」）に移転。地図(3)2の住所を「宇宮ノ後（地図(3)Y）」としていることから見ると、少なくとも大正7年頃までは書き継がれたり、加筆されている可能性がある。文書⑯は『明細帳』・『遺考』と二つの文書名を書くが、後の合冊ではなく、初めから一冊の体裁である。別の文書⑮『神社明細帳宍道村神社遺考』の略号をD論文では『明細帳』もしくは『遺考』とした。従つて、本文書は引用の箇所により略号を『寺院明細帳』もしくは『寺院遺考』とする。

文書⑰ 「両祇園社棟札写」（服部仮称）

水川神社蔵。木幡修介氏旧蔵（八雲本陣旧蔵）。平成10（1998）年9月15日八雲本陣において調査させて頂いた後、同年9月22日木幡氏が水川神社に移管せられた。8丁墨附8丁。折紙を縦に使用している。最後の8丁は半紙1丁分全面（縦）に墨書きした後、半折りにして末尾7丁の次に後から綴じ込んでいる。

1丁オに見出し「祇園社棟札 一天正十三酉年一枚京極佐々木完道政慶 二慶長九辰年一枚 三慶長十五戌年一枚」（①）と記し、さらに右上端に「天正十三酉ヨリ明和九迄棟札十一枚（②）并ニ文化三寅年之分一枚（③）」と記している。これによると、本文書は①②③の3次に亘り作成されたものと認められる。紙質も①②③とは各々異なる。但し、①の天正13年・慶長15年の棟札写しは欠脱している。

本文書は棟札銘文の完全な写しではなく、主として本願主を中心とす

る代表者達を摘記したものである。しかし、これまで使用してきた文書⑭『水川神社棟札類写』にはない水川神社（北ノ祇園社）と三崎神社（中津祇園社・「宍道社」）の棟札を収録し貴重であるから、第4章第5節史料124a 132 134 135 136 141に翻字して紹介し、残りは機会があれば別に紹介することとする。

注

（1）「高橋千川（一八二七—一九〇二）は清義の子で、幼名左丸、後に遠江藤原義武と称した。維新後美田美と号し後千川と改めた。幼にして父を失い、母の教育と父の遺書によって独学したが、安政三年国造千家尊澄に師事して国学を学んだ。三神講という講社を創設して、一派神道の一機軸を立て毎月定日に講演した。明治十二年より専ら都武自神社に奉仕し、附属の講社を創設し、一万人に及ぶ講社信徒を結集して社会教育に力を尽くした。其の主義とする所は敬神尊王愛國の三大要義を以てした。学説として奇抜なもの多く奇行逸話も数々伝えられて居る。」（『平田市誌』復刻版997ペ、報光社、平成6（1994）年、平田）

（2）この「差出書」作成時に峰清が京都にいたことは注（6）文書の存在および峰清の「忘備録」（明治十五年午自三月至十二月）明治十六年未自一月至十二月の1丁オに「同（明治3……服部）年五月高山県出立京ニ入 明治三年九月廿一日京都ヨリ大阪へ九月下旬」とあることで判る。

（3）「高橋伊岐夫（一八五〇—一九二三）口宇賀村の神職高橋帶刀の次男で、幼名年穂、壱岐といい梅窓又香雪と号した。千川の養子となり家学をついだ。柔術弓術一刀流を修め、雨森精翁について漢学を学び、小学校教育に従事し教育研究会（後の簸川郡私立教育会）を設立してその会長となつた。また皇典講究所の事業を助け神職講習会の講師となり、或は雲隱神職会の設立に尽力して簸川支会長に推されるなど神職として尽す所すくなからず、人格高潔人々の信望も厚かつた。漢詩和歌国文等詩文にすぐれて居た。」（同右へ注

1) 書 997 ペ 998 ペ

(4) 「高橋清義 清義（一七七二—一八三八）は美談村の神職高橋義長の長男で、高橋石見別称白枝清義・梅園と号した。寛政五年父の死後をうけて家をつぎ、同八年千家俊信が帰國開塾するやただちに入門した。文化二年弟義芳に世を譲り、大社教の布教の傍ら備前・播磨・淡路等を行脚したが、その間に「淡路紀行」「さすらいの旅」「洲本日記」等の著があった。（中略……服部）清義はまた漢詩を嗜み、道光上人の門に学んだが天保九年没した。年六十歳。（同右注<sup>1)</sup>書 997 ペ）

(5) 「伊岐夫が千川の養子となつた経緯は、千川には子供がなかつたので、姉の意宇郡佐々布村（現八東郡佐々布）の神官「大森神社か」宍道家から養女としてみる姫を迎えていた。丁度好学者として評判の高い伊岐夫の事が耳に入ったので、これ幸いと伊岐夫を養子に迎えようとした。しかし伊岐夫は学問に専念したい思いが強く、機会があれば上京したいと思っていたが、千川に教えを受けた恩もあるし千川の切なる願い黙し難く渋々承諾した。正式に決定したのは文久三年（一八六三年）の二月であった。」（国富郷土史<sup>531</sup>ペ、国富公民館発行、平成9（97）年、平田）

『高橋家系譜』の美為の没年と年齢から数えで逆算すると美為は文久3年当時数え年12才、伊岐夫は数え年14才。右の文久3年は婚約の成った年であろうか。右『系譜』では「歳十七ニシテ伊伎夫ノ妻トナル」とあるから、夫婦になつたのは慶応4・明治元（1868）年（伊岐夫数え年19才）となるか。ちなみに二人の間の長男高橋龍雄は明治3年生まれである（国富郷土史<sup>536</sup>ペ）。

なお、『高橋家系譜』と高橋家の人物に関する資料の蒐集については、高橋家とゆかりのある平田市在住の高橋忠夫氏・高橋忠氏、また、平田市立図書館長藤澤秀晴氏、島根県立図書館郷土資料室のご高配を賜つた。記して謝意を表する。

(6) 但し、幸雄一人の意見だけではない可能性がある。即ち、宍道

鈴子氏蔵『明治二己巳之年本国書状之合集』は、明治2年6月19日から12月15日の間に幸雄が認め在京の峰清宛に送つた6通の書状を、峰清が纏め表紙を附し、表紙に峰清が右の題名と書翰の執筆月日と京都着の月日を記入した文書である。

この内容を見ると、明治2（1869）年当時の神社調べの動向や宍道神社をめぐる両大坪家の様子等を詳しく峰清に報告しているから、折り返し峰清が自己の意見や知識を幸雄に書き送つた可能性もある。従つて、「差出書」の作成に際しては、峰清の意見も取り入れられた可能性もありうる。

## 二 宍道神社をめぐる両大坪家と宍道家の社論史料紹介

本章では以下の史料<sup>113</sup>～<sup>117</sup>を紹介する。幕末から始まつた式内宍道神社の帰属をめぐる争いは当初両大坪家（D論文参照）と宍道家（B論文第12章）との間で行なわれたが、明治3（1870）年7月を機に、両大坪は別々に請願するように改めた。即ち三崎神社は後大坪家（E論文参照）が申請し（E論文33ペ段31行目～34ペ下段19行目）、石ノ宮神社は前大坪家（F論文参照）が申請するように改めた（F論文191ペ上段15行目～192ペ上段16行目）。

史料<sup>113</sup>～<sup>117</sup>は、宍道家が作成したもの、もしくは宍道家の文書中に転写されているものである。<sup>114</sup>は両大坪家の連名による主張（三崎神社<sup>115</sup>と同文）である。<sup>115</sup>は、両大坪家による主張（<sup>114</sup>と同文）に対し、峰清が批判・反論を加えたものである。<sup>116</sup>は宍道家側によつて作成された同家の主張（大森神社<sup>117</sup>と同文）である。

原文書の作成された順番は、<sup>116</sup>（元治元（1864）年11月）～<sup>113</sup>（明治2（1869）年12月）～<sup>114</sup>～<sup>115</sup>（本論文では省略した両大坪作成部分。内容は宍道家の批判反論の部を除くと<sup>114</sup>と同じになる<sup>117</sup>（明治3年7月）～<sup>111</sup>（宍道峰清の作成した批判反論の部分）（明治30（1897）年頃）である。両大坪家と宍道家の主張が明確になるように<sup>113</sup>～<sup>117</sup>の順（両大坪家<sup>113</sup>～<sup>114</sup>対宍道家<sup>115</sup>～<sup>117</sup>）に紹介す

る。113の前半部は114と同文であるから省略し、後半の宍道峰清による批判反論の部分のみを紹介する。なお、既述〔はじめに〕の如く、両者の示す根拠や相手の論拠に対する批判、相手の批判に対する反論のうち、後の研究において取り上げる箇所を「」で括り、傍とその行頭にゴシック体のABCおよびアイウエオを打ち、検索の便とする。

## (二) 史料 113 〔宍道神社ニ係ル雑記〕収録)

113は、標記文書④『雑記』に収録されており、既に一部分をE論文55に紹介した。E論文の時点では長文であるためと、内容がE論文の主題と直接係わらないため一部を省略した。今回本論文の主題と係わる部分を含めて、全文を紹介することにする。

113(E論文55)の筆録者は筆跡から宍道峰清と判断される。E論文(30頁上段22行目)では「55の〇は宍道幸雄の注である。」としたのを、今回峰清の注と訂正する。さらにD論文(15頁下段)においては、113が収録された文書④『雑記』を、「1丁オヽ18丁ウは宍道幸雄の作成(中略、服部)19丁オから51丁オの最終までは、宍道峰清の作成」としたけれども、前章(7頁下段2ヽ9行目)の考察によって「1丁オヽ17丁オは宍道峰清の作成の可能性があり、17丁ウから末尾95丁ウ(および裏表紙裏の2行分)は峰清の作成」と訂正する。また作成時期を「式内宍道神社を公的に争い始めた明治2(1869)年を僅かに下る頃、「明治3年か?」と思われる。」(D論文15頁下段13ヽ15行目)としたけれども、前章で述べた如く、『雑記』1丁オヽ11丁ウが元治元(1864)年11月の文書⑦の案文の可能性もあると考えて至つた(7頁上段26行目)下段2行目)から、133が文書⑩の案文であった場合には、その作成年月は元治元年11月かそれ以前となる。

113 1行目の「先般御改之節一冊之社記」に相当する文書はまだ見ていない。これに相当する文書はまだ見ていない。これに相当する文書はまだ見てない。これに相当する文書はまだ見てない。文書⑪『宍道神社記』116である可能性がある。

113には『雑記』の本文の上部(17丁ウの左上隅から18丁オの上1/4の範囲にかけて)に現宍道町の大字白石と大字宍道(旧大字宍道町)に相当する地域の絵図を掲載している。これは113 8行目の両大坪から提出された「再度左ノ通図面一紙ヲ以僻見ノ及處申上候」、28行目の「右、図ノ如ク」の図面に相当する。この図面を峰清は縮少して113に転写しているものと理解できる。本論文ではこの絵の部分を拡大して図(9)(10)に掲載する。絵の上端に右から「(一)附箋 (二)附箋 (三)附箋」、右下端に「(四)附箋」と記して、両大坪の絵図のその箇所に4枚の附箋のあることを示している。この附箋に記されていた文章を本文中(113 11行目ヽ27行目)に(一)ヽ(四)として峰清は書き写している。

この113の絵図に記入された説明文の全部を本論文図(9)下段に転記する。

E 写 大坪高津同万寿男ヨリ差上ケ候願書(以上朱)  
113 式内宍道神社ハ先般御改之節一冊之社記ニ大意ハ申述候得共  
A 「佐々布村神主同村山崎ト申所ニ從來古形ノ仮蹟ト申伝候聊平坦ノ  
ア ピ(○曾テ平坦仮蹟ナシ)  
B 地有ヲ以宍道神社神蹟ニ附会シ」「猶其辺本郷ト申唱候ヲ宍道ノ本郷  
C ト名目シ」終ニ「宍道神社ハ我大森明神ノ合殿ニ祭來候怪異ノ説申  
イ 「○合殿ニ非ラズ」  
出候」趣不堪驚愕事ニ御座候」依之再度左ノ通図面一紙ヲ以僻見ノ  
及處申上候尤土地ノ広狹遠近ノ度量ニハ抱ハラス只肝要ノ地而已略  
図仕候  
D (17では「五ヶ面」の字を使い、「金山面・坂口面・才谷面・下倉面・白石本江面」とする。……服部)ヲ以一村トシ宍道ハ村町ト離ル、事三百年以來ノ  
事ニヤ然レトモ「白石五ヶ免ノ神社モ佐為神社ヲ除キ余ハ宍道神社  
テ窺見候事御座候氏子モ惣氏神ト唱來候」

F

G

H

I

J

K

L

M

N

O

P

Q

R

S

T

U

V

W

X

Y

Z

〔二〕史料 114 『宍道神社ニ係ル雜記』収録

②「宍道神社転社ノ所謂ハ栗原新左工門ト云フ者ノ祖先當時ノ豪家ナルヲ以右社ノ陵遲ヲ再興セント持分ノ山ヲ社地ニ寄附シ今ノ所ニ移シ奉リシ也夫ヨリ新右工門家ハ世々不抱盛衰同社遷宮ノ節ハ分外ノ扱向モ於干今不变」

③「宍道神社モ朱引一括ノ内ニオイテハ竜臥山ヨリ已前ノ旧地ト思ヒヨル僻見ノ地モ御座候得共他境ニ祭り来ル事事実ニオイテ決テ無御座候」

H ④「山川ヲ以郡里ヲ分ツハ上古ノ法則ニテ則此川ヲ限り西ハ佐雜邑東ハ宍道ナル川ヲ隔六道郷ノ佐雜ノ地ニ在ハ覺束ナシ」既ニ風土記ニモ通出雲郡堺佐雜村（村ノ字ママ……服部）トアリテ彼一村ハ元來ノ地名今古不改只佐雜ヲ佐雜布ト後世書來而已

I 右岡ノ如ク「三津ノ崎ハ皆氏人ナルヲ以宍道神社棟簡ニハ三崎神社トモ書記有之」「都而皇國ニオイテ氏神無キ國柄ハ無御座候事ニテ實以山崎廢社ヨリ大森明神合殿ニ祭來ル事ナラハ上代ヨリ古老ノ有伝

J 聞仕古氏人ノ邂逅ニモ礼拝スヘキヲ八十ノ老人モ是迄不聞及儀「殊ニトモ書記有之」「都而皇國ニオイテ氏神無キ國柄ハ無御座候事ニテ實以山崎廢社ヨリ大森明神合殿ニ祭來ル事ナラハ上代ヨリ古老ノ有伝

K 聞仕古氏人ノ邂逅ニモ礼拝スヘキヲ八十ノ老人モ是迄不聞及儀「殊ニ遷宮ノ節ハ幣頭立合神体動靜相改候事ニテ必其主意可申出ヲ遠藤速記始高津親安頭佐幣頭役中ニハ同社遷宮相勤候得共其儀不申出」

L 「其上宝曆ノ度ヨリ続テ社号祭神書出候節モ無其儀故官帳ニモ其証謂（○記大岩長一丈高四尺周一丈九尺）（○石宮高式尺六寸長四尺八寸中周七尺六寸下周一丈二尺斯クアレハ記ノ正文ニ相違セリ云々）追猪犬像

M 「其上宝曆ノ度ヨリ続テ社号祭神書出候節モ無其儀故官帳ニモ其証謂（○記大岩長一丈高四尺周一丈九尺）（○石宮高式尺六寸長四尺八寸中周七尺六寸下周一丈二尺斯クアレハ記ノ正文ニ相違セリ云々）追猪犬像

N 洞察可被下候「右社ハ朝廷ニオイテモ祈年御祭奠ニハ關係ノ御社ナルヲ數百年奉秘置何ヲ憚リ是迄口外不致事カ一事トシテ可称摹箇条ハ無御座候」猶余事ハ先般ノ書ニ相讓省略候以上

明治二年ノ  
己十二月

大坪万寿男判  
大坪高津判

〔雜記〕17ウ～18ウ

木村藏右衛門様

さるにその本文中の丸ガッコ内に朱色の〇を附し、2行書きで宍道家側の批判反論を記している。翻字に当たっては読みやすくするため、2行書きを1行書きに改め、活字を1ボ落とす。

114 明治三年午七月 是ハ佐田社配下トナリタル時届書中

宍道由来記（○元錄六癸酉八月祇園両社社司大坪主殿大坪左京）○（後ト云フ

意宇郡宍道町宍道神社ハ祭神大名持命ニテ宍道郷ノ氏神ナル由緒

○ハ天平ノ頃本国ノ少領主政ヨリ差出候出雲風土記ノ本文ニ宍道郷

ハ郡家ヨリ卅七里トアリテ南山ニ猪像石二ツアリ（○大森神社ノ保存ノ

靈地）トイふ本文ノ解抄ニ郡家ヨリノ里數ヲ以考ヘハ今ノ白石浜ニ當

レリ（○此浜ハ記ノ里程卅二里ニ当ル全ヶ相違アリ）夫ヲ以宍道神社モ

此辺ニ於テ他ニあるへくもあらねハ四丁斗東方ニ石宮○風土記ニ所

謂（○記大岩長一丈高四尺周一丈九尺）（○石宮高式尺六寸長四尺八寸中

周七尺六寸下周一丈二尺斯クアレハ記ノ正文ニ相違セリ云々）追猪犬像

長高周云々其形為石ト石是也此後ノ谷ヲ大谷ト云ハ谷ノ下モヲ犬

だわいふ〇ト申唱地名あるを以是ならむと岸崎時熙ノ考へおかれた

るより其後繼て風土記の解いたし候ものも是ニ基キ宍道神社ハ石宮

○大明神ト細註したるハ此神社の実地を探索せずしての説なり」「元

來時熙の考へおかれたることく駅を遠ざかり山ヲ川ヲ隔テ氏神の

社有へきもあらずさるハかの白石浜より五丁余り南ニ入り左の山手

ニ社ありしを（○かくあれハ白石なる石宮大明神を猥りニ宍道村ニ移し

たる事明らかなり）此駅風土記解抄ニあることく今ノ宍道宿ニ移して

より神体も同しく今之水川神社の社山ニ移し祭りて（いよいよ移し

たる事さもあるべし）宍道の氏神と崇敬し三月十四日花祭と称へ祭奠

賑々敷御座候趣ノ處中古祇園社を佐々木家ヨリ勧請アリ、して（○

京極佐々木塙治アリ尼子宍道アリ時ノ地頭ハ宍道佐々木家アリ）二社と

なれり」（○佐渡判官佐々木入道道譽初テ出雲ヲ受領ス○本祇園社ハ貞觀

十一年播磨國広峰ヨリ牛頭宝印ノ神ヲ遷シテ京都祇園社ト崇ム然ルニ貞

○観十八年六道村ニ佐々木某カ祇園社ヲ觀請セシコト不空ニシテ疑ハシ）「然

ルニ祇園社ハ領主崇敬ゆヘ神威日増ニ式内六道神社ハ其衰微ノ体ニ

相成候ニ付慶長ノ頃栗原某ト申者三丁斗リ南ニ当リ候持分ノ山ヲ寄

附シ此地ニ移奉ル岸崎ノ風土記解抄ニ六道ノ上手ニ祇園社一社ト有

之ト有ルベキヲ祇園社ノ名ノミ高ク故右祇園二社ト書記されたもの

なるへし」（○雪陽誌云祇園社ハ貞觀十八年勸座トアル然レハ延長五年ヨ

リ五十二年以前ナルヘシ延喜式錄ヨリ以前ノ旧社タルニ栗原某カ慶長ノ

間程遠キコト本末聊カ異ナリ云々）

R 「慶長ノ棟札ニ三崎記シタル訳ハ今ノ宍道宿ニナリテ北津中津西

ウ津」（○此ハ〇北〇中津ノ称アリ北津西津ノ称ハ今度新唱）ト三筋二

合（〇分欵）竈モ若干御座候某節三津ノ崎ハ都テ氏子なるゆヘ三崎

神社共慶長ノ頃棟札ニ書記」然レトモ元來宍道神社ニ相違無御座候

S 得ハ「元錄三年十一月再建ノ節ヨリ復旧名只今迄宍道神社ヲ申唱無

謂社号等相改候儀ハ於公事不被為成儀ニ御座候得共彼ノ節御糺ニ相

成再応ノ書類等數々御座候趣申伝候處高津家五十年前焼失仕右様ノ

T 書類ハ勿論往古ヨリ伝來仕候系図等ニ至迄不残灰燼仕候」只「厭賦

難奉願（〇六字不解）木幡久右衛門方へ預り居候天和三年中認ノ宍

道神社一軸御座候テ（〇他家ニ預ケルヤ自家ニ於チ焼失セシヤ有無曖昧

タリ）已ニ伝説モ焼失ト相成（〇藩政ニ至テ宍道町ニ葉山小豆沢木幡ノ

豪商アリ是等各郡吏ノ威アリ村吏亦同シ富權ノ反照ヲ以テ（社寺）教家ノ

帰依を貪ボリタルモノニシテ敢テ私ニ贅スル勿レ國家ノ祭祀ニ預カラ

ル、ハ宍道郷ニ於テハ（在神祇官）宍道神社狹井同高守両社ニ必定セリ）

残念至極ニ奉存候」

U ○「右宍道神社白石浜ノ山手ヨリ神体ヲ今ノ宿ニ移シ奉候後古殿ノ

残御座候哉薬師堂ト名目セシ一古堂御座候ヲ後年雲松寺ト（〇明細

帳云寛正年中真言宗ナリト聊疑アリ）申禪宗寺ノ庭前ヘ移シ又文政ノ頃

山手へ再建いたし是ヲ宮田薬師ト申唱某跡ヲ元薬師ト名目仕候此藥

師天平ノ頃ヨリ安置有之堂ト申伝候得共天平ノ頃ハ意宇郡ニ四箇寺

ナラテ（〇宍道郷ハ固有ノ地ニシテ（天台真言尤多シ）極メテ新造院ノア

ルヘキ所也然ルトイヘトモ天平ノ創立ハ疑ハシ）寺院ノ旧蹟モ相訣リ候

事ニ御座候所地名又申伝候説等皆いにしへの儘伝聞不空ノ儀ニ御座

候」

○宍道神社ハ小社ニテ聊ノ莊嚴モ無御座氷川神社ニ比須ヘキ社ニハ

無御座候得共宍道村町白石村唱来ノ氏神ト崇敬仕候事共眼前ノ究理

ニ抱ハラズ（〇弊摺ヲ洗センモ正理を憚リタルノ意旨含蓄セリ）自然

ノ人情御勘察被下置候得ハ明白ノ儀ト奉存候

明治三年午七月

○（氷川神社三崎神社兩相職）  
大坪万寿男判  
（雜記）63才・64ウ

○（氷川神社三崎神社兩相職）  
大坪万寿男判  
（雜記）63才・64ウ

### （三）史料 115 〔宍道神社公文立証伝記〕収録

次の115は文書⑧『宍道神社公文立証伝記』に宍道峰清が筆録したものである。筆録時期は、文書⑧の追記（明治35<sup>（1902）</sup>年）の部分以外は、明治30（1897）年に大森神社を宍道神社に改称し併せて村社を郷社に昇格させようと作成したものであるから、115はその頃の筆録であろう。前半は114と同じ文章で、両大坪家が「明治三年庚午七月」に「神社御取調懸御中」に提出した文書の写し（転写）である（従つてこの前半部を省略する）。峰清はその両大坪による文中に「附箋の目」とする①～⑤の記号を挿入し、後段においてその箇所に対する批判・反論を纏めて記している。ここでは峰清による批判・反論の部分のみを紹介する。

①～⑤の批判・反論は、114の本文中のカッコ内に記した批判反論の箇

所に大体は相当するもので、それらを箇条書きに改めたものである。114  
に反論、114の反論と若手文言の異なる箇所があるため紹介する。

114

旧両祇園社之両神職連判之由来記（朱）

宍道由來記  
(中略……服部)

右

宍道由來記ニ対スル附箋ノ目 自一至十二

答

○猪岩一 是ハ本宮大森神社ノ所有地ニシテ出雲風土記ヲ以正本タリ

○白石浜ニ当レリ 是ハ全ク地位ヲ誤謬セリ

○犬像長高周 是ハ本記ニ相違セリ 記外ノ二石ナリ 左二

記外石 高一尺六寸 上周七尺七寸 下周一丈二尺

本記犬岩 高四尺 長一丈 周一丈九尺

エ四〇「四五丁余り南ニ入左手ニ社アリ 是ハ上白石ノ地ナルヤ旧地得ル

ノ古形ナシ」

⑤今ノ宍道宿ニ移シテヨリ神体モ同ク今ノ氷川神社ノ山ニ移シ

是ハ貞觀十八年以前ニ移シタルモノトナリ然レバ更ニ疑フトコロ

アリ貞觀ノ頃ト慶長ノ頃栗原某カ素振七百余年ノ幽間アリ

オ因「中古祇園社ニ社トナレリ 是ハ社寺明細帳云佐々木氏カ貞觀十

八年十月十一日勧請トアリ然レハ延長五年式錄ヨリ五十二年以前勸座ノ社トナルベシ是又疑ハシ」

カ四〇「祇園社ハ（氷川神社）領主佐々木ノ勧請貞觀十八年

是ハ文治元年ヨリ曆數ヲ遡レバ三百十年以前ノ相違ヲ出セリ文治

元年ハ鎌倉武断ヲ以宇内守護職地頭ヲ配置ス佐々木氏任國出雲

ニ初入トナレリ〇嗚呼兒孫が祖父母ヲ産ムノ放言ニ似タリ」

キ八〔<sup>キ</sup>慶長ノ頃栗原某（新左衛門）カ崇敬ニ反シ本居タル神社ヲ（三崎神社）バ日増ニ衰微ノ体ニ相成タリト、貞觀ト慶長（五年堀尾吉晴

松江郭普請始）ノ間七百二十五年トナレリ然レバ（氷川神社三崎神社）

祇園山ニ（竜臥山）慥ニ祇園ニ社アル時代疑フトコロアリ  
ク九〔<sup>ク</sup>北津中津西津ノ字世人ノ知ラザル独称ナルベシ即チ由来記ヲ以首  
称トス

（三津ノ崎ハ三崎ヲ云ハンガ為メナリ）加フル元錄年度以降宝永ノ間  
(雪陽誌曰) 祇園両社龜島稻荷客明神アリ之レノ外公文上ニ顯在ス  
ル神社名ニ曾テナシ

既ニ社寺作事両奉行所ノ宝永三年社号書出根帳ニ名録ナシ

棟札ノ如キハ行政吏ノ預ルモノニアラズシテ神職同僚カ自由ヲ掌

ルモノニシテ故ニ曲策ノ弊アリ安政八年午七月十八日神職汚犯ノ  
為メ藩政ノ下知書アリ」

ケ四〇「天和三年認ノ社記一軸 是ハ俗解抄同時ノモノナリケン  
即今無格社三崎神社ノ社記ハ天和三年認ノ一軸トアリ加フル元

錄三年度該社再建ノ書類焼失ノ云々是ハ後世ノ私文ニシテ疑ハ  
シ」

天平年度ノ官文ト同議ニアラサルコト分明セリ

宍道神社ハ大森神社ヲ以天平年度出雲風土記ノ地位ヲ動カサム

ルコトヲ主トセリ尤即今ノ森原田面ハ一郭内ニシテ社境ナルベシ

宍道神社ハ所造天下大神農事ノ御為メ御親類ノ靈時タルニ猪ノ化

石ヲ以立証トス

故ニ猪岩靈巖ハ宍道神社ノ属地ニシテ大森神社ノ地所タリ

コ四〇「白石浜ノ山手ヨリ神体モ今ノ宿ニ移シ古殿ノ残リ雲松寺古藥師

堂五丁奥入ノ説屢々 前項四ノ附箋ニ同シ」

サ四〇「白石村唱来ノ氏神

是ハ旧白石宍道ノ町村ハ祇園ニ社ノ両神職カ受持地ニシテ宝永

年度總社ニナサントセシモ故アリ終ニ維新ノ際旧白石村五箇免ノ

各五箇所ニ郷村ノ有格五社ヲ立テ置カレタリ

當時三崎神社ハ雜社トナレリ即今無格社トナレリ」

（文書⑧『宍道神社公文立証伝記』19丁オ～22丁オ）

116 (1丁～4丁)

出雲國意宇郡宮道郷

宮道神社記

116は第1章に解説を附した文書⑯『宮道神社記』である。本文書は、既述(10べ上段25行目)の如く、112行目の両大坪家が提出した「先般御改之節一冊之社記」と同時期に宮道家側が提出した社記(の控え?)の可能性がある。

113の両大坪の反論は宮道家側の「先般御改之節」の「社記」に対して行われたものではないかと思われる。しかし、116の内容は113の反論批判と完全には一致しない点もある。即ち、113 3行目「山崎ト申所ニ從來古形ノ仏蹟ト申伝候」、6行目、「大森明神ノ合殿ニ祭來候」に相当する文言が宮道家側の116にない(宮道氏は117 14丁～4丁)13行目(ツ)において、そのようなことを言つたことは「聊モ覺無御座」としている。

長文であるため、本史料中に宮道(神)社の来歴の資料として引用している『風土記』・『懷橘談』・『抄』等の引用文は省略する。また、第1章に述べた如く、原装時の柱に記入した丁附を先に( )内に記し、後に実際の丁附をへゝ内に附す。

\* これは、『式内社調査報告』に、

尚『八束郡誌』氷川神社の條に見える「当社所蔵文書中宮道神社記」と題する長篇は、所在不明、大森神社記録同様である。(式内社研究会『式内社調査報告』第20巻へ山陰道3～99べ上段(興茂利氏執筆担当)、皇學館大学出版部、昭和58(83)年、伊勢)

とある所在不明の『宮道神社記』に相当するものと思われる。これに統く両大坪側の文書が宮道家の文書中の113 114 115に転写されている。しかし、原文書(の控え)は後大坪家の大坪八重子氏宅にも前大坪家の大坪併治氏宅にも現在のところ存在しないといふ。

また、右に「所在不明」とする大森神社記録(特定の書名ではなからう)は、現在宍道鈴子氏の所蔵であり、そのうち宮道神社論争関係のもの一部を本論文113～116に紹介する。117も同様に宮道家の社論文書であるが、既述の如くこれは島根大学附属図書館蔵である。

天平五年二月卅日 出雲風土記曰  
(宮道社・宮道郷・宮道川・宮道駅・佐雜村・佐雜塙の記事を省略……服部)

延長五年十一月廿六日 延喜式神名帳曰

(同社および『文德實錄』仁寿元年正月庚子詔云々を省略……服部)

(2丁～5丁)

承応三年懷橘談曰

(宮道・佐々布の記事省略……服部)

(3丁～6丁)

右

按するニ承応年中ハ宮道神社ハいふも更ナリ名高き猪岩さへも人しシらぬ世なりけれハすへの有様此意ニ同し然る中ニ「佐々布神社と

惣社斎本宮大森大明神あれハ神跡の神さひたる古をおもひ記したるものならんか是即ち今ノ大森大明神之事ニテ佐々布神社ニあらす宮道神社とあるへきなり 大森といふハ古ク大樹の茂りて雲井にそひへたる神地なるによりて世俗終ニ大森と云しものなるへし既ニ 意宇郡ニ郷社之延喜式社を大森といふ例左に出す

来待郷 来待神社 大森大明神といふ

筑陽郷 筑陽神社 右同断

宮道郷 宮道神社 右同断

然る所神主之称号も宮道といふは動かぬ神ならはしならむかく尊き官社を淫名ニ唱へ奉るハ中古ヨリの事なるか意宇郡ニ数多官社あれと大明神或ハ權現天王などニ唱へ替それより神威おとろへ「剩」<sup>（あまつ）</sup>宮殿ニ仮体を安鎮し僧侶の奉仕となるもありかゝるなかハに縫の領地之城主地頭などいふものの郡村ニ己か威を張り

地名を動かし出雲郡健部郷伊甚村を意宇郡ニ属し伯耆と出雲の

堺なる意宇郡ハ古ク能儀郡と相成今意宇郡東の堺ハ意東の荒嶋

を限るなり是ヨリ意東といふ也尤此所ハみな筑陽の郷の小里な

り今いふ意宇郡ハ東之限りを意東とし西の限ハ佐々布村ニテ意

西ともいふべき郡の西堺なり順路三六一里之九里なり此郡の東

西ニ(重複)□

（4丁～7丁）  
ス「大森大明神といふハ淫名なれとも顯然たる官社をみな大森大明神  
といふは古き伝ことあるへきを今おしはかりニいはんも後の禍と  
ならむ事をいむ」

千時承応三年より三十年をへて天和三年発亥五月出雲国神門郡監

岸崎佐久次時熙(元)出雲風土記俗解抄を撰む某抄ニ曰

〔抄〕宍道郷の記事省略……服部

按する二天和三年の頃も宍道郷内ニ宍道神社と称へ奉る社さらニな

ければ時熙(元)いつれか宍道社ならむと宍道の町家に旅宿を求め日頃

苦心せし央小豆屋某といふもの同町之社司大坪左京といふ人ニ尋る

ニ是ハ白石村之本江の石宮大明神是宍道神社なりといふ

是より宍

道駅ハ天平之頃ハ白石の浜ニありといひ今ハ十八町西に在宍道郷と

解抄したるハいづれも誤なり猶委敷ハ宍道郷細見之図を見てさとり

たまへ

石宮大明神の事

右ハ只一つの小石にして高さ二尺六寸周り一丈二尺風土記の猪

岩犬岩に寸尺離隔せりされハ猪岩ニもあらざる事又明らかし

宍道駅白石浜ニありといふ事」

（5丁～8丁）

右白石の浜天平の頃ハ大海也既ニ風土記の神戸玉作之湯さへも

海陸の地なり今ニ波頭といふ所顯然として小貝など数多岩ニつ

きたり依之白石浜ニ駅ありと誤いへるハ風土記ニ南の山ニ猪岩

二天岩一つありとあるを取繕ハむか為に石宮大明神の所にあた

る白石浜ニ駅ありといへるものなり

今者十八町西に在宍道郷といふ事

風土記曰宍道駅郡家正卅〇里説名如郷

右里字の上ニ〇あるハ脱字の印なり是より無理ニ宍道駅を十八

町東へいひよせたるものならむ白石の本江ハ元来海ニて天平の

比ハ大海につ、きたるおもひはからずして解抄を作りたるもの

なり故ニ其解抄のためニ官社を淫祠同様ニおもひ誤る事の起り

是なり 時熙(元)か宍道神社とおもひあやまれる白石本江の石宮

道川といハむとすれども既ニ風土記ニも宍道川之源ハ大原郡幡

屋山より出て北の海二人とあり此宍道川今ハ佐々布川といふて

大森大明神の前を流る、川をハドヲド川といひて下倉と横見の両谷

ヨリ流れ出て北の海に入川ニて何の由緒もなき川なり此川を宍

道川といふ所の築縄手の奥入ニ横町といふ所あり是上古の駅の

才谷といふ所の築縄手の奥入ニ横町といふ所あり是上古の駅の

旧地なるへし塩治(元)高貞も此處を通りて佐々布山ニ取上ヶ追手

の山名時氏と一軍せむとはかりしも此山路ならむ曆応之後迄も

此道ハありと見へたり今もかすかに道跡あるなり又佐々布村の

本郷は宍道之本郷也といふ所ニ上駅屋中駅屋下駅屋といふ所

もあり 大平記ニハ判官高貞の墓ハ佐々布村ニありといへり今

萩田といふ所ニも大墓あれと実ハ

（6丁～9丁）

白石村の横町越しニあるを高貞の墓なりといへり坂駅の旧地ハ

二所□りて定かならず

（明治十七年十一月七日社名復旧願ニ大坪高津ヨリ猪道山三崎神社ト記載

セシは新ニ山名ヲ起シ。宍宇ヲ。猪宇ニ隠植(元)セシハ抱腹ノ様ナリ）（以

上峰清注：服部

三崎社を三崎ハ御前ニテもしハ稻荷の使神ならむか 宍道神社と近世

いひ始めたる事

（15）

今云宍道町ニ中須といふ町名あり此中須ハ元来海なり又入江の瑞應寺（＊上欄外に「即今隨音寺ト云フ」の峰清注あり……服部）トイフ旧地

あり此入江も海なりすべて此辺みな大海ニありし也此瑞應寺 隨音寺トイフの山本新開之地ニ御前社 三崎社ナリといふ新社あり後ニこれを完道町の社といひ又完道社といひ拝して終ニ式内完道神社

いたし村町の氏神となれり中古以来完道ハ至而小村の町村ニなり

たれとも町家の事ゆゑ町人の富家あり又中古より唱へ来れる氏神

セ祇園牛頭天王を尊崇し祭式の振ハヒ美風の成行依て「右三崎神

社御前社ナリも今又祇園両社と唱へ六月十三日十四日

十五日の大祭ニ祇園と三崎の両社の是を祇園両社トイフ 御輿を双へ

て町中行幸スそれを練供養といふ 当時此名たへたり 同御渡り狐といふ事もたへたりいた此例出雲郡久木八幡の祭ニあり』

出雲式社考ニ曰

(後信の猪像石夫婦岩へ獅子石)説を省略……服部)

右

按スルニ猪石之事ハ実考ナレドモ 大神之宮居ノ考ハ時熙ニ同

シ白石村之石宮大明神ハ古今來待石ニテ無社又猪岩ニモ犬岩ニモ非ズ寸尺モ風土記ニタガヘリ又尊き大神ヲ猪犬之石ト一所ニ祠

ルベキ理アランヤ梅舎之大人モ時熙カ俗解抄ヲ本トシテ宍道神社ハ白石村之石宮大明ノ事也トイハレタルモノナラン俗解抄ト名付ル所謂モ時熙郡奉行勤役中俚人ノ虚実疑惑ノ所モ不取

(8丁～11丁)

敢其僕ニシルサレタルユエニ俗解抄トハイヘルナリ

出雲風土記解

右之書ハ天明七年二月十四日遠江国豊田郡大谷郷ナル内山真龍ノ解

ニテ宍道神社之解アレトモ是モ猪石ノミニホタサレテ宮居ノ事ハ委シキ説ナシ猶俗解抄ニオナジ

ソ「宍道郷之本郷を 完道神社の神籠此所也 佐々布村の本郷と誤りたる事

タ 宮道郷内佐々布村ニ本郷といふ五百余石一ト見渡しの所あり尤

神籠といふ旧地あり是上古の官居 惣社本宮大森大明神 宍道神

社なる事あきらかなり」猶委クハ宍道郷の地風を見て虚実をさ

とり玉へ

今佐々布村の小里ニ佐々布といふ所也是ハ古佐々布にて 古佐雜村な

風土記ニ通意宇郡堺佐雜村一十三里六十四步又通出雲

郡堺佐雜埼卅二里卅歩トあれハ佐々布村へ次第

(7丁～10丁)

広まり終ニ今いふ佐々布川の幡屋山より出る宍道川是ナリ 西を

限り佐々布村とし 佐雜村是ナリ 川の東を限り白石村とし川を

正堺ニ別ちたるものなり

チ 出雲國式内式外三百九十九社記

宝永三年  
雲陽誌

右之書モ俗解抄ニ同シ弥張宍道神社ハ白石村之本江石宮大明神トアリテ 式内宍道神社之宮柱ハ誌ニモ見得ズ

按スルニ宝永之後迄モ宍道郷内ニ宍道神社トイフ社ナシ故ニ白石

村本江の石宮大明神を宍道神社といひ誤りタルモノナリ

天和三年之俗解抄ト宝永三年之雲陽誌トノ年間二十四年ナリ白

石村石宮大明神之図面ハ奥ニ委シク出ス

チ 天保三年栗原一貫述

寛政 年梅之舍俊信大人

リ」  
（接スルニ永正ハ宝永ノ永ト正徳ノ正ト一合シタルモノニシテ後世執筆セシモノナラン古今年代相違セリ）（以上へゝ内峰清注……服部）

右

即今白石村之石宮大明神ヲ宍道神社トイふ事ヲハ相止メ宍道村三崎社ヲ新ニ宍道神社ト唱ヘ始シナリ

天保四年渡部繩述

出雲国神社巡拝記

（9丁（12丁））

（巡拝記）の宍道社・宍道神社石宮大明神説を省略……服部）

右

按スルニ白石村ヲ宍道村ト唱ヘ始メ御前社ヲ石宮大明神トイひ終ニ式内宍道神社ト主張シタルナリ猶風土記之正文次ニ懷橘談俗解抄風土記解式社考杯前後ヲ照シ合セテ考ノ上宍道郷古今地風ヲ探索し其上清論ヲ待モノナリ

義武書（峰清朱注……服部）

元治元甲子十一月

（文書⑦）『延喜式錄宍道神社記』1丁オ（4丁オ）～9丁オ（12丁オ）

（五）史料 117 （宍道神社差出書）収録

117 (14丁（4丁）)

※ 宍道神社大坪両家ヨリ書出候ニ付當否可申出様被 仰下依而  
愚存之條々左ニ申上候（ミ茶色の線で開み抹消）  
(服部云、※上欄外に幸雄の墨書きあり、左の（）内に記す。この注記、上小口  
裁断と乱筆のため十分判読できず。)

（朱引ノ文）ハ本文ニ認メ高津万寿男ヨリ初發書出団面卷置分ニ相添  
（調方ヘ差出候所ニ度兩人ヨリ自分ヨリ差出）所（）（）（）団面小冊之  
返答書を一所ニ以下ニ相成再度差返候申候文書扣

大坪家ヨリ書出候団面之前書ニ曰ク  
式内宍道神社ハ先般御改之節一冊之社記ニ（中略、服部）  
山崎ト申處ニ從來古形之仏蹟ト申伝候聊平坦之地有ヲ以宍道神社神  
山崎ノ云々曾テナシ（峰清注）  
跡附会シ山崎以下ノ文都而無空（峰清注）（以上113Aと同文。……服部）

次の117は、113の兩大坪家の宍道神社三崎神社「説」に対する宍道家の反論・批判である。兩大坪による114と同じく「明治三庚午七月」附であるから、神社取調御用懸は平等に当事者達に主張を述べさせたのである。但し、結論は出さず「旧松江藩ニ於テ、斯ル論社等ハ真偽共其儘差置カレシ趣キニテ爾後何等ノ御沙汰ナシ」（本章14ペ上段15行目の「式内社調査報告書」第20巻101ペ上段に引用された「明治三十五年九月当社社掌古瀬秀千代『御由緒調査書』による」という状態であった。そのため、3社からの宍道神社復称願がその後も繰り返し島根県に対して行なわれることになった。

ツ

右件「山崎之地ニ神跡有之ト申上候事聊モ覺無御座自分ヨリ申

上候ハ宍道郷内佐々布村ナル本郷面神籬カ坪ト申神跡之地ニ御

座候】

猶其辺ヲ本郷ト申唱候ヲ宍道之本郷ト名目シ（以上113Bと同文。……

服部）

テ「右之件私唱ヲ以名目仕候ニハ無之宍道川ヲ中ニシテ第一佐々

布次ニ白石次ニ宍道三ヶ村ヲ合セ凡千石迄モ一目ニ見渡ス大郷ニテ余地ニ二百石ト一目ニ見渡ス郷中ハ無御座候是即宍道之本

郷ニテ今ニ顯然タル地形相見候」】

（15丁～5丁）

終ニ宍道神社ハ吾大森大明神之合殿ニ祭来候（中略、服部）只肝要

之地而已略岡仕候（以上113Cと同文。……服部）

ト右之「件宍道神社ヲ大森大明神之合殿ニ祭ルニアラス神籬ト申処ヨリ大樹覆繁リタル大森之中へ移シ候ヨリ大森大明神ト唱候訣ニテ既ニ意宇郡一郡之内ニモ郷名ヲ以社号ニ唱ヘ來候社ヲ後世大森大明神ト唱替候類例來海村意東村ニモ顯然御座候而都テ大森有ラ以社号ニ唱居申候」（見セ消子）

附箋二  
山川ヲ以郡里ヲ分ツハ（中略 服部）佐々布ト後世書來而已（以上113H附箋○と同文……服部）

ナ「右件佐々布村ハ宍道郷内ニ不有様書成候得共既ニ」

（16丁～6丁）  
風土記ニモ宍道郷里三ト御座候テ宍道郷之堺ハ西ハ佐雜崎ト出雲郡建部郷今伊志見村堺山ヲ以分ツ東ハ白石村ト來海村トノ堺ヲ以分ツ何ヲ以テ佐々布村ヲ郷名ナキ新地ト申候乎愚昧ノ至ト奉存候先哲之諸解抄ニモ惣テ佐々布白石宍道三ヶ村ヲ以宍道郷トスト有テ風土記ト符合仕候即チ宍道川モ佐々布村ヲ流レ又記ニ猪大岩モ宍道郷之南山ニツ在ト御座候而寸尺モ昔ニ不異顯然ナル岩ニ御座候素ヨリ人作ニ出来候ニハ無之「道法モ郡家ヨリ宍道郷迄正西卅七里トアリ駅迄之道法ハ卅〇里ト脱字ア

リテ不相分尤記之卷末之駅路ニハ卅八里トアリ」是宍道郷第一之目的ナルヲ初テ岸崎氏俗解抄ヲ著ハス時此岩之有處ヲモ見ス里人之言ニ任セテ何ノ事モナゲニ只女男岩トノミ書記シ無謂宍道郷ヨリ正東ニアタル白石村之東之果ナル本江ト申處之山裾ニ來海石之石山アリ分レノ之石沢山アリ其内一ツノ石ヲ石宮大明神ト唱

ヘ其石ヲ解抄ニ曰ク】

（17丁～7丁）  
猪犬像之石ハ白石之本江村石宮大明神是宍道之社也ト書候ヨリ顯然タル猪石ヲ始メ宍道郷モ宍道神社モ右俗解抄之為ニ無謂附会等申出候事是ヨリ生シ申候

朱引一括ハ都テ宍道郷ナルヲ（中略、服部）氏子モ猶氏神ト唱來候（以上113D・E附箋○と同文。但し、末尾「猶氏神」を113Eは「惣氏神」とする……服部）

（次の17丁ウ～7丁ウ～1行目「右之件」行頭から21丁オ～11丁オの最後9行目行頭までの間の欄外に茶色の一線を引き、さらに茶線を延長しないが、22丁オ～12丁オ～1行目「ト唱ヘ祭礼ヲモ容牙祭ト申候」の左横上に茶色の筆で「是迄消し」と記す。このことで、幸雄は17丁ウ～7丁ウ～1行目から22丁オ～12丁オ～1行目までを削除する意思を示す。……服部）

又右之件「佐為社ヲ除キ余ハ宍道神社氷川神社両社之末社※（※の位置に幸雄は次の（）内の一文を挿入する。……服部）

『又氏子モ物氏神ト唱來事ヲ聞ス白石五ヶ免ノ者共唱來候ハ祇園祭ヲ容牙祭ト唱ヘ又＊ヲ容牙氏子ト唱ヘ聞伝聞仕候』（＊の箇所「氏子」脱か。11ヒおよび『父命記』3丁オには「氏子ヲ容牙氏子ト唱ヘ」とある。……服部）ナリト申訛無之前文ニモ申上候通り

「宍道郷宍道神之儀ハ吾カ祖先宍道城主之產土神ニテ宍道郷神籬坪ト申處ヨリ只今之地森原ト申地大樹オヒシケリタル其内へ移シ奉リ大森大明神ト唱ヘ素ヨリ宍道家產土神タルニ依テ神領モ数

ヶ所アリ」建立修覆ハ勿論神事祭田迄被寄附候ニ付テハ郷中之

氏人等も出銀等イタス事ナリ打過候處右領主落城」

(18丁)  
(8丁)

ニ付領主モ相替村分面分等致シ既ニ白石村ヲ金山面坂口面才谷

面下倉面白石本江面ト五ヶ面ニ分ツ佐々布村ヲ本郷面古佐々布

面ト二面ニ分ツ其後本郷面之内田畠開発シテ岡之目面畠谷面ニ

分ツ只今ハ村中四ヶ面ニ相成居申候六道ハ至而小村ナル故ニ村

町トニ分ツ此產土神ハ

祇園社  
御三崎社

右両社ヲ祇園両社ト唱ヘ神主モ祇園之神主ト書來候ニ御座候

白石五ヶ面之者氏神ト唱候社之事

金山面

八幡宮  
右往古高垣某トイフ百姓幡屋村八幡宮ヲ六道家之古城山ニ勸

請イタシ候由ニ御座候

坂口面

王子權現  
大坪万寿男  
右往古ハ伊原少膳トイフ者宍道家之城内鎮守之社ヲ我持分之

土地ヘ移シ神職相勤メ  
(19丁)  
(9丁)

後万寿男方ヘ相讓リ候由ニテ今ニ至迄其家ニ鍵ヲ預リ社モ自

分一建立ニ致シ候

才谷面

「六所大明神  
右佐為神社  
高守神社  
二所大明神トモ唱候由往古ハ石原淡路

ト申神職アリ此神職當時樁縫郡鹿園寺村之神職ニ相成居申候」

下倉面

身武知大明神  
同人  
神主

上白石分

熊野權現

白石本郷面

高宮大明神

岩棚權現

白石岩屋谷分

此外

坂口分

猪岩犬岩

猪岩持主ハ矢頭ノ石原仁平ト云フ山林ニシテ神職引請ノ地ニアラズ明治廿九年四月十三日大森神社ノ御所有地トナル(同年月日以降の峰清による加筆……服部)

上白石分

(20丁)  
(10丁)

石宮大明神

右二所社無ク其近辺講中ヲ以祭ル右石宮大明神ヲ一端六道神

社ト申居候

佐々布村當時四ヶ面七組ニ相成申候同村本郷面大森分ニ坐ス村中之

大氏神旧名

六道神社當時大森大明神

小佐々布面小氏神

熊野神社

右往古ハ福間舍人ト云神職アリ當時断絶

大坪高津  
小佐々布面荻田分小氏神

民部大明神

本郷面上下小氏神

山崎八幡宮

岡之目面小氏神畠面共

宇賀大明

神主

同

同

同

同

万寿男

神主

同人

同

同

(~幸雄加筆)

同

同

同

右四ヶ所ハ祭日客來杯イタシ候其外數カ所御座候得共講中ヲ以祭  
來申候

大森之儀村中氏人ヨリ

〔

錄も御座候ハ、後年完道神社と云ハむかため新左衛門と心を合  
計置候事と奉存候」  
(幸雄加筆)

図面町家之地名ニ曰ク

〔2丁～11丁〕

〔西津中津北津〕

本宮本社大氏神杯ト唱ヘ祭礼ヲ大祭ト唱來申候村中諸社ハ末社ト唱  
ヘ祭礼ヲ小祭ト唱ヘ本宮建立修覆遷宮等之節入用材木ハ勿論出錢等  
迄末社割府氏子モ村中無隔敬礼仕候然處祇園之神主是ヲ羨ミ祇園社  
ハ完道町村丈ケ之氏神ナル者ヲ白石村之祇園両社之末社杯ト兼テ愚

昧之者共ヘ申諭シ置六月十五日ハ諸國共祇園之祭日殊ニ市中之事故

賑等モ有之ニ付近在之者モ參詣致シ神職ハ白石宍道共同家之支流ニ  
付而ハ五ヶ面之者モ外村トハ違ヒ御神樂料等モ差出且又遷宮等之節  
モ少々ツ、出錢モ致シ候ニ付此度御一新之廉ヲ以祇園ト三崎ト下上

ニ書替三崎社ヲ宍道神社トカキ祇園社ヲ水川神社ト唱替宍道郷中ヲ

ヒ流ル、川ヲ限自分勝手ニ我支配一括ニ朱引之図面ヲ作り「白石五ヶ  
面之社ハ佐為神社ヲ除キ余ハ右両社之末社ニテ氏神ハ惣氏神ト氏子  
ヨリモ唱候杯ト書出候事惣ハ不都合ニ御座候五ヶ面之者共兼テ実ニ

唱候ハ祇園社ノ氏子ニアラス依之氏子ヲ容體氏子ト」

〔22丁～12丁〕

ト唱ヘ祭礼ヲモ容躰祭ト申候」  
〔是迄消し〕(17丁～7丁ウ)1行目「右之件」からこまでを幸雄は抹消する意思を  
示す。……服部)

〔図面附紙二〕  
六道神社転社之イハレハ栗原新左工門(中略、服部)分外之扱向モ於  
干今不变(以上113F附箋○)と同文……服部)

フ  
右之件「たどひ新左衛門豪家ニ而何方ヨリ當時之地へ社を移し  
分外之取扱有之候逆完道神社之証拠ニハ相成間敷是迄(北)  
祇園(中津祇園ト祇園)両社之内ノ一社ハ(往古ハ)三崎社ニ候  
ヘハ弥張三崎成ヘし(此分ハ除キ)として、以下「奉有候」まで44  
字分を削除する意思を幸雄は示す。……服部)若又完道神社と申記

(20)

右之件是迄宍道町名ニ聞及ハす候事ニ而全ハ西方を原といひ  
中央を中津といひ北方を北とのみ申置候右等皆三崎之二字を助  
くるの妄語」

〔23丁～13丁〕

〔ニ御座候〕

〔図面附紙二〕  
宍道社モ朱引一括ニオイテハ(中略、服部)無御座候(以上113G附箋○)  
と同文……服部)

〔右之件祇園三崎社ニ宍道神社ヲ附会出来サル時ハ彼之石宮ヲ牽強  
附会ヲ申出サントノ前夕クミト奉存候〕(幸雄加筆)

〔図面直二〕

竜臥山水川神社旧祇園社

ホ  
右之件「三崎社當時宍道神社也といふ往古ハ只今之地に有之  
沖古ハ祇園山(今新ニ竜臥山といひ始む)ニ有之再び旧地ニ移  
シ候様書き(ミ)候得共(茶籠で抹消)『右之件』祇園山を竜臥山と  
何之比ヨリ唱始め候哉風土記中ニ完道神社竜臥山にありといふ  
事相見ヘ不申候」(幸雄加筆)

〔図面直二〕

マ  
白石本郷

往古白石村完道之本郷ニあらす本江と申所ニ御座候處其本江も  
追々埋りて田地となり終ニ一原と相成候ニ付只今其地を本江と  
唱來候本郷本江同音なるを以終ニ佐々布村本郷之

〔24丁～14丁〕

文字を書只今言語之上ニ而ハ相紛れ居申候」

図面直二

風土記鈔云六道駅旧跡也ト白石灘

ミ

「往古完道駅白石灘ニ無之儀ハ風土記地理ニ依而分明ニ御座候  
處鈔ニ無謂石宮を猪岩ニも犬岩ニも六道神社ニも附会いたし  
候ヨリ其猪石ヨリ北ニあたる所に六道駅無之候而ハ地理風土記  
ニ不叶(未だ) (未だ)候ニ付無理ニこち付候事と奉存候」且又此處ニ石宮之

事図ニモ書ニも不書出候段不届ニ存候所熟ラ考候に正敷猪岩

も石宮も万寿男一人之引受ニ而高津方ニハ少しも懸り合無之  
ニ付持(返り点幸雄)合(服部)之祇園三崎社ニ取替申出候者而  
人一段之力を頼且又惣氏子共を相勧め徒党を結ひ候謀計かと  
奉愚察候

図面末書二

右之図之如三津之崎ハ皆氏人ナルヲ以六道神社棟簡ニハ三崎神社ト  
モ書記有之

右之件ハ万寿男引受之白石村石宮を 宗道神社□いふ事  
を相止め完道町後ニ雲松寺と

(25丁(15丁))

いふ寺之庭前間近く新開地ニ祇園兩社之一社と唱來候社を新ニ  
完道神社ト附会申出候へとも「古き三崎社之証拠之棟札ある事  
をいとひ新ニ町家之地名を作り設ケ是迄町家之西方を原といひ  
來候を西津と名付北方をハた、北とのミ云を北津と名付真中ハ  
往古ヨリ中津と申候ニ事寄せ作り添完道神社ハ三津之產(良人ナシテ神ナシ)  
故ニ三崎社といふ棟札有之由ニいひ枉ケ候へとも元來只今夫  
道町ハ天平年中比ハ海三而其後土地も出來町家も其処へ移し候  
候事ニ而古き証拠ニハ不相成地ニ御座候」是全「御三崎社とあ  
る古棟札をいとひ山之岬(サカイ)を津之三崎と言例もなき愚説(ヲ)新  
作仕候」段偽謀浅間激追又(七時)神社取調御用懸りを(惶謹言)を  
この箇所に挿入、後さらに茶棒線で抹消(服部)浅はかに心得候儀と奉

メ

ム

モ

ヤ

ナ

ウ

エ

オ

ア

リ

ル

ル

ル

ル

ル

ル

ル

ル

ル

ル

ル

ル

ル

ル

ル

ル

ル

ル

ル

ル

ル

ル

ル

ル

ル

ル

ル

ル

ル

ル

ル

ル

ル

ル

ル

ル

ル

ル

ル

ル

ル

ル

ル

ル

ル

ル

ル

ル

ル

ル

ル

ル

ル

ル

ル

ル

ル

ル

ル

ル

ル

ル

ル

ル

ル

ル

ル

ル

ル

ル

ル

ル

ル

ル

ル

ル

ル

ル

ル

ル

ル

ル

ル

ル

ル

ル

ル

ル

ル

ル

ル

ル

ル

ル

ル

ル

ル

ル

ル

ル

ル

ル

ル

ル

ル

ル

ル

ル

ル

ル

ル

ル

ル

ル

ル

ル

ル

ル

ル

ル

ル

ル

ル

ル

ル

ル

ル

ル

ル

ル

ル

ル

ル

ル

ル

ル

ル

ル

ル

ル

ル

ル

ル

ル

ル

ル

ル

ル

ル

ル

ル

ル

ル

ル

ル

ル

ル

ル

ル

ル

ル

ル

ル

ル

ル

ル

ル

ル

ル

ル

ル

ル

ル

ル

ル

ル

ル

ル

ル

ル

ル

ル

ル

ル

ル

ル

ル

ル

ル

ル

ル

ル

ル

ル

ル

ル

ル

ル

ル

ル

ル

ル

ル

ル

ル

ル

ル

ル

ル

ル

ル

ル

ル

ル

ル

ル

ル

ル

ル

ル

ル

ル

ル

ル

ル

ル

ル

ル

ル

ル

ル

ル

ル

ル

ル

ル

ル

ル

ル

ル

ル

ル

ル

ル

ル

ル

ル

ル

ル

ル

ル

ル

ル

ル

ル

ル

ル

ル

ル

ル

ル

ル

ル

ル

ル

ル

ル

ル

ル

ル

ル

ル

ル

ル

添いたし候而已に御座候」かゝる虚言を以

上を掠め候段不相清儀と奉存候

必其主意可申ヲ遠藤速記始（以上113Kと同文。……服部）

ヨ 右「速記ハ数々罪科之筋有之御吟味之上幣頭役御取上ニ相成候

時<sup>(とき)</sup>分ニ而<sup>(ゑど)</sup>出勤不仕」是又虚言之一条ニ御座候

高津親安頭佐幣頭役中ニハ同社遷宮相勤候得共其儀不申出（中略、服

部）故官帳ニモ其証ハ無御座儀と奉窺候（以上113Kとほんと同文。……服部）

ラ 右之件「遷宮之節完道神社之儀不申出との事『旧弊之役威申振<sup>(アラシシテ)</sup>事』（幸雄加筆）と相見ヘ候處幣頭遠藤速記を始め大坪安頭佐

（父命記）と対照すると以下「并<sup>(アリ)</sup>大坪安頭佐<sup>(アラシシテ)</sup>舊主張之佐陀神主

親類并同心之者に而<sup>(エ)</sup>是迄三郡半七十五人社家之内<sup>(アリ)</sup>惣<sup>(トツ)</sup>党<sup>(ドウ)</sup>二候

ヘハ全部を抹消し、代りに以下の（）とする意思を幸雄は持つと解される。……服部）

（共佐陀<sup>(アリ)</sup>舊主張之佐陀神主親類同心之者ニ而是迄三郡半七十五人之數外之者ニ御座候ヘハ）正義を申出候<sup>(アリ)</sup>逆却而新唱と咎めこそ

せめ取上不申儀ハ必然ニ御座候」且又「宝曆度之書出にて御確定ニ相成候儀ニ」

（28丁～18丁）

御座候ハ此度之御調ニハ御座候処（ハ乍恐不及儀と奉存候）（幸雄）

（以下「高津方ニ」から「御熟讀之程奉希候」までを幸雄は茶線で括り、「除」と加筆して抹消する意思を示す。……服部）

（除）高津方ニ至當之明証無之付かゝる輕忽之儀無申上候段

不都束之至と奉存候」当輕忽不都束之條々卷末ニ一々可申上候

間乍御面倒御熟讀之程奉希候

然ルニ俄然ト此度無謂因面等編立（113Mとほほ同文。……服部）

ル 右件「俄ニ無謂因面等編立候ニ者無御座古記地理古名旧地旧名を御取調申上候事ニ而偽作之儀一条も無之」（高津申出トハ表裏之違ニ御座候

（次行行頭「天保四年」から29丁オ～19丁オ～2行目行頭「御座大坪万寿男」まで幸雄は茶色の一線を引き、「除」として、28丁ウ～18丁ウ～2行目から29丁オ～19丁オ～2行目「奉仕ニ御座候」まで削除する意思を示す。……服部）

（除）天保四年頃石州之人岡部春平申学士御国内ニ逗留いたし渡部

彝<sup>(アリ)</sup>と申者と同道ニ而順村いたし出雲国神社記を著ハし此時高津養父農秋事（峰清加筆安頭佐同道ニ而猪岩見ニ行といふ記録も）の御座候處其内ニ完道社完道村にあり石宮大明神といふと記し御座候然所石宮之事此度ハ堅相隠し居申候是又前にも

（29丁～19丁）

申上候通り石宮ハ白石村ニ而完道村ニハ無御座大坪万寿男奉仕

ニ御座候

上古ヨリ本宿之氏人崇敬仕候一社ヲ附会牽強仕候心中彼是ヲ以深ク御洞察可被下候（113M）と同文。……服部）

右之件何れか牽強仕候事哉私ニおいては彼こそ牽強附会と奉存候（当卷末ニ附会之條々可申上候）

右社ハ朝廷ニオイテモ祈年御祭奠ニハ關係之御社ナルヲ數百年奉秘置何ヲ憚

口外不致事カ（113Nと同文。……服部）

（此度神社御書出之儀ハ諸國諸小之神社現在之分ハ勿論之儀衰替廢絶之向等精ニ取調申出へくとの

御主意ニ基き私ニおいて精ニ取調申上候儀ニ御座候）

一事トシテ可称拳箇条ハ無御座猶余事ハ先般之書ニ相讓省略仕候

以上

右件一事として可称拳箇条無御座とハ高津方ニ御座候段左ニ申

上候通ニ御座候

（30丁～20丁）

（1行目右上横に「是分除」と加筆し、32丁オ～22丁オ～最終9行目の左上に「是迄除」とす（幸雄の筆跡）。『父命記』と対照する



役と申名目を受或ハ末社廿一社など、『書出シ内ニハ』（幸雄加筆？）社もなく名もなき空名を附出し其後遷宮等之節幣頭同心

ニ而『書付』（幸雄加筆？）祇園并石宮等之社号を相止め三崎神社

を完道神社と書改附会仕活申候此度又中津之祇園社も白石村

石宮大明神之号も相止め三津之三崎社など、申上候事都而

（是迄除）

可称挙儀無御座不都合之儀と奉存候

（留ニ相認メ申上候）（以下の2行を生かす意思を幸雄は示す。……服部）

右之通り申上候条々乍御面倒一々篤と御高覽被下當否 御確定奉希  
上候 以上

佐々布村神主

完道幸雄

明治三庚午七月

神社取調御用懸御中

右 義武ノ書（峰清朱注）

（『宍道神社差出書』14丁×4丁×132丁×22丁）

### 注 (1) 明治3年時における女夫岩信仰

117 に現在の女夫岩遺跡についての記載がある。これは『抄』の記載以上に信仰の実体を知ることができる点で注目される。即ち、「此外 坂口分 猪岩犬岩 同（神主大坪万寿男・F論文190べ）」を指す。……服部 上白石分 石宮大明神 同（万寿男……服部）右二所社無ク其近辺講中ヲ以祭ル（19丁×20丁×9丁×10丁×）、「正敷猪岩も石宮も万寿男一人之引受ニ而高津方ニハ少しも懸り合無之」（24丁×14丁×）とあって、明治3（1870）年7月当時、女夫岩は講中で祀られ、祭典を前大坪家が担当していたことが知られる。F論文185ペ84によると、元禄7（1694）年3月朔日当時から石宮大明神は前

大坪家のみで管掌し本家の後大坪家（右の「高津」は幕末から明治にかけての後大坪家の神職である（E論文30ベ）とは無関係であった。

梶山林繼氏は、

千家国造家に伝える江戸時代の図に「宍像岩の図 白石村の内矢頭という所にあり」と注連縄を巡らせた二つの岩を描き、十月に御幣・大御饌神酒を大國主御神に供え、宍道の社司が五穀成就を祈ることが書かれている。宍道氏が永く祭りを伝えて

きたことも、「風土記」の伝承の継承地である証左とも言え（中略、服部）その土地の名の起こりだと伝えると共に、その土地の名を負う宍道氏が祭り続けていた。（梶山林繼「女夫岩遺跡の

学術的価値について」「宍道・女夫岩遺跡整備構想」、宍道・女夫岩遺跡整備検討委員会作成、平成9（1997）年12月、宍道町。傍点は服部）

とせられる。この絵図の作成年は記されていないが、「（猪像石）夫婦岩説の管見に入った初見は、（中略）文政9（1826）年以前に『解』に転写された、「『抄』の後人書き入れ」説である（B論文69べ下段5行目）から幕末をさして溯らないであろう。大森神社神職宍道氏

は明治維新以前は池田氏を名乗っていた（B論文74べ所載「宍道氏家系図」、C論文146べ下段17行目）。だから、「宍道の社司」とは「宍道氏」のことではない。この「社司」とは、明治3年には女夫岩の祭礼を前大坪家が担当していたことが117により証されるのであるから、この絵図の作成時期が明治初期に入ったとしても、宍道氏ではなく、前大坪家の神職を指すことになる。しかも、「宍道の社司」が「神職宍道氏」を意味するというのは信じられない表現である（「社司 宍道氏」とあるべきであろう）から贅成できない。私は、この「宍道」とは地名を指していると考える。即ち、宍道（池田）家は大字佐々布に居住し、前大坪家は宍道町（宍道町場）に居住していた（D論文）。以上「宍道の社司」は「宍道町場に住む社司」を意味すると解するものが、右の宍道氏が幕末頃が造り出したと考えられる猪像石女

夫岩“説”的歴史、宍道（池田）家・両大坪家の歴史、および今度知つた117の記載の上から最も妥当であろう。B論文71べ上段5行目に述べた如く、女夫岩は明治29（1896）年4月13日宍道幸雄に買収されるまでは大森神社ないし宍道（池田）家とは無関係であった。だから、楣山氏の如く「宍道氏が永く祭りを伝えてきた」とするのは誤りである。従つて、宍道氏との係りのあったことで女夫岩を「風土記」の伝承（楣山氏の文脈では宍道郷名起原神話を指すと思われる）の継承地である証左」とすることはできない。

\* ここでは「猪岩犬岩」を「坂口分」とし、続けて「上白石分石宮大明神」とする。これは宍道家側が石宮大明神を「風土記」の犬石と認めない立場をとつていることを示すようである。すなわち、既に1164丁（7丁）に「石宮大明神の事 右ハ只一ツの小石にして高さ二尺六寸周り一丈二尺風土記の猪岩犬岩に寸尺齟齬セリされハ猪岩ニもあらざる事又明らかし」とあり、また11731丁（21丁）には「石之宮と申物ハ元来里人共常に其地之崇をおそれ則石宮大明神と号し山靈石魂を祭り候ものにて全完道神社之寸縁<sup>ミツヅル</sup>もなき物ニ御座候」とあるからである。しかし、その「風土記」犬石に相当する岩が具体的に何処にあるとは書いていない。楣山氏の指摘せられる「江戸時代の図」（同「宍道・女夫岩遺跡整備構想」に掲載）には、女夫岩から離れた下方に一つの小さな岩（犬の形ではない）を書き、「犬岩未詳」と記している。これは、この絵図を作成した者には、石ノ宮神社の大石を除外した場合、「風土記」犬石に該当する岩の所在に心当たりがなかつたためであろう。

\* \* E論文21（F論文83）元禄6（1693）年「佐田御頭」に提出した書出帳の中には前大坪の管掌社として石宮大明神が見えない。このことについて私はF論文の段階では「もしも脱漏で

なければ、元禄6年当時は、神職の前大坪とは別箇に、石宮大明神を創祀した有志者の4家が神職（前大坪家）とは別箇に自分達の講中で祀つていたために書出帳には記していない、といふ考へ方はできないだろうか。（F論文183べ上段6行目～11行目）と考えた。此度117により、「猪岩」即ち今日の女夫岩が明治3年当時講中で祀られていることを知つた。この女夫岩も石宮大明神と同様元禄6年の書出帳には前大坪が祀る（社）とは記されていなかから、女夫岩の講中による信仰は私の右のF論文の想像を補強する資料となるであろうか。しかし、F論文で述べた如く元禄6年の「21（83）に見えなかつた石宮大明神が半年後の84に見える。この半年の間に、石宮大明神が前記講中（想像）を離れ正式に前大坪の管理社と確定したか」（F論文185べ下段5行目～8行目。傍点は原文なし）とする推測には不安が残るから、はやり、「21（83）に（峰清書写以前の書（転）写中の？）脱落があつたのであるう。」（F論文185べ下段8行目～9行目）とした方が、より妥当ではないかと目下のところ考へる。

\* \* \* 「説」いう語を用いるのは問題であるから、”を附す。『宍道町ふるさと文庫13出雲国風土記にみる宍道町』（宍道町教育委員会発行、平成10（98）年、宍道町）にも、

両者（女夫岩と石ノ宮神社……部）については、江戸時代の頃からどちらが本当の大像、猪像なのか議論されてきました。その主な説には、

①石宮神社拝殿後に御神体として祭られている石を犬、境内の複数の巨石を猪とする説  
②女夫岩と呼ばれる二つの巨石を猪とし、犬は不明とする説

③石宮神社の御神体の石を犬とし、猪は女夫岩とする説などがあります。（11べ～12べ。執筆者は錦田剛志氏か木下誠

氏。(傍点は服部)

とある。右のうちの②は見て来たように神職(宍道・池田)氏、およびその関係者(右の絵図「宍像岩の図」)の作製者名を具体的に記していない。宍道氏かもしくは宍道氏と係わりのあった神職によるものではないかと目下は推測している)による造作の可能性が非常に大きいものであるから、右の記述の仕方は、あたかも今日的な意味での学術的な考察に基いてそのような学説があつたかのように受け取られる虞れがある。目次に見るよう、本論文においては学説まがいの言説には〃を附した。

### 三 大森神社“説”的論拠とその検討

宍道(池田)氏が大森神社を宍道社・宍道神社であるとする論拠を第2章に紹介した諸史料から取り上げ、これに対する両大坪側の批判(右の113・114三崎神社“説”的主張は両大坪の連名で行なつてゐるけれども、114Sに「高津家五十年前焼失」とあるところから見ると、後大坪家の高津が主導してい(1)る可能性がある)も参照しつつ検討することにする。

#### (一) 大森神社旧社地「神籬坪」“伝説”

この“伝説”については既にAB論文において若干考察を行なつた。即ち、A論文においては、神籬坪は用水に係わる地名「氷室ヶ坪」(地図(2)(4)図(2)チ。樋守ヶ坪の宛字。図(2)チによれば、フモロガチボと発音したのである)から「連想して生まれた伝承(大森神社の社掌による?)」といふ可能性も考慮する必要があるう。」(58ペ7行目・61ペ2行目)とした。B論文ではさらに進めて、

(A論文では……服部)やや控えめに表現したが、本論文で明らかとなつた如く、夫婦岩説(風土記)猪像石を大字白石の字女夫岩にある大小の立石に宛てる説……服部)が大森神社神職による附会の説で

あることからして、宍道社大森神社“旧社地”説も、大森神社をおよびその関係者(右の絵図「宍像岩の図」)の作製者名を具体的に記していない。宍道氏かもしくは宍道氏と係わりのあった神職によるものではないかと目下は推測している)による造作の可能性が非常に大きいものであるから、右の記述の仕方は、あたかも今日

の知り得た史料による限りでは、116タであることことが判つた。

以下、この“旧社地”をめぐる両家の応酬を追い、その信憑性を検討する。述べた如く、史料の問題とする箇所を「」で括り、ゴシック体のABC(両大坪家の立場)とアイウエオ(宍道家の立場)を附す。

116タ 此所(佐々布本郷……服部)ニ神籬坪とは書いてない。……服部)といふ旧地あり是上古の宮居(大森大明神)宍道神社なる事明らか

なり

と記した。これに対し、両大坪は116には見えないけれども、「山崎」「仏蹟」「平坦ノ地」等という、より具体的な語を用いて、113A「佐々布村神主同村山崎ト申所ニ從來古形ノ仏蹟ト申伝候聊平坦ノ地有ヲ以宍道神社神蹟ニ附会シ」と批判している。これによると、いかにも旧社地と思われる実際の場所があるかのように受け取られる。しかし、宍道氏は113Aを否定し、

117ツ「山崎之地ニ神跡有之ト申上候事聊モ覺」えなく、それは「本郷面神籬カ坪ト申神跡之地」のことであると反論する。峰清もこれに従い、113Aで「曾テ平坦仏蹟ナシ」としている。私の現在見る限りでは、「神籬坪」の字を宛てた地名は、宍道家の文書中では明治3年7月の117が初見である。この117神籬坪“説”に対する両大坪側からのさらなる反論や批判は目下のところ見ていない。114(明治3年7月)が三崎神社説を専ら申し立てる文書の性格のためか、これについての言及はない。結局、宍道氏は、「神籬坪」が旧社地であることを立証する史料や物証(例えは、右の「古形ノ」「聊平坦ノ地」の如き)を提示していない。

その後明治13・14(1880・1881)年頃村役場に提出した『明細帳』の写しには次の如くある(へゝは峰清の後の注記・加筆)。即ち、

島根県管下出雲国意宇郡佐々布村字大森  
（一月六日）

（（隱曆八月二十八日祭日届清）……明治二十九年六月六日宍道役場届トナル）  
十月十九日

村社大森神社

一祭神 大穴牟遲命

合祭 須佐之男命 少名彦神 事代主命

安閑天皇 建雄神

一由緒 当社ハ素ト宍道郷式内宍道神社ニシテ今佐々布村本郷宍道川ノ辺り字神籬ヶ坪ト云フ地ニ鎮座アリシヲ中古同処ヨリ八丁川上ニ大樹アリ中ニ遷シ大森大明神ト唱フ（一書ニ旧名復願中ナリト村役場扣ニアル）

一本殿 二間四方 （境内末社ナル。若宮神社ハ祭神刺国若姫之命ナリ即今上神田一幣殿 二間四方 荒牧屋敷若姫神社ナリ）

一拝殿 柎三間三尺 梁二間（一社務所柄三間梁一間）

一御供所 柎二間梁一間半

一隨神門 柎二間三尺

一境内 三百四十一坪 官有地第一種

一境外所有地 字砂田千七百番ノ内第一

一畠廿五歩

地価金九円五十銭

田反別二畠十三歩 佐々布村字宮ヶ

地価金十一円三十一銭

田反別八畠二十一歩 全村 字屈方  
地価金二十七円七十三銭

田反別 外二二畠二十六歩 明治六  
酉ヨリ卯迄七ヶ年季

（二）佐々布本郷『風土記』宍道郷 本郷説

一氏子 百八拾四戸（大正二改二百十二戸追テ明細帳訂正）

一島根県庁迄五里二十五丁（祠堂宍道幸雄）

以上是レヲ社寺明細帳ト云フ 諸役所之レヲ原簿トス

これは、氷室ヶ坪の所在地との係わりから宍道氏がしきりに唱えた“説”である。即ち、116において、「佐々布村ニ本郷といふ五百余石」

伝記曰出雲歎業奉仕所祭國作大穴牟遲大神延喜式内出雲国意宇郡宍道郷宍道川辺佐々布邑宍道神社旧在本郷大森之地康正乙亥移テ朝日山太永癸未遷千南一里八丁佐雜分東岬麻畠之地合祭神速素佐乃男命少彦名神事代主命出雲速健雄神客殿広国排建金日尊達号曰大森之社即今之宮代是也其旧神籬之地神籬坪葦垣之内垣尻上神田中神田下神田等之名牌猶存矣（後略、服部）

（遺考）大森神社 48丁才

右には、具体的に「康正」「太永」と年号を記してはいるが、それを裏附ける文書や棟札を全く引用していない。峰清はC論文に紹介した『大森神社棟簡雑記』に見る如く、自社の棟札類を精密に写す（非常に）熱心な性格であるから、最も肝要な“神籬坪”について知る所があれば必ず書いた筈であろうし、父幸雄の言説に不足する所があると感じたならば、119の地名の蒐集に見るような調査を行なつたことであろう。しかしながら、後のさらに詳しい『明細帳』（C論文147ペ下段）にして119の内容をさして出ていない。

以上によると、神籬坪“伝説”は、A・B論文で予測した通り、幕末からの式内社復興の気運（施策？）の許に、氷室ヶ坪（権守ヶ坪）の連想から、宍道（池田）氏が造作したものと考えられる。

『明細帳』（大森神社）46丁才・47丁才  
遷座を裏附ける史料の存在については全く触れていない。『明細帳』に統いて記す119『遺考』は、峰清が自由に自説を述べる項であるにもかかわらず、来歴の記載は詳しくなるものの、主旨は益々曖昧となる。即ち、

ト見渡しの所」があるという。確かに、この平野には大正4年(1915)測図の地図(5)ク本郷下組・ツ本郷中組の地名が見え、現在も地図(2)ケ本郷橋・ナ本郷橋の名が見えるよう、本郷(南から中本郷・下本郷)の通称地名がある。A論文60頁写真(1)に見る如く、現在のように工場住宅の建つ以前は、宍道氏の言うように「一ト見渡しの」水田地帯であった。宍道氏はここが宍道郷の「本郷」で、後に「佐々布本郷」の地名となつた(116ゾ)とし、116タ「此所(中本郷:服部)ニ神籬といふ旧地」があつたという。

116ゾで、この平野も「天平の頃ハ央も海なりけん」とするのは、氷室ヶ坪が内陸に入り過ぎて「宍道郷」の中心部からはずれるのが都合悪いためであろう。そこで天平時代は佐々布平野の内陸まで海だつたとし、佐々布本郷に「上駅屋中駅家下駅屋といふ所もあり」(116丁ウ)として、『風土記』の宍道駅家も佐々布の中本郷にあつたとしようとする。このほか、宍道氏は佐々布平野以外にも、宍道町場の116(6丁オ)中津(須)も、116(5丁オ)白石浜・117マ白石本郷も天平時代海だつたとする。しかし、A論文地図(2)の考古学的遺跡の分布によつてもそのようなことは言えない。

宍道氏の「本郷説」に対し、両大坪は113Bで「其辺本郷ト申唱候ヲ宍道ノ本郷ト名目シ」として、それが地名のすりかえであるとし、113H佐々布川を隔てた西側は「風土記」に相当し、東側は宍道郷に相当するとする。両大坪は、113の附図(本論文の図9)に私が矢印を附した、113Dの「朱印ノ一括」の範囲、即ち、大字宍道町村・大字白石が『風土記』宍道郷に相当するとしている。

宍道氏はこれに反論して、117テ「二百石ト一目ニ見渡ス」場所は佐々布本郷以外にないから、佐々布本郷こそが「宍道之本郷」にふさわしく、(宍道郷)本郷の地名は宍道氏が恣意的に「名目仕候」ものではないとする。この宍道氏の佐々布平野を宍道郷の中心とする考え方には、一面において賛成できるが、A論文での宍道郷家の比定地は宍道町場になるから、宍道町場を宍道氏が考慮外に置く点は賛成できない(A論

文36頁1行目)。一方、「宍道駅家」が今日の大字佐々布の範囲と一致することは現在証明されていないから、両大坪の宍道郷から大字佐々布を除外する考えに対しても、「里三」という規模と、「宍道駅」の比定地(大字佐々布字藏敷、地図(2)11。A論文31頁15行目)とその名称の上から賛成できない。

佐々布本郷という地名は、他の地域の本郷と称する地名を参考にすれば、大字佐々布内での中心的な地域であることを意味するものと考えられるから、この本郷の地名を宍道郷全体の中心地だつたことを示す証拠とはことはできない。結局、氷室ヶ坪が佐々布(中)本郷に属すため、これを宍道社(宍道神社)旧社地「神籬坪」説の補強としようとしたのである。

### (三) 神籬坪から大森神社への遷座「伝説」

この問題について、116シにおいては、後の117ネのように遷座のあつたことを具体的に記していない。即ち、大森大明神という社号はかつて宍道神社と称していたのを「大樹の茂りて雲井にそひへたる神地」であることにより世俗に大森と呼んだのであると推測し、式内社の来待神社と筑陽神社が大森大明神と呼ばれていることを式内宍道神社の証としようとしている。

この116シを直接批判したものか、それとも宍道氏が文書化せずに巷間で喧伝していた(113Aの「山崎ト申所」の「古形ノ仏蹟」と伝える「聊平坦ノ地」はそれに当たるか?)言説を両大坪側が耳にして批判しているのかは定かではないが、113C「宍道神社ハ我大森明神ノ合殿ニ祭來候杯怪異ノ説申出」(傍点は服部)たのに驚愕したと言い、113Jで、大森明神合殿に祭られているなら古老の伝承があろうし、古氏人が通り掛かりにも礼拝するはずであるのに、そのようなことは「八十ノ老人モ是迄不聞」と批判する。

これに対し、宍道氏は117ト「大森大明神之合殿ニ祭ル」のではなく、

「神籠ト申処」から大樹生い繁る「大森」の中に移した（117ネも同趣）から大森大明神と称するとしたのであって、「合殿ニ祭ル」は117ヤ「高津推量事ニ御座候」と反駁する。後に峰清も113イで「合殿ニ非ラズ」と父の意見と同じ注記をしている。

また、113Jの古氏人の礼拝や八十ノ老人も知らないという批判に対しでは、117ヤ「古老之伝聞彼地ニおいて無之候とも」即ち、宍道町場の古老が知らなくとも佐々布の側では「実地古名等分明」であると反論する。しかし、この「実地古名」は右の佐々布平野が広いこと・「神籠坪」の地名のあることを指すものであるから、新たに文献史料や佐々布側の古老の伝承や習慣の反証を提示した上で反論ではないから、説得力に欠ける。結局、神籠坪から現在の大森神社に遷座した根拠は、113、119には示されていないと言える。この「遷座伝説」は「神籠坪伝説」と一体の関係にあるものであるから、これも宍道家の造作と見なされる。『神籠坪伝説』造作の時期をB論文においては「江戸時代の末期か明治の初期」（104ベ下段3行目）とした。この元治元年の116タはその発生期の姿であって、神籠坪から大森神社への「遷座伝説」が明確になるのは、紹介した史料による限りでは、明治3年7月の117トネである。

この「遷座」をめぐる論争史料中に興味深い事柄が記されており、根拠不十分なことを多數述べているこれら社論文書の中においては、史実の可能性が大きいと思われるから、次に紹介することにする。

即ち、両大坪は宍道神社が大森神社に祀られているならば、111K「遷宮ノ節ハ幣頭立合神体動静相改候事ニテ必其主意可申出」筈であるのに「遠藤速記始高津親安頭佐幣頭役中ニハ同社遷宮相勤候得共其儀不申出」（安頭佐は大坪章久。E論文26ペ参照）と批判している。この幣頭に関して注目される事柄（外部史料では私は目下の所未見である）が113Kに対する宍道氏の反論中に見られる。即ち、117ユ遷宮の際神体を改めることはしないし、全体この当時幣頭遠藤速記は「數々罪科之筋有之御吟味之上幣

頭役御取上」（117ヨ）になっていたという。これを裏附ける具体的な外部史料がないものか、島根県立図書館郷土史料係に問い合わせたところ、「このことについては地元の古文書・古記録等を搜さないと判らないのではないかと思います。今のところ見つけることができません。」との回答であった（平成10（'98）年8月22日附内田文恵氏）。そこで目下見ることができるC論文『大森神社棟簡雑記』・文書⑭『氷川神社棟札類写』・「佐陀社祭礼出勤并神子下会順番帳」（宍道鈴子氏蔵）から幕末頃の幣頭名を摘記すると、次の如くである。

- ① 文政6（1823）年3月3日大森大明神修覆棟札——遷宮安座幣頭遠藤河内正藤原歳演（『棟簡雑記』28丁ウ）
  - ② 「天保十二（1841）辛丑八月ヨリ幣頭遠藤左内」（『順番帳』1丁オ）
  - ③ 嘉永6（1853）年3月3日佐々布村宇賀大明神修覆棟札——遷宮安座幣頭遠藤左内藤原貞利（『棟簡雑記』19丁ウ）
  - ④ 嘉永6（1853）年3月3日（佐々布村）宇賀神社遷宮行幸式——幣頭代遠藤遠江藤原恭仲（『棟簡雑記』7丁オ）
  - ⑤ 安政2（1855）年9月13日客大明神修覆棟札——遷宮安座幣頭遠藤河内藤原歳重（『氷川神社棟札類写』）
  - ⑥ 文久元（1861）年9月28日熊野神社修覆棟札——遷宮安座幣頭大坪主馬平章久（『棟簡雑記』10丁ウ）
  - ⑦ 文久2（1862）年4月5日大森大明神修覆棟札——遷宮安座幣頭大坪主馬平章久（『棟簡雑記』29丁ウ）
- 右によると、⑤と⑥の間で幣頭が遠藤氏から大坪章久即ち阿頭佐に変っている。そして、以後遠藤氏は幣頭に復活せず、章久以外には章久の養子高津（『棟簡雑記』9丁オ）、宍道峰清（同8丁ウ）が幣頭代として見える。
- 右の①③⑤の遠藤河内はE論文41により、遠藤速記と同一人物であることが判るから、速記が罪を得て幣頭を解任されたというのは事実であった可能性が大きいと考えられる。
- 私はE論文において、「後大坪が幣頭を勤めたことは事実ではあるが、

これは、臨時のものであった」（17ペ下段1行目～2行目。傍点は本引用に際し打つ）・「幕末に遠藤家に何らかの事情があつて幣頭（代）を遠藤氏に代わつて、一時的に勤めたことが純氏の『代々出雲国の神官幣頭として栄え』（4）たという訛伝（父母からの？）となつたものと思われる。」（17ペ下段27行目～18ペ上段2行目。傍点は本引用に際し打つ）とした。しかし、

これは臨時のものではなく、117日の如き事故があつたため、後大坪家がその後任となつたことになる。

後大坪家が数多い神職家中から幣頭役を継いだのは、章久が佐陀神社と親密な関係にあつたことが原因している可能性がある。即ち、章久の養子高津は佐陀神社權神主宇藤綱保の子であつた（E論文6ペ、30ペ下段25行目）。そして、章久が幣頭となつた管見に入る限りでの最も古い史料は右の⑥（文久元年）である。高津も遅くとも文久元年9月28日までには章久の養子となつていた（E論文31ペ下段18行目）。

大森神社が宍道神社であるならば（大森神社に宍道へ神社が合祀されているならば）遷宮の際にその旨をなぜ発言しなかつたのか、という両大坪側からの指摘に対し、その理由を宍道氏は117ラにおいて、幣頭遠藤速記も大坪安頭佐伴高津等は「旧弊主張」の佐陀神主親類同心の者で、一方宍道家は3郡半75人の社家外の者であるから、突然言い出しても却つて新唱と咎められこそれ、取り合つて貰えないことは必定と考えたからである、と述べている。苦しい弁解とは思うが、宍道家の感じていた当時の地元の神職界の雰囲気が感じられなくもない。

また、113「宝曆ノ度」以降の社号書出帳にも大森大明神が宍道神社であるとは記していないではないか、という両大坪の指摘に対しては、宍道氏は117リにおいて、宝曆度の書出帳は今回の取り調べには効力は「乍恐不及」（今回の取り調べは新たに上申を許されたものだから？）と答えている。これは、大森神社側に確たる文献的史料等を持つていないからではないか。113Mで両大坪は、宍道氏が「俄然トシテ此度無謂圖面等編立」てたと批判するのに対し、宍道氏は117ル「古記地理古名旧名」を

調べたものだと反論する。しかし、古記の具体名も引用文も示さない。

E論文21元禄6（1693）年8月「佐田御社社頭」に提出した社号書出帳は、両大坪家の管掌社名のみを記したもので、宍道家のそれは記していない。また、現在見る限りでの峰清作成の文書中にも、元禄6年時の宍道家側の社号書出帳は転写されていない。

この21は、寺社奉行所番足立官藏役所において「写之」したものであるから、元治元年頃から明治維新以前の間なら、足立官藏役所において、幸雄も峰清も写す機会はあつた筈である。大森神社が宍道社・宍道神社であるという伝承や関係文書が地元に本当に存在したならば、かような社論に対する熱心さからして、宍道氏はこれを裏附けるべく官藏役所に赴くことを思いついたのではないかろうか。

113N宍道神社は式内社だから「祈年御祭奠ニハ関係ノ御社ナルヲ数百年奉秘置」くことがあろうか、という一見もつともな批判（神仏習合時代を経てゐるであろうからそのような批判は必ずしも当たらないと思う）に対し、宍道氏は117レでは特に反論もせず、結局は具体的な証拠を示さずに「私ニおいて精ニ取調申上」げた結果であると言うに止つてゐる。

私はC論文において、現在の大森神社の立地と『大森神社棟簡雜記』の内容からこれが宍道社に該当しないこと、附近に寺院や、修驗と係わりのある地名のあることから、「山嶽仏教か後修驗道もしくは中世要害山城主との係わりから生まれた神社ではなかろうか。」（145ペ上段23行目～25行目）と推測した。今回新たに宍道家側と両大坪家側の史料を批判検討した結果でも、C論文のこの私説を変更する必要はないと考えるに至つた。棟札類から推測する限りでは、修驗の可能性が大きいようく感ずる。

#### 注

(1) E論文においては、北ノ祇園社の氷川神社への改称に際しての主導者であった

〔魁首〕（65）が両大坪なのか、それともいづれか一方なのか

をお示し下さった。F論文の補足として左記に紹介する。

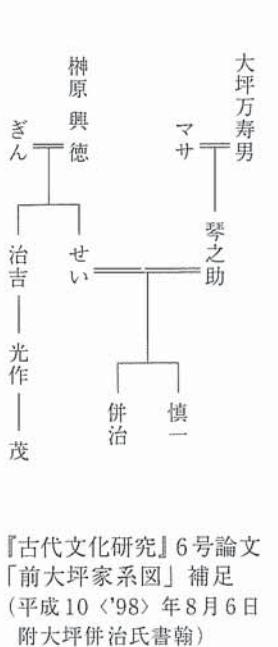
は断定し難いが、維新後氷川神社は形式的には後大坪の管掌社となつたから、一方であれば高津を指している可能性の方が大きいかも知れない。(32ペ下段16行目・19行目)

と推測した。

なお、E論文66では、峰清は東京の氷川神社を改称の参考にしたと推測しているが、前大坪家第16代目当主大坪併治氏は、埼玉県大宮の氷川神社を参考にした可能性があるとして次の如く述べられた。

(E論文74……服部) 蚕養国神社のことは、全く知りませんでした。私の父琴之助(二十代前半)がはるばる埼玉県まで出掛けているのは、そうした気運に沿って、進歩した養蚕と絹織物の技術を習得し、新しい蚕養国神社の神主を勤めると共に、実際に養蚕や絹織物の指導(F論文195ペ上段11行目・下段5行目参照……服部)をしたいと思った(父万寿男の意向か)のではないかと考えられます。そして、特に埼玉県を選んだのは、明治初期における祇園社より氷川神社への改称―『伝承』しきぢの里に「埼玉県の氷川神社よりとの説もあります。」とあるように、大宮市の氷川神社に学んだこと―が縁となつたのではないか。私の母セイ(琴之助の妻……服部)の里の榎原家では、現当主茂は、国学院大学卒業後、十年間、大宮市の氷川神社で修業させていただきました。(平成10(98)年6月29日  
附大坪併治氏書翰)

F論文74棟札によれば、明治24(1891)年4月16日に蚕養国神社を勧請した中心者は後大坪の大坪高津であり、その時の同社の神主はその長男為千代であったから、前大坪家は関与していない。従つて、大坪併治氏書翰の如く、前大坪の琴之助が養蚕国神社の神主を勤めたことがあつたか否かは、目下のところ判らない。また、大坪併治氏は平成10年8月6日附書翰で、F論文178ペ上段「3 戸籍謄本による追加」の系図よりも詳細な琴之助妻方の系図



(2) 大字佐々布内に字山崎の字名がある(地図(2)(4)図(2)キ)。しかし、此処は地図(2)(4)図(2)チの字氷室ヶ坪の北北西約500m地点であるから、距離が離れ過ぎている。但し、図(2)によると、キ山崎の人家の南一帯の水田地帯にス「山崎輪」の地名を記している。そして、ス山崎輪の東南東にチ「ふもろヶ坪田」(氷室の出雲弁。宍道氏側が作製した本絵図にも「神籠坪」とは書いていない)と記している。図(2)によると氷室ヶ坪は山崎に近いかのようにも見えるが、図(2)ではチふもろヶ坪のすぐ北にソ「足飼田」の小字があるから、ス山崎輪でなく、テ足飼輪に属していたように見える。実際、地図(4)によるとチ氷室ヶ坪のすぐ北にタ「上足飼」があり、タの北に接してセ「下足飼」の小字がある。

結局、両大坪が「神籠ヶ坪」をス山崎輪にあるものと誤解して書いたか、あるいは、當時宍道氏の口頭での話では「山崎」となつており、これを両大坪が聞き伝えたのであろう。

(3) C論文147ペ下段収録の「明細帳」はこれより後に作成されたものではあるけれども、より詳しいので参照頂きたい。

(4) 「宍道町歴史史料集(地名篇)」巻末所収の小字名一覧によれば、大字佐々布内に「上駅屋・中駅家・下駅家」の字名はない。図(2)コ・サ「マイヤ」、地図(2)サ字「舞屋」地図(4)コ「下舞屋」・サ「舞屋」・シ「舞屋前」がある。図(2)では舞屋はマイヤと表記されている。

るが、出雲弁のイは工寄りで、ほとんど工に聞えるから、マエヤはマーキと訛つて、「駅家」を連想することも起り得る。宍道氏は宍道駅を「風土記」の佐雜崎からの距離によつて大字佐々布内に求め、「舞屋」が、宍道本郷の「神籬坪」に近いことも優利であることから、この地名を駅家に附会し、宍道郷「本郷説」の傍証としようとしたのである。

最近でもこの地名に気付き、勝部昭氏は、「ひよつとすると駅「うまや」という音に近い字名の「舞屋」は駅の名残りをあらわすものかとも思われます。」（『宍道町ふるさと文庫12古代の道・現代の道』<sup>14</sup>ペ、宍道町教育委員会、平成9（97）年、宍道町）とせられる。しかし、小字名の扱いについてはE論文（26ペ上段、27ペ上段）に述べた如く、慎重を要するから、単絡させるのは危険である（本論文第4章第2節、第5章第1節参照）。「舞屋」は、広い佐々布本郷の水田地帯のほぼ中央西端にあり、この平野を見渡す位置にあるから、この水田地帯（平野）の「前にある家（屋）」を地名起原とし、出雲弁の工音とイ音の接近から、「舞」の字が宛られた可能性がある。

(5) この図面に相当する絵図は11にないから、別添えにしたのである。宍道鈴子氏蔵の文書中に、峰清作成の神社名称復称願に添附するために峰清が作成したと思われる絵図が各種ある。それらの絵図では、下端に「風土記」の里程を目盛として記し、その里程の上から宍道駅・「宍道本郷」・「神籬坪」の位置が佐々布本郷となることを示している。116に添附されていた図面も、恐らくこれに類した絵図であろう。

#### 四 三崎神社説の論拠とその検討

両大坪は祇園両社即ち北ノ祇園社（後の氷川神社）と中津ノ祇園社（後の三崎神社もしくは「宍道神社」）<sup>15</sup>第5章第2節を明治3（1870）年7月まで共同で管掌していた。そのため、114においては後大坪家の大坪高

津とその分家前大坪家の大坪万寿男とが連名で三崎神社を宍道神社であると申立てていた。

113に「宍道神社棟簡ニハ三崎神社トモ書記有之」とするが、後述（第5章）の如く、「氷川神社棟札類写」には「宍道神社」の棟札類はあるが、「三崎（神）社」の棟札類は見えない。宍道町在住木幡修介氏（同家は「久右衛門」を襲名する。八雲本陣当主）蔵の棟札（私が平成10（98）年9月15日に拝見した時には5枚あった）のうちの1枚に「三崎神社式云宍道神社」（明治28（95）年11月28日修覆）とある。しかし、これは当時論争があるために宍道神社を自称することができます、かつて自称したことがあるという三崎神社の名を仮に用いたものである。このほか、木幡家旧蔵（平成10（98）年9月22日氷川神社に移管）の文書<sup>20</sup>「両祇園社棟札写」（服部仮称。天正13年より文化3年までの12枚分。但し、天正13年と慶長15年の2枚分は欠脱）中にも、「宍道社」（2枚ないし3枚）の名は見えるが、「三崎（神）社」の名は見えない。三崎神社が明治40年に氷川神社に合祀された際に<sup>142</sup>例がある如く、本願の家（小豆澤与一（市）右衛門家）に棟札の実物が移管されたためであろうか（但し、「宍道神社」の御輿寄進札<sup>154</sup>は氷川神社に現存）。

小豆澤与一右衛門家の現当主小豆澤良久氏（大正2（13）年生）によると、「我家がかつて三崎神社の本願であったことは祖父勝良（安政3（1856）年生・昭和19（44）年没）・父利之助（明治20（1887）年生・昭和40（65）没）から聞いているが、棟札は我家には現存していない。ただ、我家は元は木幡家（八雲本陣）の東（地図1（8））にあり、祖父の代に現在地（宍道町大字宍道1410番地。地図1（8）北北西向かい）に移ったから、それ以前にはあるいはあつたかも知れない。」（平成10年（98）年9月16日談話）と言われる。

結局、「三崎（神）社」の棟札は実物も写しも目下は確認することができないことになる。しかし、114Rには具体的に「慶長ノ棟札ニ三崎ト記シタル」・「三崎神社共慶長ノ頃棟札ニ書記」とある。また、116チに「天保三年栗原一貫述出雲国式内式外三百九十九社記宍道社（中略、服部）永

正年之棟札ハ御崎宝社ト載レリ」とする。しかし、栗原は宍道社を三崎神社でなく石宮大明神としているし、「宍道村ニアリ」と地名も誤っている。石宮大明神は現在の文献で見る限り、今日まで神殿のない社であつた（B論文<sup>99</sup>ベ「石ノ宮神社の創祀」）から、栗原は間接的な資料で永正年の三崎宝社棟札がある旨を記した可能性が大きい。右の<sup>114</sup>の「慶長ノ頃」は若干曖昧で不安が残るが、三崎（神）社の棟札の存在を積極的に否定する史料も見ていないから、本研究では、一般的には中津祇園社の名で呼ばれた神社に対し、三崎神社の名称を便宜的に用いることとする。秦武男氏によると、「三崎神社の名称が用いられたのは一時的で、宍道神社の名称の方が用いられ、『宍道神社』名の板木は残つてゐるが、三崎神社名の板木（印）はない。」という（平成9年（97）年8月12日談話および平成10年8月24日消印書翰）。秦氏の言われる「一時的」に用いられたとは、以下に引用する<sup>121</sup>の「旧藩神社御取調ノ際隣村神官ヨリ社論ヲ發シ社号未タ定マラサルヲ以テ當今仮リニ三崎神社ト称」とを指すものであろう。

（一）三崎神社・氷川神社の大字宍道・白石「総氏神」伝承

『八束郡誌本篇』氷川神社の項に、「当社所蔵文書中宍道神社記と題する長篇あれど証徴とすべきものにあらざれば収録しなかつた。」<sup>(2)</sup>とある。両大坪側の「宍道神社記」に類似した題名で宍道家の文書中に見られるものは、明治3年7月の<sup>114</sup>「宍道由来記」のみである。恐らく、元治元年附の宍道氏の<sup>116</sup>「宍道神社記」に相当する両大坪側の提出文書が、『八束郡誌』に引、「長篇」に当たる可能性が大きい。しかし、この題名の文書は以下のところに存在しない、という。果して、『郡誌』のように全面的に退けるに倣する内容であったのかどうかは判らない。結局、両大坪家の主張は以下のところは<sup>113</sup><sup>114</sup>でしか知ることはできないけれども、元治元年時の両大坪家の主張の一部が宍道氏の<sup>113</sup>中に引かれている可能性もある。

113 Eによると、その附図（図9）の矢印「朱引ノ一括」即ち、現在の大字宍道・白石の区域（両大坪の言う宍道郷）全体の氏神であり、「氏子モ惣氏神ト唱來」（113 E）たという。私はA論文において、「八束郡誌」氷川神社の項を引き、三崎神社が、「大字宍道及大字白石の氏神であつた。」（傍点は服部原論文）ことを強調した。「郡誌」の当該箇所は、次如くである。

明治四十年大字宍道及大字白石の氏神であつた三崎神社を合祀し、明治三年三月氷川神社と改称し、明治五年正月村社に列せられ、大字宍道村大字宍道町の氏神となり明治四十年四月、神饌幣帛供進社に指定された。<sup>(3)</sup>

しかし、113 Eによると、宍道町村・白石村の神社のうち、佐為神社を除き、その他は全部祇園両社の末社で、氏子も両社を総氏神と呼んでいた、とある。文書⑤『明細帳』氷川神社・三崎神社の項によると、両社とも「宍道町村白石村（宍道町村三百四十七戸白石村二百五十戸）ノ大産土神ニシテ祭典修繕費トモ課出仕来シ事棟札に明白ナリ」とある。『明細帳』の両社の項の全文を次の120に紹介する。本文中の「」は峰清の加筆である。なお、121はE論文<sup>69</sup>の『明細帳』の「由緒」の項とほぼ同文である（<sup>69</sup>では私が省略した部分がある）。

120 島根県管下出雲国意宇郡宍道村字龍臥山

村 社 氷 川 神 社

一祭神 建早須佐之男命 櫛稻田姫命 天忍穗耳命 天穗日命 天津日子根命 活津日子根命 熊野久須毘命 多紀理<sup>(4)</sup>昆壳命 市杵島媛命 多岐都比売命  
一由緒 旧伝ニ貞觀十八年丙午十月勧請ノ社ニシテ則京都祇園社ト称ス（明治二年三月氷川神社ト改ム）本国旧領主佐々木氏堀尾氏京極氏松平氏世々祭典料ヲ寄附シ祈願ノ社トス宍道町村白石村（宍道町村三百四十七戸白石村二百五十戸）ノ大产土神ニシテ祭典修繕費トモ課出仕来リシ事棟札ニ顯然タリ然ルニ明治五年申正月宍道町村ノ村社ニ列セラル

一本殿 柄七尺 梁二間一尺一寸

一拝殿 三間半 梁二間

一門 柄一間五寸 梁二間四尺五寸

一境内 五百九拾坪 官有地第一種

境内神社一社 天満宮

祭神道実公

由緒 不詳

本殿 柄二尺 梁二尺二寸

一氏子三百四十七戸

一島根県庁迄四里二十七丁

〔明細帳〕（氷川神社）30丁オウ

121 島根県管下出雲国意宇郡宍道村字猪道山

〈丙トス〉 三崎神社

一祭神 大己貴命

一由緒 当社ハ式内宍道神社ニテ上代ヨリ（上代ニ非ラス宍道由来記ニヨレバ白石浜ヨリ五丁南入左手ノ山ヨリ移ストセリ）当村ニ鎮座ス社地追々沿革アリシカ中昔龍伏山ヨリ今ノ社地三崎又ハ猪道山トモ云フ地ニ移シ奉ル故ニ三崎神社ノ称一時記載スト雖モ元録年間ヨリ社号旧ニ復シ引続棟札ハ宍道神社ノ称顯然タリ宍道町村白石村（宍道町村三百四十七戸白石村二百五十戸）ノ大產土神ニシテ祭典修繕費トモ課出仕來シ事棟札ニ明白ナリ然ルニ旧藩神社御取調ノ際隣村神官ヨリ社論ヲ發シ社号未タ定マラサルヲ以テ當今仮リニ三崎神社ト称ス

一本殿 柄一間 梁五尺八寸

一境内 四百坪 官有地第一種

一信徒 千四百人

一島根県庁迄四里三十二丁二十間

（以上（社寺明細帳ト云フ諸役所ノ原簿是也））

〔明細帳〕（三崎神社）35丁オウ

①慶長9（1604）年・御勧進衆12名のほかは「惣地下中 惣町中」と記す。

②天保3（1846）年・御本願町之年寄衆目代6名、庄屋2名のほか「並五ヶ村中」と記す。

③文化3（1806）年・宍道町村の者30名のほか「白石、五箇村」の庄屋年寄ほか34名を記す。

秦武男氷川神社欄宜によると、

122 この白石村と云うのが、現在の白石であるかは判明しませんが

（恐らく今日の大字白石に相当すると思う。……服部）、明治以前は神社の氏子数ははつきりしておらず、神職の奉仕している神社の氏子数

を言つており、三崎神社氷川神社も同数に書いてあります。従つて、

宍道町村・白石村の総氏子の数を書いてあると思います。（平成10

（98）年7月30日消印葉書）

とせられる。

右の『明細帳』の氏子（信徒）の項には「三百四十七戸」（氷川神社）「千四百人」（三崎神社）とあるのは、大字宍道町・村の範囲とみなされる。これは、各村の諸社の社格が明治初期に定められた後の戸数・氏子数を示すのである。

右によると、私がA論文に引用した、三崎神社が大字宍道と大字白石の氏神であった、という『八東郡誌』の記は『社寺明細帳』に基づいている可能性が大きい。問題の「総氏神」（大產土神）は113120121を知るまでは三崎神社について言うものと解していたが、今回120121によつて、祇園両社のそれであることが判つた。120「棟札ニ顯然タリ」とすることから見れば、祇園両社の維持に大字白石も係わつていたのである。木幡修介氏旧蔵の文書②「兩祇園社棟札写」は、慶長9年の棟札を除くその他は銘文の主要な箇所（主に本願名）を摘記したものであるため氏子の範囲を知るための参考にならないから、木幡修介氏蔵の5枚の実物の棟札の記載を見ると、氷川神社即ち北ノ祇園社の氏子は次のようにある。

④明治16（1883）年・宍道町村の者（のみ、かどうかは判断がつかない）36  
名ほか「惣氏子中」と記す。

三崎神社は、

⑤明治28（1895）年・宍道町村の者（のみ、かどうかは判断がつかない）48  
名ほか「総氏子中」と記す。

これによると、①④⑤は判断できないが、②③は今の大字白石の村人が少なくとも北ノ祇園社の維持に係わっていたことを示す。従って、右の『明細帳』氷川神社・三崎神社の項の「大産土神ニシテ祭典修繕費トモ課出仕來シ事棟札ニ明白ナリ」とある「棟札」に、少なくとも②③は該当する。

113 E 「白石五ヶ免（大字白石内の金山・坂口・才谷・下倉・白石本郷の地区を指す……服部）ノ神社モ佐為神社ヲ除キ余ハ宍道神社（三崎神社を指す……服部）氷川神社両社ノ末社列ニ成り来ル事官帳ニテ窺見」ふとができるとして、「官帳」とは、E論文21の「祇園両社末社・式・拾一社・内高宮大明神王子権現御内大明神……」と記す元禄6（1693）年8月の「社号書出帳」を指すものと思われる。

秦武男氏は「祇園両社の末社は21社もなかつた。」と言われるが、これは境内末社のことではなく、祇園両社を祀る両大坪の管掌地域内にある神社の総てを指しているものと解される。即ち、「式拾一社」中の「内」として記した高宮大明神は、現在の大字白石の通称下白石（白石灘）地区の高宮神社、王子権現は明治39（06）年10月25日附で大森神社に合祀されるまで坂口地区にあった（明細帳）（坂口神社17ウ～18ウ）坂口神社、御内大明神は下倉地区にある身武智神社を指すからである。

113 E が「佐為神社ヲ除キ」としたのは、右の「社号書出帳」の六所大明神（即ち、明治維新後の佐為神社）は元禄6年当時は後大坪家の大坪主殿が社司であつたが、それ以前はE論文2ペ所載「中興神主内記正久御影」に記された「佐為前神主石原淡路守」が社司であつたためである。峰清はこの石原淡路守について、

123 元録年度狭井谷ノ神人アリ石原淡路湯座宿称アリ故アリテ猿曳ト

ナリ在地ヲ脱ス后橋縫郡鹿園寺村六所ニ住居スル神職是也 按スルニ六所ノ湯座ノ姓ハ朝廷ノ産婆ノ家を湯座ト云フ野々口隆正ノ直話ナリ

【明細帳】（佐為神社）21丁オ

と記し、幸雄も

117ノ 六所大明神

大坪高津

右佐為神社 高守神社 二所大明神トモ唱候由往古ハ石原淡路ト申神職アリ此神職當時橋縫郡鹿園寺村之神職ニ相成居申候

と記している。故あつて才谷を出てから、代りに後大坪家が六所大明神

（維新後の佐為神社。論社あり。『式内社調査報告』第20巻91ペ～93ペ）の社司となつたのが、123「元録年度」であることからすると、時代的に見て第7代目大坪主殿（E論文20ペ）の時であつた可能性が最も大きい。

以上、113 E の佐為神社を除く白石五ヶ免の諸社と宍道町村の諸社について、E論文21元禄6年8月當時祇園両社の「末社」と両大坪が考えていたことからすると、113の明治2（1869）年当時も、三崎神社・氷川神社即ち両祇園社を宍道町村・白石村の「惣氏神」と神職や地元の（一定）人々が理解していたのは事実であった可能性が大きい。

この「惣氏神」に対する宍道家の反論は、117ヌ117ヒである。両者は類似した内容である。幸雄は117ヒを前に送り、117ヌとしたものと思われる。

117ヌ 佐為神社ヲ除キ余ハ宍道神社氷川神社両社之末社（又氏子モ惣氏神ト唱來事ヲ聞ス白石五ヶ免ノ者共唱來候ハ祇園祭ヲ容躰祭ト唱ヘ又（氏子脱カ……服部）ヲ容躰氏子ト唱ヘ聞伝聞仕候）ナリト申証無之

『八束郡誌』によると、氷川神社の祇園祭（明治の神社合併以前は三崎神社と共同の祭りであった）の別名を「蓮華祭り」と呼ぶが、「容体祭」の別名は記していない。秦忠男宮司・武男禰宜も、「『れんげ祭り』とも言うけれども、「容体祭」の名は現在残つておらず、その呼び名を知る者は誰もない。」（平成10年～98～年7月30日消印葉書）と言われる。

秦家は、氷川神社を祀つていた後大坪家が大正5（16）年7月に転出

した後、大正7年に後大坪家の宅に入り神職を継いだ家であるから、明治初期の「容体祭」の名称を知らないという可能性もある。<sup>(7)</sup> 目下のところは「容体祭」の実在を示す他の文書を見ていないため、確認できない。容体氏子の語義は良く判らぬが、文脈から察すると、宍道氏は、大字白石の住民が祇園祭に参加する時だけの形式的な氏子である、と言おうとしているかのようである。

峰清は容体氏子の語を用いていないが、「惣氏神」伝承を批判し、<sup>115</sup> サで「是ハ旧白石宍道ノ町村ハ祇園二社ノ両神職カ受持地」であることを指しており、祇園両社を「宝永年度（現大字宍道・大字白石の……服部）総社ニナサントセシモ」果せなかつた。白石五ヶ免の各地域にはそれぞれ氏神を持っていた（<sup>116</sup>ハには「以上ハ七ヶ所氏神ト唱（小氏神ノ末社ノト）申候（事無御座候）」とあり、一旦は氏神があつたと記し、幸雄がこれをへ）で訂正している）から、その伝統に基づき「維新ノ際旧白石村五箇免ノ各五箇所ニ郷村ノ有格五社ヲ立テ」た。その時「三崎神社ハ雜社トナ」つたのだから、三崎神社が大字白石の「惣氏神」（<sup>117</sup>E）であつた筈はないと言ふ。

一方述べた如く、大正15（<sup>26</sup>）年の『八東郡誌』は「大字宍道及大字白石の氏神」とし、『明細帳』にも<sup>121</sup>「宍道町村白石村ノ大產土神」とある。『八東郡誌』は既述の如く『明細帳』に拠つた可能性が大きいから、「明細帳」（この当時の三崎神社は後大坪1家で管掌していたから、大坪高津の執筆であろう。（E論文68-69参照））の記載のみを根拠とするのは不安である。それに、右（34ページ下段25行目）の木幡修介氏蔵の5枚の棟札のうちの②③によれば「惣氏神」が裏附けられる如くである。しかし、目下見ることのできる水川神社（北ノ祇園社）最古の①（慶長9年）には「惣地下中」とあって、これに白石五ヶ免を含んでいるか否かは確定的でない。

『八東郡誌』の紹介する水川神社最古の棟札「天正十三年大檀那宍道政慶の祇園社修復棟札」は木幡久右衛門家に現在のところ見当たらぬとい（平成10～98）年9月15日当代修介氏談話）、その写しも文書<sup>20</sup>「両祇園社棟札写」から欠脱している。従つて、只今現認できる水川神社

最古の棟札は①の慶長9年棟札となる。この実物は全体が黒く変色し相当の部分が判読できず、且つ下端の一部が損傷している。そのため、平成10（'98）年9月16日島根県埋蔵文化財調査センターにおいて深田浩氏と中村陵子氏のご協力により赤外線テレビで判読を試みたが、全部を読むことはできなかつた。幸いにしてその後木幡家において見出した文書<sup>20</sup>により、映像に出ない字が9字・棟札の損傷により消滅していいた字が4字あることが判つた。

文書<sup>20</sup>は、文化3（1805）年後大坪家（後代宮家）で写した（棟札の実物から直接写したものか否かは断定できない。<sup>124 a</sup> 「遷宮導師岩屋寺」の箇所の注記に「此所本棟札写姓不知」とあるから、実物の写しからの転写である可能性がある。しかし、写しの注記を除けば、赤外線テレビで判読した限りにおいては、実物の棟札の字とほとんどが一致しているよう見える（ものだから、次の<sup>124 a</sup>に慶長9年棟札写しの全文を翻字することにする。棟札の実物に照らし写し違いと思われる箇所には（）を附して補う。へ）は注記である。

124 a

（文化三丙子二月廿八日後代宮家ヨリ写し参候分）

（二枚目棟札慶長九辰年分）

向坂作左衛門尉\*

御地頭堀尾帶刀左衛門同息三助同頼母様御代官

輕武才兵衛尉

雲州意宇郡宍道郷祇園建立慶長九年甲辰棟上同遷宮導師岩屋寺※  
（黒線ニテ凹ム）

（此所本棟札写姓不知）

神主大坪外記太夫番近持田木右衛門尉鍛治文殊四郎○

小代与四郎 木幡久次郎

\*御勧進衆堀江彦作 山崎久五郎（ジショウシリストアリ）

小糠与十郎 三浦平三

惣地下中 文四郎 惣町中 小代孫四郎

※

長谷川助太郎

有間六良左衛門

伊田宗右衛門

山田藏殿

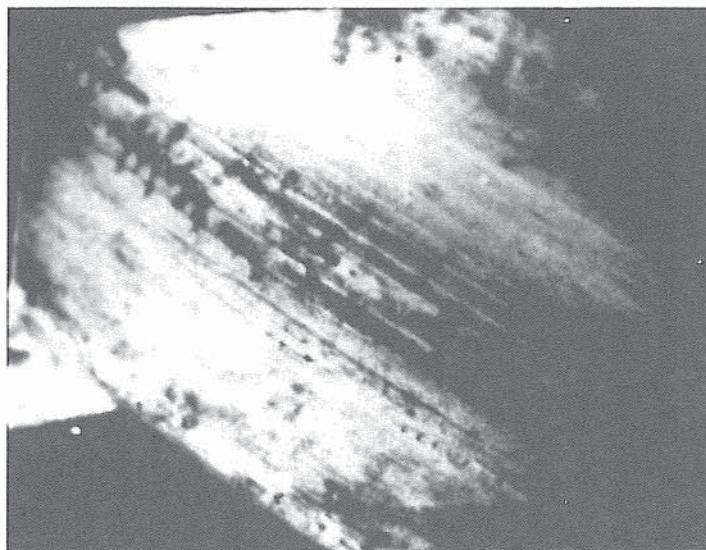
（元のママ）

◎本願堀江藤兵衛尉御勧進  
大塚虎太郎

右の棟札により、E論文の段階では確実な外部史料により裏付けることができなかつた後大坪家初代大坪外記大夫（E論文16ペ下段）の実在が裏付けられた。写真は赤外線テレビに映つた「神主大坪外記太夫」の文字である。また、御勧進衆の一木幡久次郎は、木幡修介家の先祖である。『八束郡誌』（総説・町村誌編）所収「宍道村木幡家系図」は「二世嫡男久次郎」の下に、「宍道祇園社慶長九年棟札に久次郎と有り。」としている。棟札の木幡久次郎の文字は赤外線テレビでは全く判読できなかつた。文書②の表紙には「慶長九年棟札ニ木幡久治郎ト云名ウスノトヘリニアリ本家一代久右衛門」と注記しているから、早くから消えかかっていたことが判る。また、この棟札には木幡家より古い有力者小豆澤（与一右衛門）家の名の見えないことが注目される。小豆澤家は別の神社（例えば後の「宍道社」）に係わつていたためであろうか。

ともかく、右の「惣地下中」とある「地下」が白石五ヶ免（面）を含むものか「宍道町村」の村部（宍道町場を除いた地域）のみを指すかは断言し難い。しかし、「惣地下」と「惣町」という記載から見て後者の可能性の方が大きいと思う。

結局、私も峰清が考えたように、大字宍道と大字白石が両大坪の受け持ち地区で、その中で祇園両社（そのうち北ノ祇園社は佐々木氏以来松平氏まで権力者の庇護を受けた）が最も崇敬されていたことから、（後に）両大坪にも白石村の氏子達にも「総氏神」という認識が生まれ（白石村住民も維持に参加した）のではないかと目下は考える。E論文21の「末社式拾一社」は元禄6年当時の崇敬の厚さを示すものではなかろうか。水川



木幡修介氏蔵慶長9年祇園社（現氷川神社）棟札銘文（部分）。赤外線テレビカメラにより、「神主大坪外記太夫」と辛うじて判読できる。後大坪家初代神職と伝える（E論文16ペ）同人の実在を裏付ける目下管見に入った唯一の史料。平成10（'98）年9月16日島根県埋蔵文化財調査センター協力。

神社は今日でも宍道町において最も信仰を集めしており、れんげ祭り（祇園祭）の際には町内にお旅所を設け、町部の大通り（巾7~8m）に縄を

総巻きにした仮の大鳥居（特に名称はない。高さ3間位はある……秦武氏）が2基（1基は二区「北津」内）の旧国道9号線（往還道）上地図(1)6に、1基は五区「原津」の小学校前の旧国道上地図(1)13に建てられて独特的の雰囲気が盛り上り、神威を感じさせる（平成10~98年7月29日現認）。両大坪の言う「総氏神」「大産土神」は、（後の）（両）祇園社に対する崇敬の篤さから生まれた可能性があるから、必ずしも式内社宍道神社に起源するものであるとは目下のところは断定できないと思う。秦武男氏は21の「末社」および「総氏神」について、

124b 大字白石の神社が佐為神社を除き「宍道神社」（三崎神社……服部）・水川神社の末社であったこと、また、大字白石の人々が「総氏神」と呼んだことを記した文書は当社にはありません。明治の頃大坪神官が奉仕した神社の氏子の（総?……服部）数等を指しているのではないかでしょうか。また、末社については兼務社のことではないでしょうか。

今現在ははつきり本務社・兼務社の区別はしています。また、氏子数についてもその地区の方の氏子数で、両神社を信仰している場合、一方の神社は宗教者として扱っています。しかし、明治以前は明確な氏子数ではないと思います。（平成10~98年8月10日附消印葉書。傍点は服部）

と言われる。

以上により、私はA論文において『八東郡誌』の「大字宍道及大字白石の氏神であつた」ことを三崎神社説の一つとしようとしたのであつたが、これは必ずしも決定的な根拠とはならないと考えるに至つた<sup>10</sup>。

## (二) 三崎神社社名“三津ノ崎”語源説

(38)

111に「三津ノ崎ハ皆人氏ナルヲ以完道神社棟簡ニハ三崎神社トモ書記有之」とあり、三崎神社の語源は「三津ノ崎」にあるとしている。「三津ノ崎」とは、両大坪によると113の附図（図9の矢印）に描かれた如く、宍道町場に「北津」・中津・西津」と三つの津の附く地名があるといい、その南東約200m~300mの山の先端部（「山の崎」）の上に三崎神社旧社地（地図(1)(2)(3)）があつた（A論文62頁写真2）。この「三津ノ崎」にある神社だから「三崎神社」と称したとするのである。

これは近世国学にありがちなささか迂遠な言語遊戯的語源説と感じられる。「宍道町歴史史料集（地名編）」によれば、「三津」の小字名はなく、また通称地名でも私は知らない。<sup>113</sup>は「北津」・中津・西津から唐突に「三津ノ崎ハ」と言い、また、<sup>114</sup>Rも「北津中津西津ト三筋に合（○分欝）」とするのみで、「三津ノ崎」という地名なり通称地名が當時実在し、それが一般に用いられていたことを積極的には明示していない。つまり、両大坪による造語の印象を受ける。

一体に、両大坪の挙げる「津」の附く地名には疑問がある。即ち、「明治8年~9年作成と推定」（解説）される「出雲国意宇郡第十四区宍道村絵図」（図4）には、図9の「官道」即ち江戸時代の山陰道（往還道）沿いの山側と湖側に当たる場所にR北津、北津の右（南西）隣にS中津と記している。そして、図9の「佐為谷堤ヨリ出ル川」と記す小川の右（南西）側に当たる場所にT原、原の湖側にJ原灘と記している。

『宍道町歴史史料集（地名編）』の地図(3)では、同じ地域を「ア北津上手側・イ北津灘側」、「ウ中津上手側・エ中津灘側・14中津灘」、「オ原上手側・カ原灘側」、J原灘と記している。北津・中津・原を「史料集」の小字名は、山陰道を挟んで上手側と灘側とに細分化している。

従つて、両大坪の言う「西津」の地名は明治初期の右の文献では裏附けることはできない。この「三津ノ崎」説を宍道氏は強く批判して、<sup>117</sup>へ「西津中津北津 右之件是迄宍道町名ニ聞及ハス」とし、実際は「西

方を原といひ中央を中津といひ北方を北とのみ申し、三津は「三崎之二字」を説明するために両大坪の作った「妄語」であると言う。また、<sup>117</sup>ムでも、「真中ハ往古ヨリ中津と申候ニ事寄せ」北津・西津の地名を作り「古き三崎社之証拠之棟札」を説明しようとしたもの、即ち宍道神社を三崎社と同社としようとした目的によるものであると批判する。峰清も<sup>115</sup>ク「北津中津西津ノ字世人ノ知ラザル独称ナルベシ即チ由来記（114？）」が初見であるとする。

右によれば確かに西津の地名は当時なかつたものと推察される。では、北津はいかゞであろうか。北津は図(4)と『史料集』の小字名地図(3)に見えるが、これらの製作されたのは明治初期（～中期？）である。図(4)には北祇園社をJ氷川神社と記し、同じ地図の図(7)には三崎神社を両大坪の主張通り3「宍道神社」と記している。また、図(6)J氷川神社の社地を「字竜臥山」としている。この竜臥山の地名も宍道氏は「新唱」と批判して、<sup>117</sup>ホ「中古ハ祇園山今新ニ竜臥山といひ始む」（但し抹消：服部）「祇園山を竜臥山と何之比ヨリ唱始め」としている。しかし、「雲陽誌」祇園社の項に「山を竜臥といふ」とあるから新唱ではない。しかし、この地名は一般には知られず「祇園山」の通称で知られていたため、宍道氏の如き意見が出たのである。この「字竜臥山」も両大坪の知識によって小字名となつた可能性がある。

北津の地名が明治以前からあつたかどうかを見るために、祇園両社の区別名称を宍道家の文書から抜き出すと、次の如くである（E論文20ページ21行目～25行目）。

### ○北ノ祇園・北祇園社・北ノ祇園サン・北ノ宮

#### ○中津ノ祇園・中津祇園社・仲須ノ祇園サン・中須宮・中津祇園

右によれば、「北津」の附く用例はない。これらは同じ宍道家の諸文書中のものではあるが、明治3（1890）年から明治36（03）年の間の時代を隔てた文書中の用例であるから、「北津」は実際には「北とのみ申」<sup>117</sup>ヘしたとする見解を固持するために、あえて「北津」の用例を意図的に排除した可能性はほとんどないと思う。秦武男氏によると、現

在でも氷川神社を「北ノ宮さん」と呼んでいる（D論文2ペ図(2)7の「氷川神社参道」を北ノ宮馬場と今も呼ぶ）。

従つて、「明治8年～9年作成と推定」（解説）される図(4)に記されたR北津の地名は、明治初年小字名命名時の作業者が（字竜臥山と共に？）両大坪の影響力によつて命名し、それが今日に至つてゐる可能性が大きい。さしたる根拠もなく命名された地名が一人歩きし、現実化することはありがちなことである。現に秦武男氏は、本章注（5）にも一部を紹介したよう、

125 明治頃は一区二区が北津、三区四区が仲津、五区が原津でした。運動会はこの地区に別れて競技します。現在は六区は原津に入り、昭和区は昭和四十年代に出来た地区です。（平成10（98）年7月30日附消印葉書。傍点・圈点は服部）

とせられる。ここでは、「北津」のほかに、両大坪が作った可能性の大きい「西津」に相当する図(4)T「原」の地を「原津」と呼んでおられる。原津は、北津・中津の連想から生まれたものと考えられる。

大字宍道在住の福田幸市氏（昭和8（33）年生）は、A論文調査時（平成元（89）年夏）における出雲方言による発音についての質問に対して「字原上手側」（地図(3)オ）と答えられたのであつたが、現在では「原上手側」という地名はありません。原津上手側と言います」と答えられた。そしてさらに字原灘側（地図(3)カ）について、「原灘は原津灘の略称と思ひます。北津灘側を略して北灘と呼ぶことがありますから。」（平成10（98）年12月5日談話）と言われた。また、大字白石在住の森山博正氏（昭和18（43）年生）も「原という地名はありません。原津です。」と言われた（平成10（98）年11月28日談話）。かように、元は「原」であつた字名が北津・中津に引かれて原津と呼ばれるようになり、今日ではそちらがむしろ支配的になつて來てゐるようである。

こうした個人の意図により生まれたり半ば無意識的な連想により生まれた地名が一旦地図に記載されると、実際に現実の地名として流布定着し、さらに時間が経てば長い歴史のある地名であるかのように受け

止められて行くことは起りがちなことである。例えば、宍道（池田）家が幕末に造作したと考えられる女夫岩猪像石<sup>14</sup>「説」（B論文69ペ下段、73ペ上段）により生まれた（明治初年？）と推測される小字「宍道」が明治35（'02）年発行の陸地測量部5万分の1地図にも「猪岩」（<sup>12</sup>）と記入され、昭和23（'48）年発行版まで続いている。個人の力により生まれた地名が後に一人歩き（即ち意識的・無意識的へ拡大・再生産）することは、地名に止まらず、伝説などにも起りがちことで、ある意味では伝説の一つの特徴とも言える。<sup>[13]</sup>

以上により、114に峰清が「北〇中津ノ称アリ北津西津ハ今度新唱」と注記しているのは妥当で、両大坪が棟札に「三崎」とあるのを説明するため、既にあつた中津をヒントにして造作した地名と見なされる。従つて、「三津ノ崎」は宍道神社の別名を三崎社とする説明の根拠にはならない。両大坪は中津の津を宍道に船着場（D論文図6）には大正元（'12）年頃の船着場が描かれている）のあつたことから港と解し、「三崎」と結びつけたものと思われるが、これを117メは「山之岬を津之三崎と言例もなき説ヲ作候」と批判している。宍道氏の批判は概ね妥当と思うけれども、117ムの批判の中に「只今宍道町ハ天平年中比ハ海ニ而」・「古き証拠ニハ不相成地ニ御座候」とする考えには、A論文（48ペ～50ペ）の考古学的資料から賛成できない（宍道町の市街地は昔へ歴史時代を意識している／は海だった。）という考えは現在の宍道町民の中にも見受けられる。△論文25ペ下段7行目）。

### （三）三崎神社社号に関する私見

峰清は11クにおいて、三崎神社名は「公文上ニ」「曾テナシ」とし、「宝永三年社号書出根帳」にもないから、棟札は私にこしらえたものと断じている。しかし、右に述べた如くそこまで断定することもできないと思われる。

宍道氏はこの三崎の社号を解釈して、11モにおいて、祇園社附近に「三ツ之狐」が住んでいたとし、そこから稻荷の「狐之御前ニ可有」と推測している。この「御前」・「説」は高橋義武・幸雄・峰清のうちの誰によるものかは判らないが、峰清は後年これに固執していたようで、その傍証となる事例（言い伝え）を126に記録している。11モは稻荷の民間信仰にまつわる若干異様な雰囲気を記しているが、126は11モに言及されている「森之稻荷」即ち道守稻荷神社（地図1・図6・13P。E論文11参照）の「明細帳・遺考」である。宍道家が稻荷社を勧請していなかつた（『大森神社棟簡雜記』）ためか、峰清の性格によるものか、峰清は稻荷信仰を迷信し好意的に書いていない。記された内容がどこまで事實かは明確でないが、今日でも稻荷信仰にはこの記載内容にも通ずるある種の熱情的氣分の伴なう例を見るし、長州征伐當時の城山稻荷信仰の興味深い記載もあるから、本節の扱う「御前」（ゴシック体とする）の事例以外の部分を含め紹介する。）内は峰清の加筆である。

126 島根県管下出雲国意宇郡宍道村字森

（按スルニ道守トハ宍道守ト云フ意ナランヤ）道守稻荷神社  
（中略、服部）

（ヘ野狐是ヲ御前）（狐の向き合う絵を省略。……服部）祈禱者カ野狐ニ托シ  
テ先言スルヲ再ヒ祈禱者カ自言ニアラズト空言ヲナスノ滌祠ノ起り  
是ナリ 前先ハ大先達ノ意ナリ（神）（狐）（人）  
（中略、服部）

一信徒三百四拾七人

一島根県庁迄四里二十九丁

以上（社寺明細帳）

遺考

宝永三年雲陽誌ニ稻荷トノミアリ全誌客明神トアリ（客明神は道守稻荷とは別の社。地図2・8・図2・8……服部）  
稻荷神社ハ元祇園ノ御前ナリト云フ  
神事神輿ノ前途ニ白狐稻荷ヲ出スト云フ事各所ニアリ世人是ヲ御前様

ト云フ出雲郡久木郷四ヶ村總社福富八幡宮ノ御幸御前様ヲ前途ニ立ツル旧例アリ此御幸ハ余程ニシテ神職ヲ遠藤土佐ト云フ「新以前迄調式アリ雲州有名御当式ニシテ当代ナルモノハ多久彈正忠ノ格式ヲ以一萬石ノ武莊ヲナシ乗馬鷹師大鳥毛弓鉄砲行列供奉セリ

(この箇所にE論文51が入る。……眼部) 峰清元治元年甲子歳故アリ林

村隱居松下郡宇右エ門ト云フ者アリ下郡ハ民間ニ於頗ル重役ニシ訟訴

断獄ノ權アリ一郡ノ政一握ス常ニ稻荷ヲ信スル事狂者ノ如シ終ニ国造

千家ヘ依頼該社中ノ列トナリ衣冠ヲ着セリ 稲荷社鎮守ノ新社新立セリ

峰清此人ト都度交話セリ 本年四月 宇右エ門案内ニシテ稻荷社(字

右エ門の鎮守を指すか。……服部) 二詣フデル井垣ノ内ニ白砂ヲ敷ケリ

砂上ニ雨跡カ野鼠ノ跡カ聊カ簪目ノ乱レタルヲミテ宇右エ門云フ是ハ

御城内ノ新左衛門稻荷野狐様(現在松江城内に祀られている城山稻荷の

ことであろう。……服部) ノ御跡ト云フ白ラ拍手ヲウチ昨日モ両度御城

内ヨリ 松江城此御稻荷様ニ御相談ニ御越被遊タルト云フ當時長州

征伐幕府ノ勢諸侯出雲ニ入ル宇右エ門云フ日々御家老様ヨリ稻荷様

ヘ御伺アリ其為メ御饌ヲ献セラレタリ是ハ大橋茂右エ門サマ事筑後様

是ハ稻田九郎兵衛様はハ朝日千助サマ是ハ柳田三谷神谷其他御中老

御側御用人サマノ御寄附ト本殿通殿拝殿高机ソレヽ名紙ヲ以ス加フ

ル郡中庄屋年寄三百人それノ供品寄附セリ実ニテン風狂乱といふベ

し惡ムベキハ稻荷といふ狐等其根ヲ以人狐トナリ大奸曲策トナリ人稻

荷ヲ以人ノ陪從スル狐アルト云フ死会ハ却テ人トシ狐ヲ表シテ大切ノ

人材ヲ其根悪計ヲ以迷惑ヲナサシムルモノナリ神職ノ輩第一ニ迷心ア

ルヘカラズ元人狐ハ神職社会修驗僧等カナス所業ナリト云フ云々

(明細帳・遺考) 宍道稻荷庚申両社(41丁オ、42丁ウ)

しかしながら、「明細帳」その他宍道家の文書中で祇園両社のうちの一方(即ち三崎神社・宍道神社)が稻荷を祀っているという記載は目下

のところ見ていないし、「雲陽誌」(簡略な記述ではあるが)にも稻荷社は右の森の稻荷(道守稻荷)社のみが記されている。<sup>117</sup> もの稻荷信仰の盛り上りは「去冬」即ち明治2(1869)年以後であるから、直接には結びつ

かない。また、その当時話題になつた「御前」をヒントに「慶長ノ」。

「慶長ノ頃」(114R)の棟札の「三崎」を解釈するのには不安を覚える。

私見としては、祇園両社の御輿と係わる通称から生まれた社号と目下のところを考えている。即ち、祇園祭り(れんげ祭り)にはかつて2基の御輿が町内を巡行した。2基は両社のものである。即ち、

116セ 六月十三日十四日十五日大祭三祇園と三崎の両社の御輿を及へて町中行幸スそれを練供養といふ當時此名たへたり(傍点は服部)

とある。秦武男氏によると、

127 御神輿は現在二基ありますが、現在は夏祭に一基のみ神幸します。

水川神社と三崎神社から両方神幸したのは明治末期までで、多分合祀してからは一基になつたのではないでしようか。(平成10~98年5月12日消印葉書)

後述(第5章第2節)の如く、「水川神社棟札類写」には、元禄3(1690)年(「宍道神社」(即ち後の三崎神社)名の御輿寄進札および天保6(1835)年と万延元(1860)年の祇園社(即ち水川神社)名の御輿修覆札がある。

三崎神社を合祀してから、神幸の御輿が1基となつたのであるから、

神幸しなくなつたのは「宍道神社」(即ち中津祇園社・三崎神社)の御輿となる。この2基の御輿のうち先を進んだのが中津祇園社で、そのことから、中津祇園社を「御前(先さん)」の通称で呼び、「三崎社」の宛字

がなされたのではなかろうか。峰清は126において、道守稻荷社を「稻

荷神社ハ元祇園ノ御前ナリト云フ」(傍点部は服部)とするが、少なくともE論文11の稻荷社創祀の棟札記を初めとする同社の棟札には祇園社の「御前」であることを示す記載はない。

#### (四) 白石村(?)からの遷座「伝説」

紹介した史料の中に標記の「伝説」が記されている。管見に入ったところでは、<sup>113G</sup>(明治2年12月)がその初見である。即ち、113Fで栗原新左

エ門の先祖が自己の持山を寄附して現在地に113G「竜臥山」(即ち、氷川神社の社山)から「移シ奉」(113F)つたとし、さらに113G「竜臥山ヨリ已前ノ旧地ト思ヒヨル僻見ノ地モ」ある、とするというものである。

これは余り詳しくない表現だが、後の論争の過程でより詳しくなる。しかし、それに伴ない曖昧さも加わって行く。即ち、両大坪は翌年の114Oで宍道社を岸崎の「抄」が白石村の石宮大明神としたために、それ以後の諸説は「抄」に従つてゐるけれども、これらは「此神社の実地を探索せずしての説」であつて、本当は114P「白石浜より五丁余り南二入り左手の山手ニ社」がかつてはあつた。それが、「抄」の説く如く、宍道駅家を「白石浜」(114O)より114P「今ノ宍道宿ニ移してより神体も同様く今の大川神社の社山ニ移し祭」つて、「宍道の氏神」とし、その「三月十四日花祭」は盛大であつた。しかし、「中古祇園社を佐々木家ヨリ勧請」された結果「二社となれり」という。ところが、氷川神社の前身の114O「祇園社ハ領主崇敬ゆへ神威日増ニ式内宍道神社ハ其衰微ノ体」となつたため、114O「慶長ノ頃栗原某ト申者」が氷川神社の社山の「三丁斗リ南ニ当リ候持分ノ山ヲ寄附シ此地ニ移奉」つたとする。しかし、当時は祇園社の方が名高かつたため、岸崎の「抄」に「祇園ニ社と書記され」てしまつたのであろうと推測している。この先祖栗原某の功績によつて、113F現在の「栗原新右エ門家ハ世々不抱盛衰同社遷宮ノ節ハ分外ノ扱向モ於テ今不变」という。

この白石村からの遷座「伝説」は114Uでは一層具体的になる。即ち、

「白石浜ノ山手ヨリ神体ヲ今ノ宿ニ移シ奉」つた後には、「古殿」が残つてゐたのであろうか、「薬師堂」と名附けた「一古堂」があつたのを、後に「雲松寺庭前へ移シ」、さらには「文政ノ頃山手へ再建」したとする。これを「宮田薬師」と呼び、もとの古堂のあつた跡地を「元薬師」と名附けてゐる。この宮田薬師は天平の頃から安置されていたお堂と「伝」えている。その堂跡は今日でも判り、また現に地名も伝わつてゐるから空事ではない、と両大坪は言う。確かに宮田薬師は「寺院明細帳」の雲松寺の項に左の如く記されている。

雲松寺持宮 田 藥 師 堂

曹洞宗

一本尊 薬師如来

一由緒 仏師大宮ノ作ト古老ノ口伝ナリ往古至今靈験新ニシテ人民大

ニ崇敬ス往古ノ堂宇創建年月不詳本寺雲松寺ヨリ距離凡拾町計  
東ニ一小谷アリ今即チ字ヲ元薬師ト唱所ニ有之延宝九年ノ度該  
寺境内ヘ移堂後又タ文政九年ノ度同寺境内接続ノ字宮ノ後山林  
内ヘ建堂移祭シ而シテ明治七年度至迄堂宇維持スト雖モ同年七  
月御達ニ依リ廢堂仏像ハ本寺ヘ合祭セリ然處信徒ノ情願ニヨリ旧  
跡地ヘ再興ノ儀明治十二年八月二十一日御許可

一堂宇 柎三間梁二間半

一境内 三十坪

一信徒 七百六十三名

一島根県序迄四里三拾二丁

※

「字海運山」の上に貼紙して訂正。字海運山は雲松寺が現在地に移転する以前にあつた地。114O当時の雲松寺は地図(3)X字海運山にあつた。下記の如く、後に現在地に移転。文政9年の移転地を128では「字宮ノ後」(地図(3)Y)とするが、糸賀由法副住職によると、少なくとも現宮田薬師(地図(3)Z)は字猪道山(地図(3)2)の所在といふ。

(寺院明細帳)「宍道雲松寺」41丁オウ

『八束郡誌』に「薬師堂は本堂(雲松寺……服部)の左方にあ」る(地図(3)Z)とする本堂とは、大正7(18)年築上鉄道(現JR木次線)の敷設に伴い、字海運山(地図(1)3図(7)11X)の旧地から、現在の地図(3)Zに移転した後の雲松寺を指し、「本堂の左方」の薬師堂とは文政9年128「字宮ノ後山林内へ建堂」した堂が「明治七年七月」廢堂となり、その後「明治十二年八月二十一日御許可」で再興されたものを指してゐる。この薬師堂は、「宍道町誌」によると、「永らく庶民の信仰厚かつたた

が、昭和三十五年焼失した」(238頁)。一方、ふるさと宍道伝承の会編『伝承ししじの里』には「昭和三六年」の焼失とある(89頁。平成9年(97年、宍道町)。雲松寺副住職糸賀由法氏によれば、これは昭和35年が正しい、という(平成10年12月2日談話)。その後昭和39年(64年)9月6日に再建されたけれども、焼失前の半分位の規模(間口2間・奥行2.5間)に縮少された(糸賀由法氏平成10年10月21日談話・同年10月28日消印葉書)。

「字宮ノ後」の地名は地図(3)Yに現存する。但し、糸賀副住職によれば、現在の宮田薬師の所在地は現雲松寺と同じ字猪道山である。また、元薬師は地図(2)(3)図(5)Hに「小字元薬師<sup>モトヤクシ</sup>」として現存している。巾3m程の町道から南東に向かって入る谷で、谷の中は元は水田だったが、平成10年(98年)7月29日現在では、北西側の谷の入口側は畑と水田、東南側の谷の奥は杉林になっている。石ノ宮神社宮司古瀬美明氏によると、

「この谷の奥の方(正確な場所は不明)に宮田薬師は祀られていました」(平成10年(98年)5月10日消印葉書)という(114)の明治3年当時は「寺院ノ旧蹟モ相訣り候」と両大坪は言う。

しかし、114P「宍道神社(三崎神社)旧社地の「白石浜より五丁余り南ニ入り左の山手」という表現は曖昧で、この「白石浜」を現在の通称白石本郷(地図(2)E)の谷の湖岸部、即ち通称白石灘・下白石地区(地

図(2)F)附近と解すれば、Fから白石本郷の谷を旧村道(地図(5)参照)一部残存している)とほぼ平行している現町道を南方に5丁約500m進んだ地点は、地図(2)D附近の左手(東側)となる。ここは急な斜面が約500mに亘り続いている。峰清も実地に「古薬師堂」を探索したのか、115工(是ハ上、白石ノ地ナルヤ旧地得ルノ古形ナシ)(傍点は服部)と記している。幸雄は、117Pで栗原新左衛門の「分外之取扱」は「完道神社之証拠ニハ相成間敷」と批判し、さらに、「後年完道神社と云ハむかため新左衛門と心を合計置いたことだと邪推(?)している。これに対し、115の峰清の批判は両大坪の「伝承」の年代的な矛盾を指摘している点では説得力がある。

たとする。「明細帳」120は「貞觀十八年丙午十月勧請」とし、「八束郡誌」も同じ社伝を紹介している(この年代は無論誤りではあるが、伝承中の訛伝は一般的なことである。これに対し峰清は、明治30年頃作成と思われる115において、次の如く批判する。即ち、115才貞觀18(876)年は「延喜式」完成の延長5(927)年より以前だから「疑ハシ」く、115力鎌倉時代の佐々木氏が貞觀18年に勧請するのは年代が大きく逆転する。従つて、宍道神社を(白石より)後の氷川神社の社山に移したのは、115工貞觀18年以前のこととなる。しかも115キ氷川神社の社山から字猪道山に栗原某が遷したのは「慶長ノ頃」というから、115キ「貞觀ト慶長ノ間七百二十五年トナ」り、115工「更ニ疑フトコロア」ることになる、とする。この峰清の類似の批判が114のカツコ内の注記にも見える。これは、115の作成時期と近い時期の批判と思われる。

峰清の批判が至極当然であるためであろうか、それともこの峰清の批判が明治30年頃のもので、その頃には三崎神社の宍道神社復称運動熱が冷めていたのであろうか、115工(キ)に対する後大坪家側(三崎神社は明治30年当時はそれまでの前大坪家との共同管掌社をやめ後大坪家のみの管掌社となっていた。E論文68-69)の反論は、目下のところ宍道家の文書中には見えない。

但し、峰清の指摘する年代の錯誤が当然であるからと言って、この伝承を初めから検討外に置くことにも賛成できない。そこで、114P「白石浜より五丁余り南ニ入り左手ノ山手」に宍道神社があり、遷座後は114J「古殿ノ残御座候哉」という「旧社地伝説」について下白石在住の古瀬美明宮司にお尋ねしたところ、「方向距離からすれば石ノ宮神社のあるあたりになりますが、今の石ノ宮神社の外に神社があつたことは聞いたことがあります(117)」との回答を得た(平成10年(98年)5月10日消印葉書)。

「五丁余り南ニ」の南を真南に近い方位と解すれば、右述の如く地図(2)D地点附近となる。此處は現町道の上(東)にかつては旧村道が通りていた。この旧村道の上(東)は非常な急斜面だから、「旧社地」や「古

114Pによると、氷川神社の前身の北ノ祇園社は中古佐々木氏が勧請し

115Pによると、氷川神社の前身の北ノ祇園社は中古佐々木氏が勧請し

堂」のあつた場所としてはふさわしくない。地図(2)Dの東南直線で約850mの所にA熊野神社旧社地があるが、距離に差がありすぎる。Dの西南西直線で約380mにC岩谷神社旧社地があるが、右手の山の中で、方角が異なる。結局、11Uに「白石浜ノ山手ヨリ神体ヲ今ノ宿ニ移シ奉候後古殿ノ残御座候哉薬師堂ト名目セシ一古堂」があり、「是ヲ宮田薬師」と呼んだという文脈によれば、宍道(神)社の旧社地は「元薬師」にあつたと言つていいものと解せざるをえない。

宮田薬師が元薬師の谷から11Uの「後年、雲松寺庭前」に移され、さらに「文政ハ頃山手へ再建いたし」という記述は、『寺院明細帳』<sup>128</sup>の「元薬師ト唱所ニ有之延宝九年ノ度該寺境内へ移堂後又タ文政九年ノ度(中略、服部)字宮ノ後山林内へ建堂」したとする記述と概ね一致しており、<sup>128</sup>は実年代も記している。この『寺院明細帳』の原文書は雲松寺が提出したものであるから、<sup>128</sup>に両大坪側の作為の加わっている可能性はほとんどない。糸賀副住職によると、

129 宮田薬師について書いた文書は特になく、棟札が4枚残っています。一番古いと見られる延宝9(1681)年の棟札(服部も棟札の実物コピーオ送り頂いて確認した)に、「海運山雲松寺薬師堂奉再興」とあり、「龍薰」の名が見えます。

龍薰和尚は元禄2(1689)年の没だそですか、龍薰和尚の時代に再興したことと推察されます。最も新しいと見られる住職10世のものの中に、薬師再建のことは未詳との文字が見られました。住職の話では、元薬師さんへの参拝者が多く山中の境内が手狭まになつたので字海運山の旧雲松寺境内に移したと伝え聞いている、とのことです。

(平成10~98年6月1日消印書翰)

128 「延宝九年(1681)」と<sup>129</sup>延宝9年棟札とは一致しているから、<sup>129</sup>の延宝9年棟札の「一番古いと見られる棟札」が、延宝9(1681)年に元薬師から旧雲松寺境内へ<sup>128</sup>「移堂」したとする記載の根拠となつたものである。この棟札銘文によれば「再興」であつたことになる。

右により、11Uの記載は信憑性がある。明治3年当時は実際に元薬師の「寺院ノ旧蹟モ相訣」つていたのである。しかし、宍道神社(宍道社)を氷川神社の社山に移した後の「古殿」に宮田薬師を祀つたとか、その薬師が「天平ノ頃ヨリ安置有之」という話は信じ難い。『日本靈異記』(中巻第39話・下巻第11話)によると、奈良時代東海地方・奈良京の民間に薬師信仰が行なわれていたことを記している。出雲地方における古代民間の薬師信仰の可能性を否定することはできないにしても、「天平ノ頃」は早い感がするし、特に「天平ノ頃」の薬師信仰が此處で明治初年まで伝わっていたという可能性はほんんどないと思う。<sup>128</sup>によれば雲松寺の寺伝にも宮田薬師は「創建年月不詳」とある。従つて、この11Uは宮田薬師の移建の歴史的事実を「白石浜?」からの宍道神社(宍道社)の遷座・伝説<sup>128</sup>に両大坪が利用し造作したものと考えられる。「古殿ノ残御座候哉」と曖昧にしているのは、宍道神社(宍道社)と宮田薬師との関係について確信を持つていなかつたことを暗示している。

結局、宍道神社(宍道社)の最も古い旧社地を「白石浜ヨリ五丁余り南ニ入り」と白石浜に関連づけようとするのは、当時『抄』の石宮大明神説が有力であったためと考えられる。即ち、『抄』の「宍道駅天平之頃在白石浜今者十八丁西在宍道郷」とする説との間に整合性を持たせるために、白石浜を持ち出し、さらに、「五丁余り南」として、現地を熟知していない者に元薬師と石宮大明神とを混同させるような表現をわざと用いたのではないか。大字白石と大字宍道との境界の地図(2)G地點(大字白石字後原・大字宍道字戸井)は、「白石浜」と受け取れないこともないし、この境界線上にある町道(旧村道)を「南」(実際は南西)に「五丁余り」(實際には直線で約700m)入つた「左の山手」は元薬師の谷の入口に当たる。元薬師は旧宍道村であり旧白石村ではない。だから、<sup>14</sup>11Uも明確に白石村とは言わず、白石村内であるかのように受け取られる表現をしたのではないかろうか。実際、峰清も<sup>115</sup>「是ハ上白石ノ地ナルヤ」と白石村内を探索した結果「古形ナシ」と結論している。古瀬美明宮司も私のこの問題についての質問に対しても、右の如く石ノ宮神

社附近を念頭に置いて、該当する物証も伝承もない、と回答せられた。

私も当初は同じように石ノ宮神社一帯のことではないかと考えた。年代的に見ても、宮田薬師がもし「天平ノ頃ヨリ安置」なら、宍道社の遷座の時期も『抄』が宍道駅が白石浜にあつたとする同じ「天平ノ比」となってしまう。

この容易に明らかな年代的矛盾を含む三崎神社白石村(?)からの遷座伝説は、113G(明治2年)においては「竜臛山ヨリ已前ノ旧地ト思ヒヨル僻見ノ地モ御座候得共」と具体的に述べていいのに対し、翌年の114では右の如く「見具体的」な記述に變っている。このような状況から見ると、この遷座「伝説」は、両社の論争時に両大坪が造作した新「伝説」と見なされる。113の附図(図9)に両大坪が「風土記鈔ニ宍道駅旧跡也ト 白石灘」と記したことを批判し、宍道氏が117ミ「往古完道駅白石灘ニ無之儀ハ風土記地理ニ依而分明」と、里程115も冒頭の(2)で「是ハ全く地位ヲ誤謬セリ」とする)の上から否定するのは妥当である。<sup>(18)</sup>宍道氏もこの宍道駅白石浜説に対し、これは宍道社石宮大明神説と整合させるべく、「無理ニこち付候事」<sup>(17)ミ</sup>と批判している。

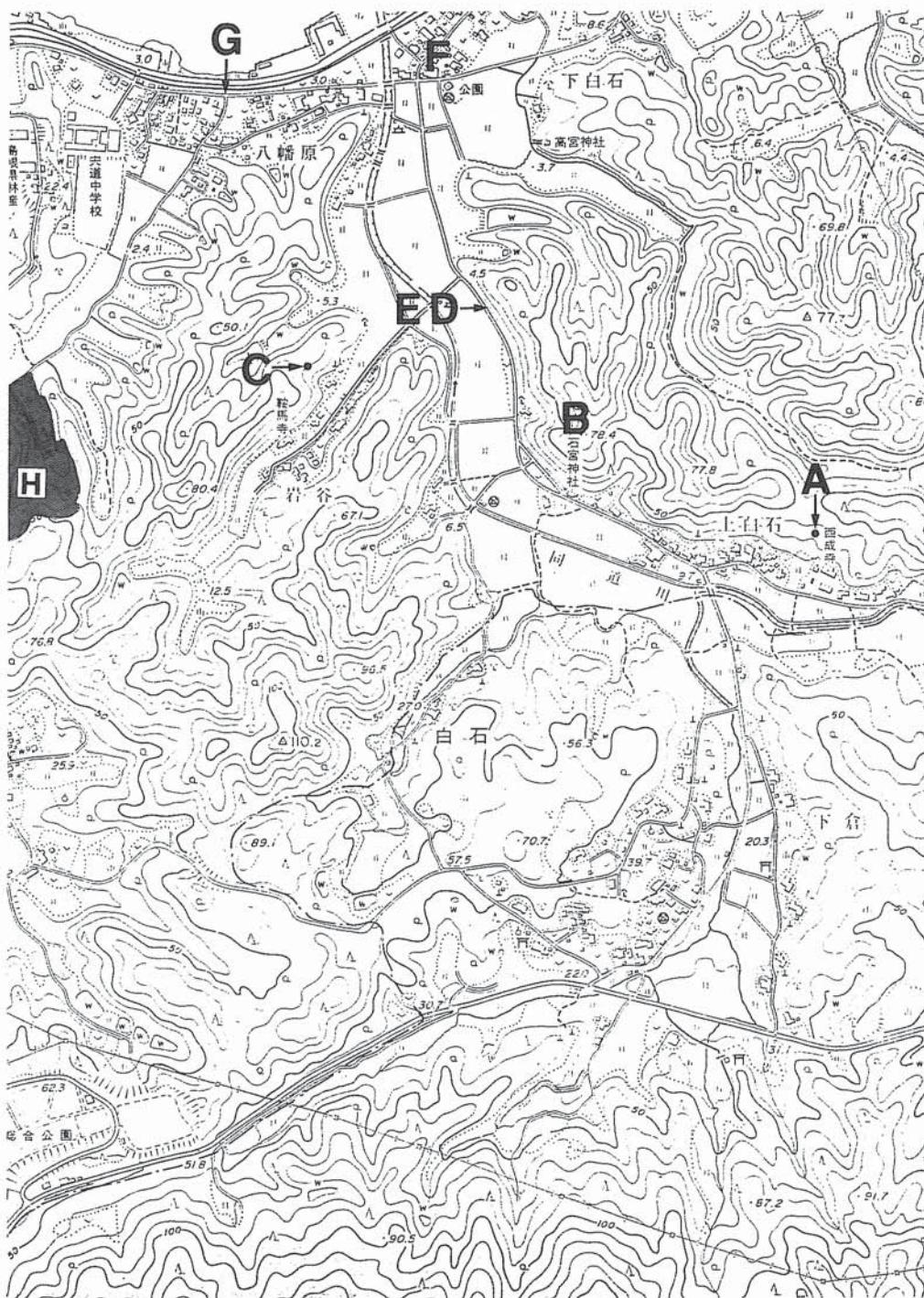
〔続〕

『大妻国文』第30号に続く

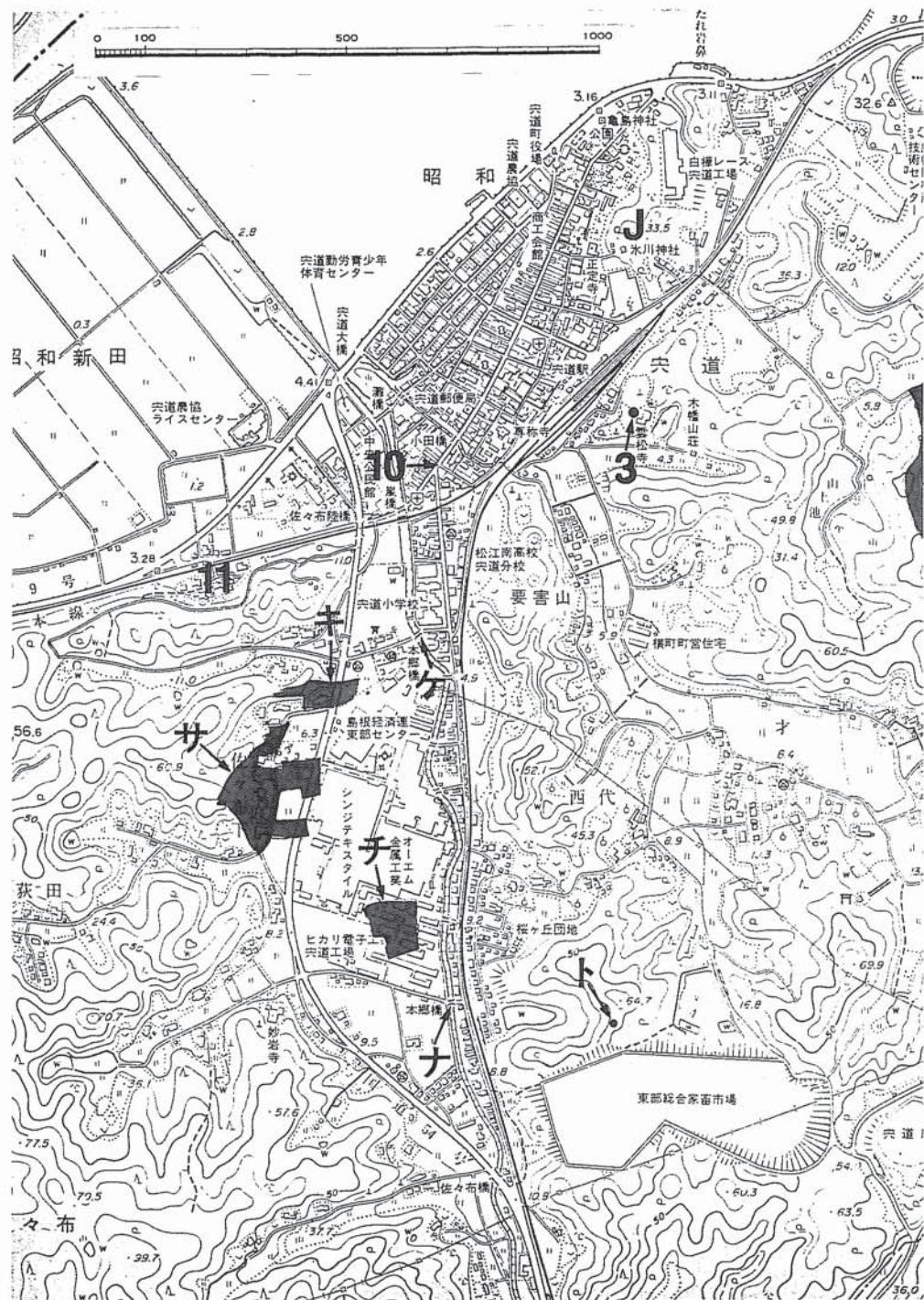
平成10(98)年12月1日受理



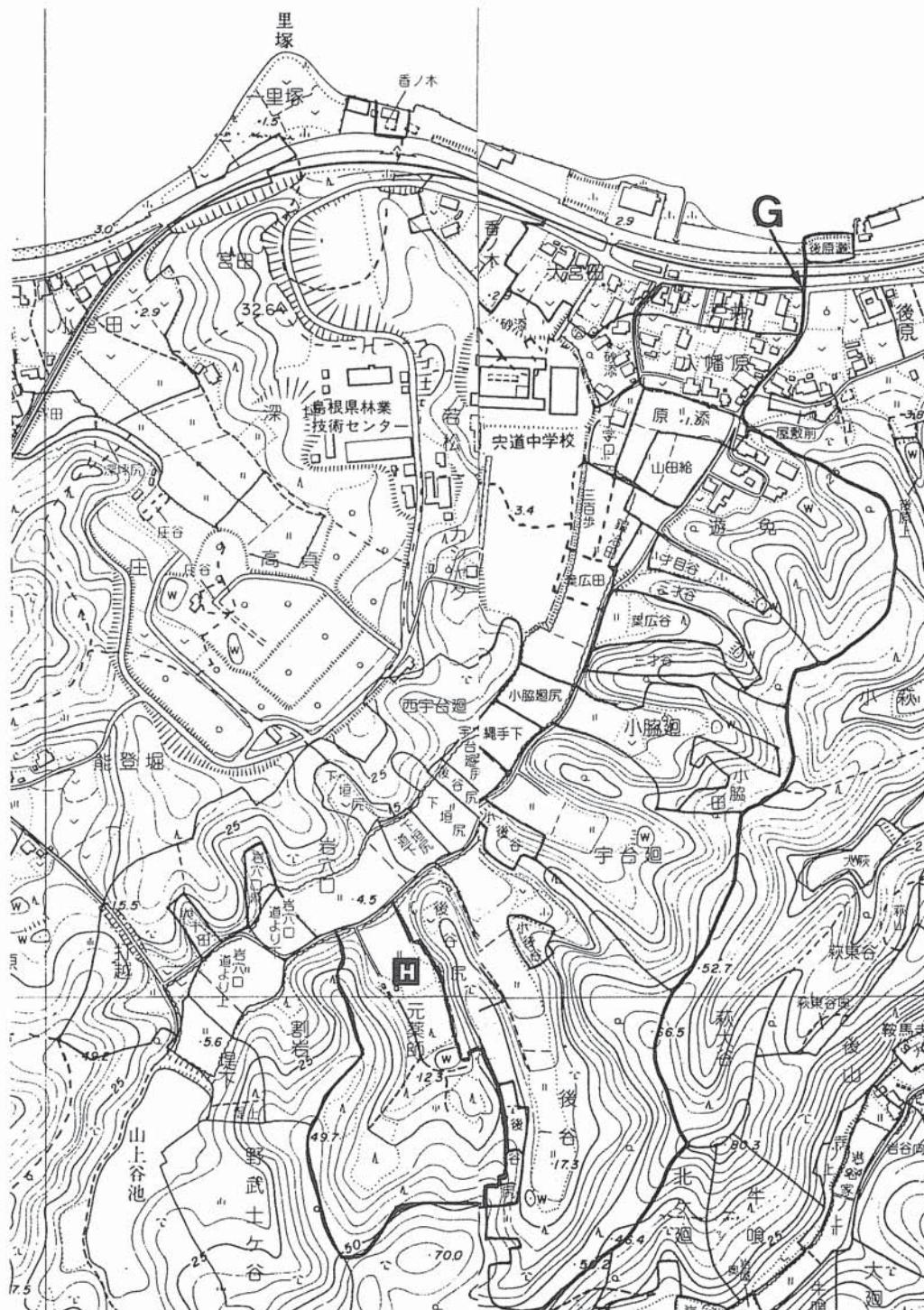
地図(1) 宮道町市街部（宮道町発行 1万分の1『宮道町全図』（昭和59年測図）による） J 氷川神社（北ノ祇園社） P 稲荷神社（森の稲荷社）旧社地 V 字土井 X 字海運山（雲松寺旧地） Z 宮田薬師（現） 3 三崎神社旧社地 6 「れんげ祭り」（祇園祭）の時に仮の鳥居の建つ場所。この附近に8°以前のお旅所があった。7 「れんげ祭り」現お旅所（昭和42、43年頃から） 8 小豆澤与一（市）右衛門家旧宅地（現田中医院一帯） 8°「れんげ祭り」旧お旅所（昭和42、43年頃まで） 9 八雲本陣（木幡久右衛門家） 10 宮道郷家服部旦比定地（A論文） 12 「れんげ祭り」仮鳥居現位置（昭和50年頃まで） 13 「れんげ祭り」仮鳥居現位置（昭和50年頃から）



板は〈1〉に同じ) A熊野神社旧社地 B石ノ宮神社 C岩谷神社旧社地 D史料114P“宮田道字戸井との境界(旧村境) H字元薬師(黒田祐一氏『宍道町歴史史料集〈地名編〉』による。以服部比定地(A論文) 11宍道駅服部比定地(同) キ字山崎 ケ本郷橋 サ字舞屋 チ字氷室



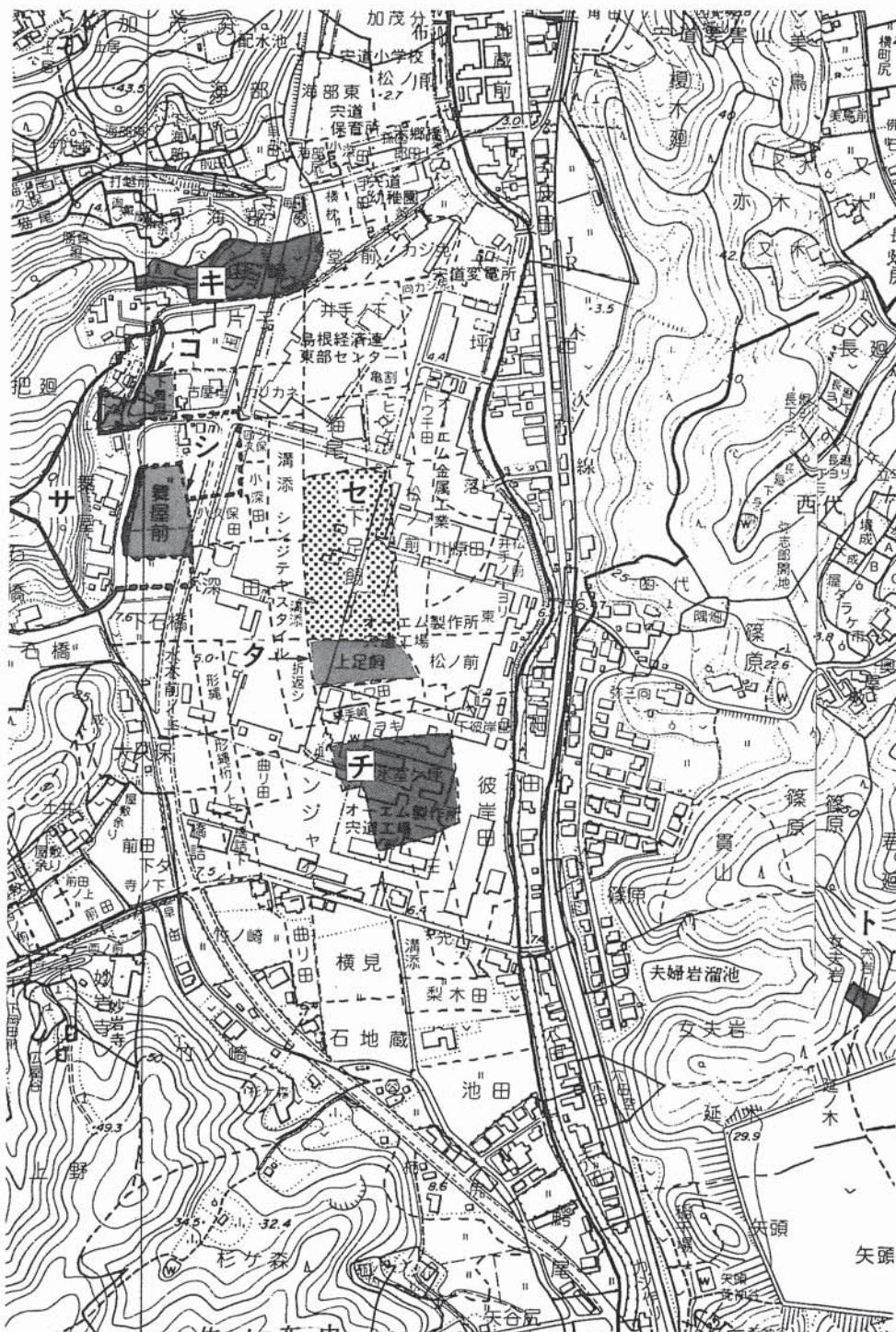
地図(2) 宮道町（部分。旧宮道町村〈現大字宮道〉・大字白石〈部分〉・大字佐々布〈部分〉。地図原薬師旧地？ E 白石本郷（現上白石地区と下白石地区） F 下白石 G 大字白石字後原と大字宮下小字の範囲は黒田氏〈推定部分も含む〉による） J 氷川神社 3 三崎神社旧社地 10 宮道郷家ヶ坪 トガ夫岩（後の“猪岩”）所在地 ナ本郷橋



字後原と大字宍道字戸井との境界(旧村境) H字元薬師 V字土井 W字馬場屋敷 X字海運  
津上手側 I字北津灘側 U字中津上手側 K字中津灘側 14字中津灘 O字原上手側 力字



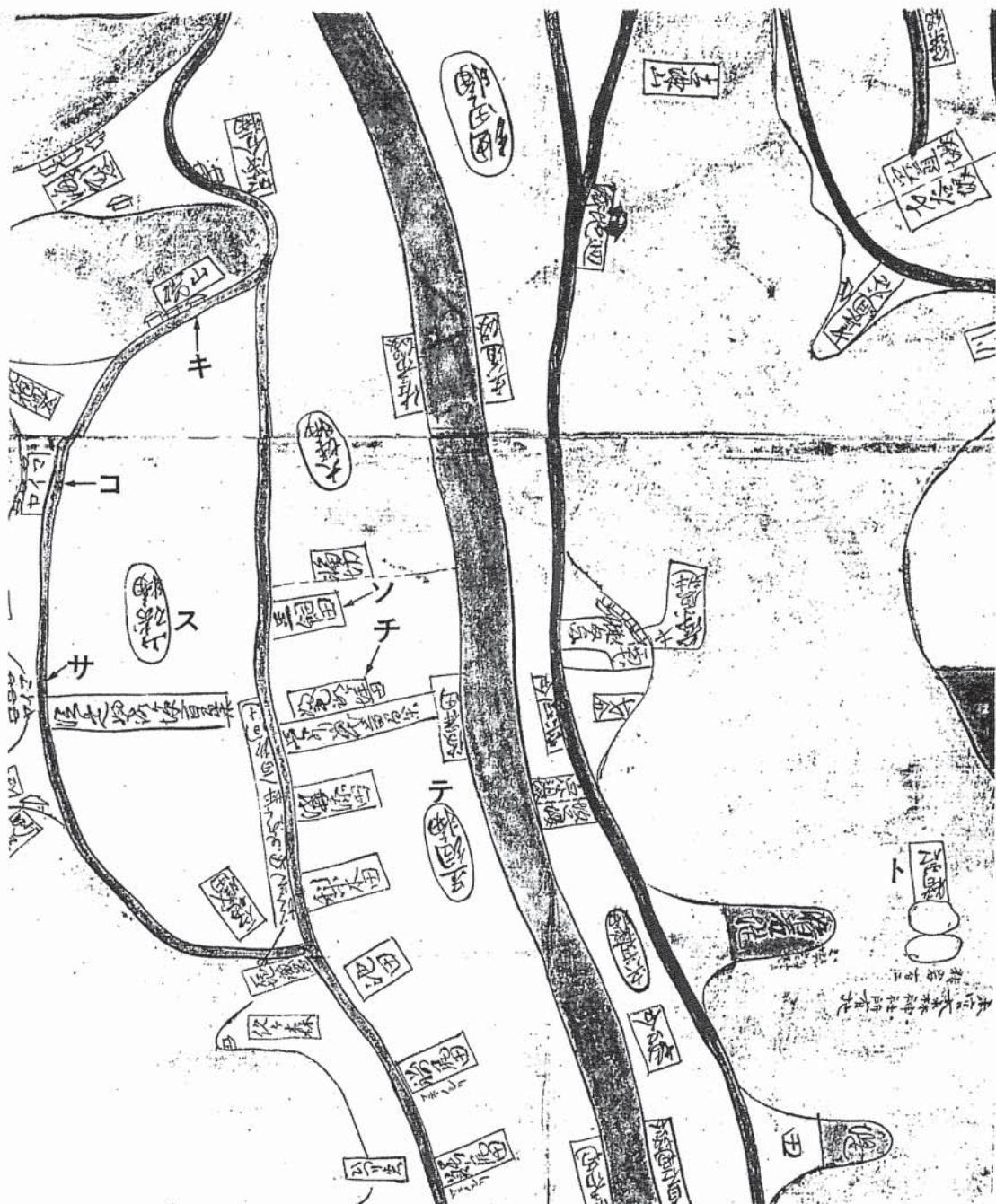
地図(3) 宍道町の小字（部分。黒田祐一氏『宍道町歴史史料集〈地名編〉』による） G 大字白石山（雲松地旧地。黒田氏地図「蓮」は誤植） Y 宇宮ノ後 Z 現宮田薬師 2字猪道山 ア字北原瀬側 U字原瀬



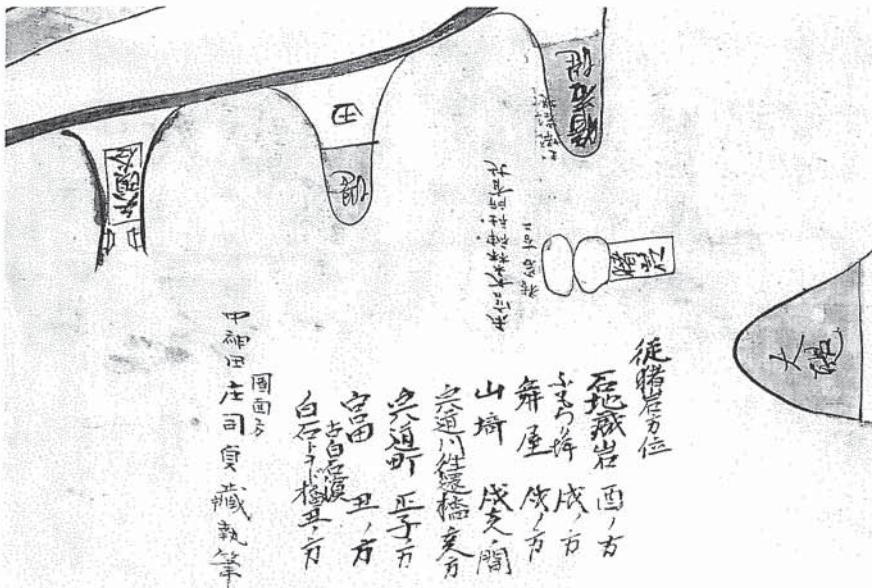
地図(4) 宍道町の小字（地図中央を上〈北〉に流れる佐々布川の左岸が大字佐々布、右岸が大字白石。黒田氏地図(3)書に同じ）キ字山崎 口字下舞屋 サ字舞屋 シ字舞屋前 セ字下足飼  
タ字上足飼 チ水室ヶ坪 ト字宍岩（女夫岩〈後の“猪岩”〉所在地）



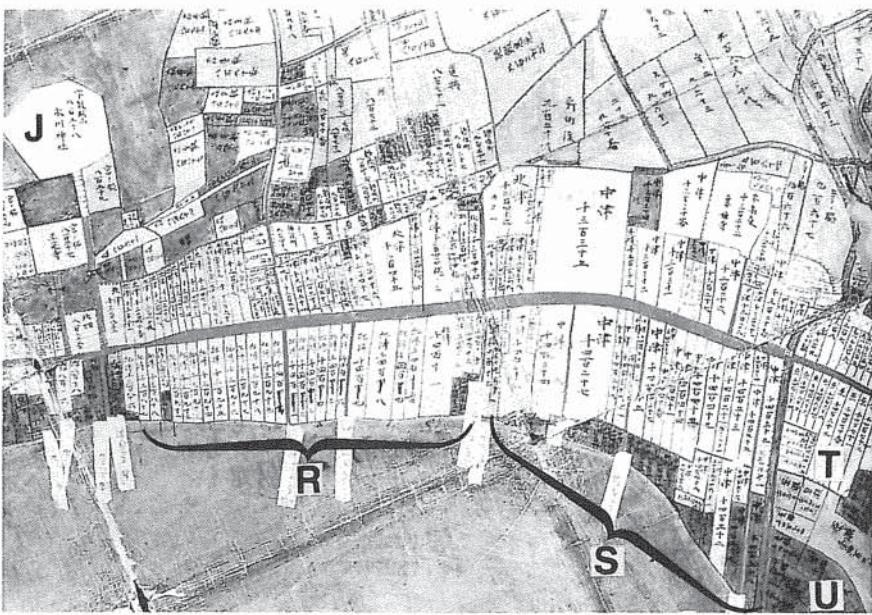
地図(5) 大正時代の宍道町村（現大字宍道）・旧白石村（現大字白石。部分）・旧佐々布村（現大字佐々布。部分）（陸地測量部大正4年測図同6年発行2万5千分の1「宍道」による）B 石ノ宮神社 J 氷川神社 1 雲松寺（旧？）ク本郷下組 ツ本郷中組 ト女夫岩（後の“猪岩”）所在地 二坂口地区 又岡ノ目 ネ大森神社



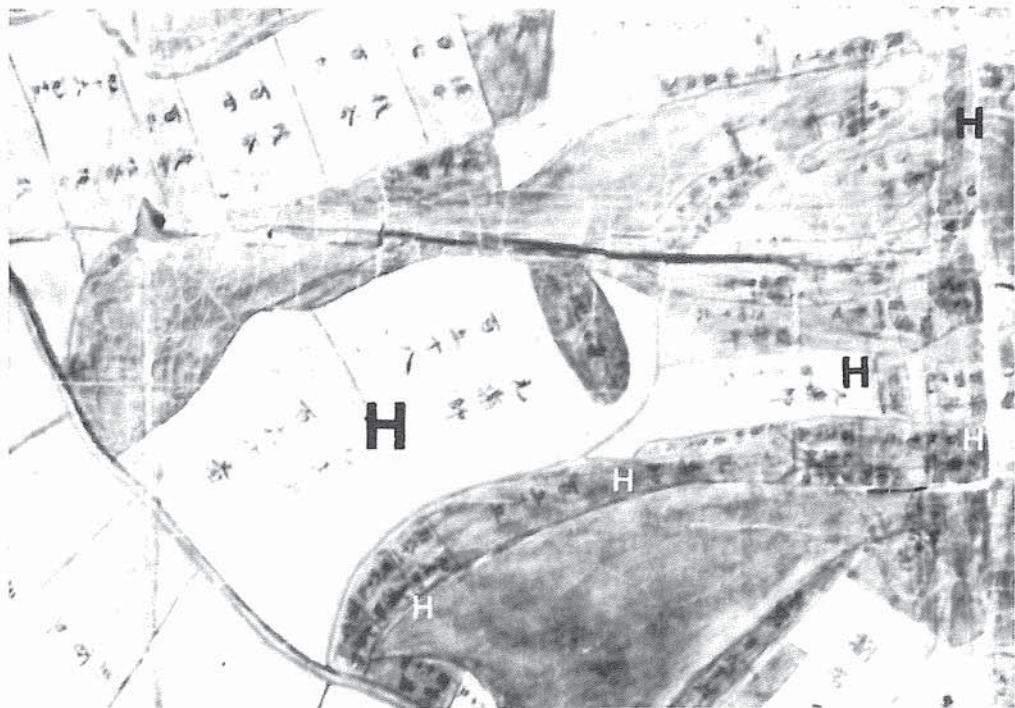
図(2) 「猪岩の図」(部分。宍道鈴子氏蔵。作製年無記) キ山崎 コマイヤ(下舞屋) サマイヤ(舞屋)  
ス山崎輪 ソ足飼田 チふもろケ坪田(氷室ヶ坪) テ足飼輪 ト猪岩(もと女夫岩) 作製年は無記であるが、図(3)の如くト“猪岩”からの方位を記し、チふもろケ坪田への距離を西方のサマイヤから「従是ふもろケ坪へ百間余」、南の「石地蔵」から「従是ふもろケ坪へ百拾間辻」と記しているから、大森神社旧社地“神籠坪”伝説と女夫岩猪像石伝説を宍道(維新前は池田)氏がこしらえた幕末以降から明治中期までの間の作製であろう。



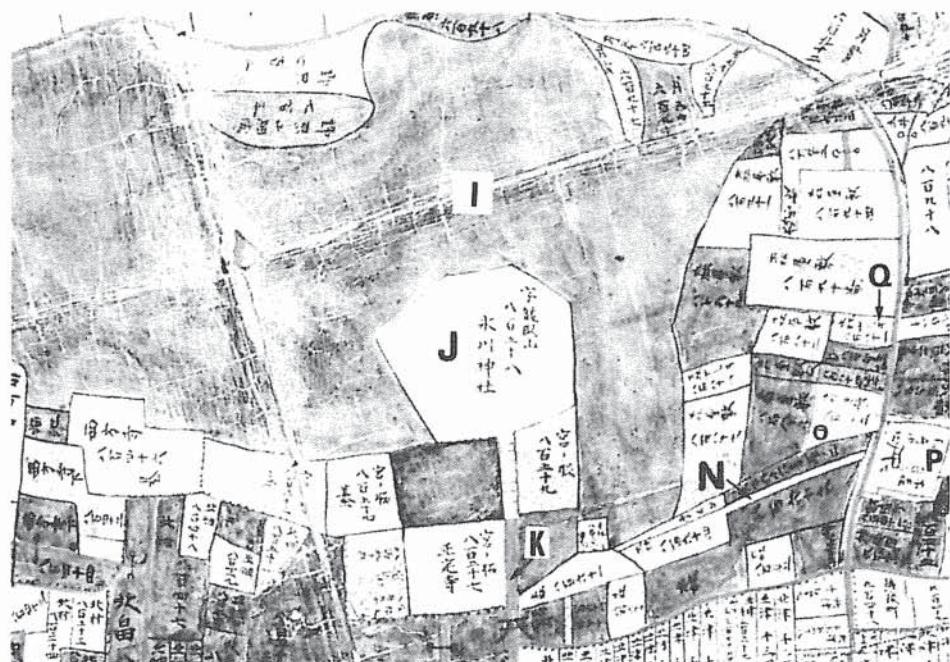
図(3) 「猪岩の図」(部分) “猪岩” からの方位を書いているから、宍道(池田)氏が図面方庄司貞蔵に依頼して作製したものであろう。現在も同じ名称の女夫(夫婦)岩堤(池)を「猪岩堤」と改めたのは宍道氏の影響によるものであろう。「夫婦岩堤」・「猪岩有二 本宮大森神社所有地」は宍道峰清の筆跡で、女夫岩を大森神社の社有地とした明治30年2月12日(B論文71べ上段)以降の書き入れである。



図(4) 「出雲国意宇郡第十四区宍道町村絵図」(部分。明治8~9年?宍道町教育委員会提供、以下同じ) J 氷川神社(北ノ祇園社。所在地字竜臛山) R 字北津 S 字中津 T 字原 U 字原瀬



図(5) 「出雲国意宇郡第十四区宍道町村絵図」(部分) H字元薬師(元薬師の文字の見える箇所多数)



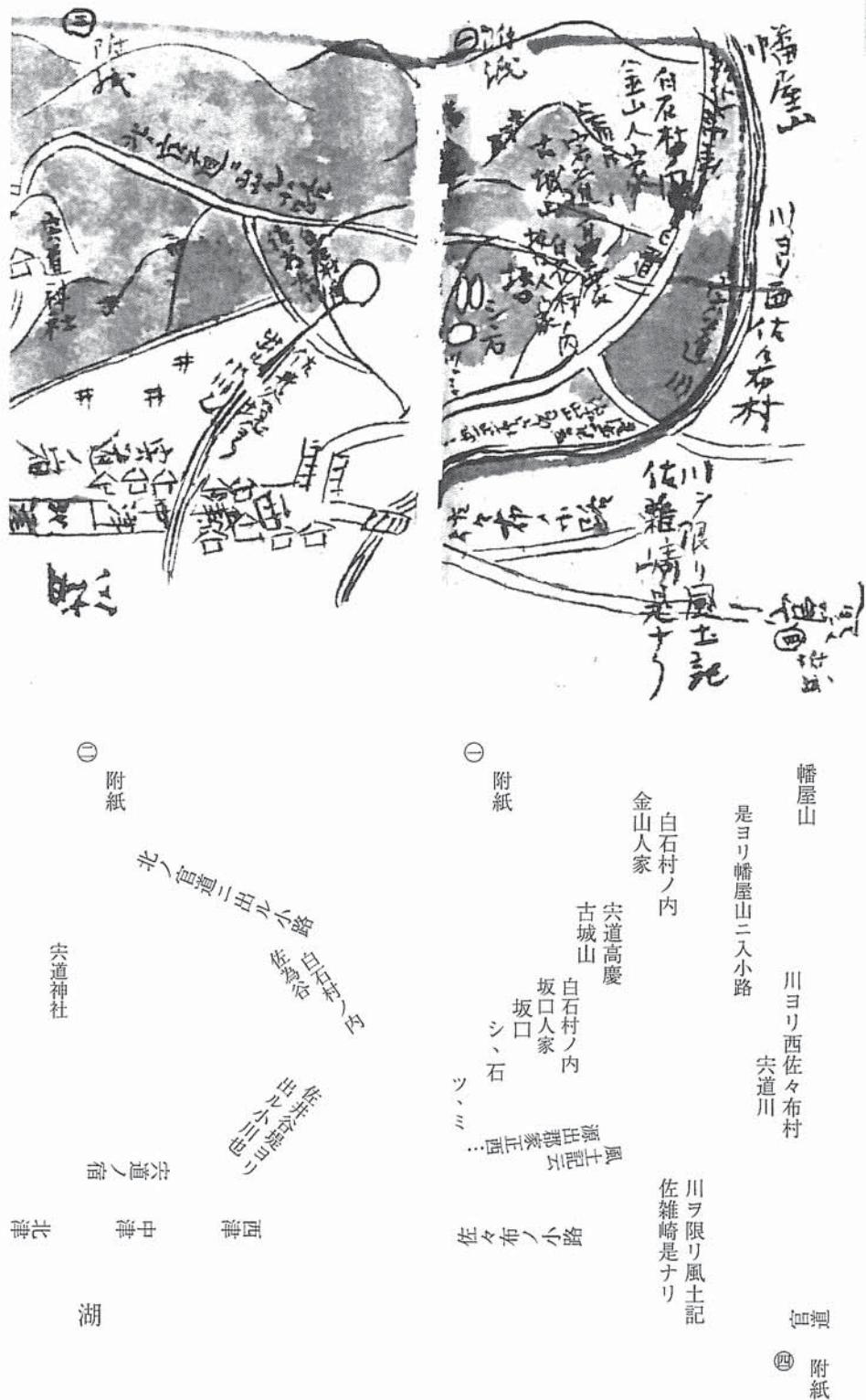
図(6) 「出雲国意宇郡第十四区宍道町村絵図」(部分) I 氷川神社裏山 J 氷川神社 K 北ノ宮馬場 N 前大坪家から森の稻荷に出る道 O 字森屋敷八百八十五番地 P 稲荷神社 (森の稻荷。所在地字森) O 字森屋敷八百八十一番地(「文政元年町並名前図」の嘉右エ門宅?)

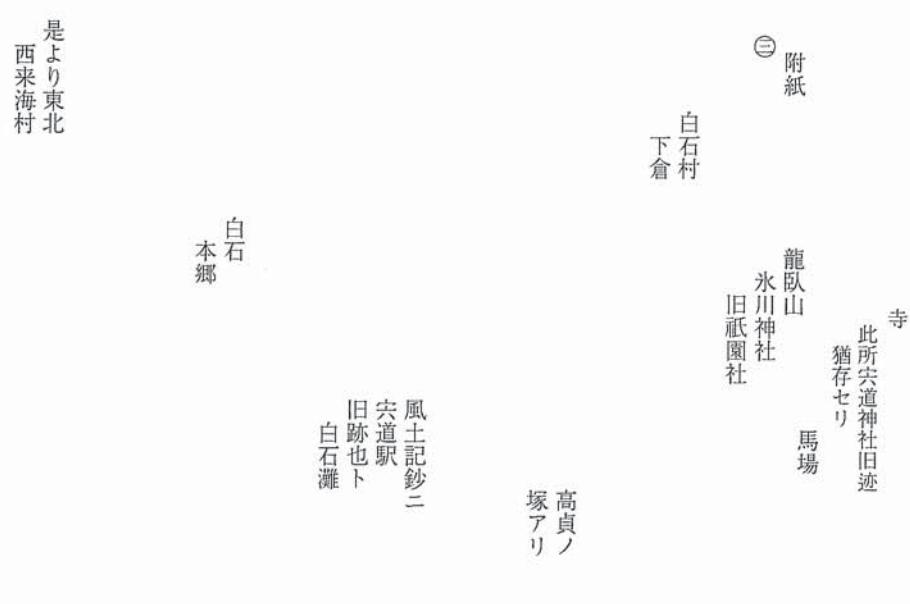


図(7) 「出雲国意宇郡第十四区宍道町村絵図」(部分) 2字猪道山 3「宍道神社」(後の三崎神社) 4字馬場屋敷の南東脇の旧雲松寺(X) 北西脇を通る直線道 5宍道神社の馬場 V字土井(土井の文字の見える箇所多数) W字馬場屋敷 X字海運山(旧雲松寺)



図(8) 「大字宍道村字限図第十四号」(部分)。宍道町税務課提供。原本の写し。原本の作製年無記(黒田祐一氏は明治8・9年と推定…町教育委員会稻田信氏) I 氷川神社裏山(記号の箇所は字宮山。その左〈北〉継きは字西方寺) J 氷川神社 K 北ノ宮馬場

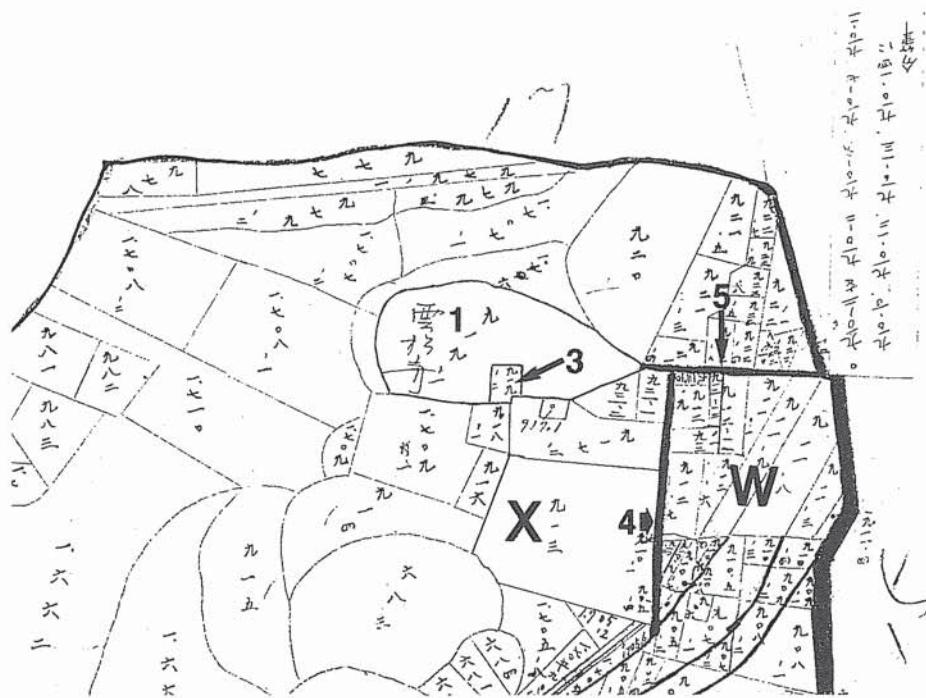




図(9) 文書④に転写された史料113附図（拡大。  
裏の朱文字が透けて見える箇所を白修正液で修正）  
矢印 史料113中の「朱引の一括」の朱線



図(10) 史料113附図(部分拡大) 長矢印「此所宍道神社旧迹猶存セリ」 短矢印「北津 中津 西津」



図(11) 「大字宍道村字限図第十三号」(データーは図(8)と同じ) 1 現雲松寺 (919番地は字猪道山) 3 三崎神社旧社地 (919番地の2) 4 図(7)字馬場屋敷の東南脇の旧雲松寺(X) 北西脇を通る直線道 5 図(7)宍道神社の馬場 W図(7)字馬場屋敷 X字海運山旧雲松寺

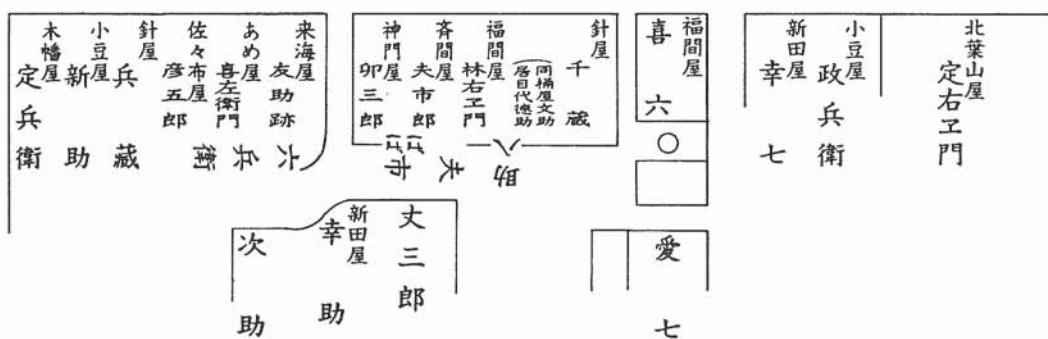
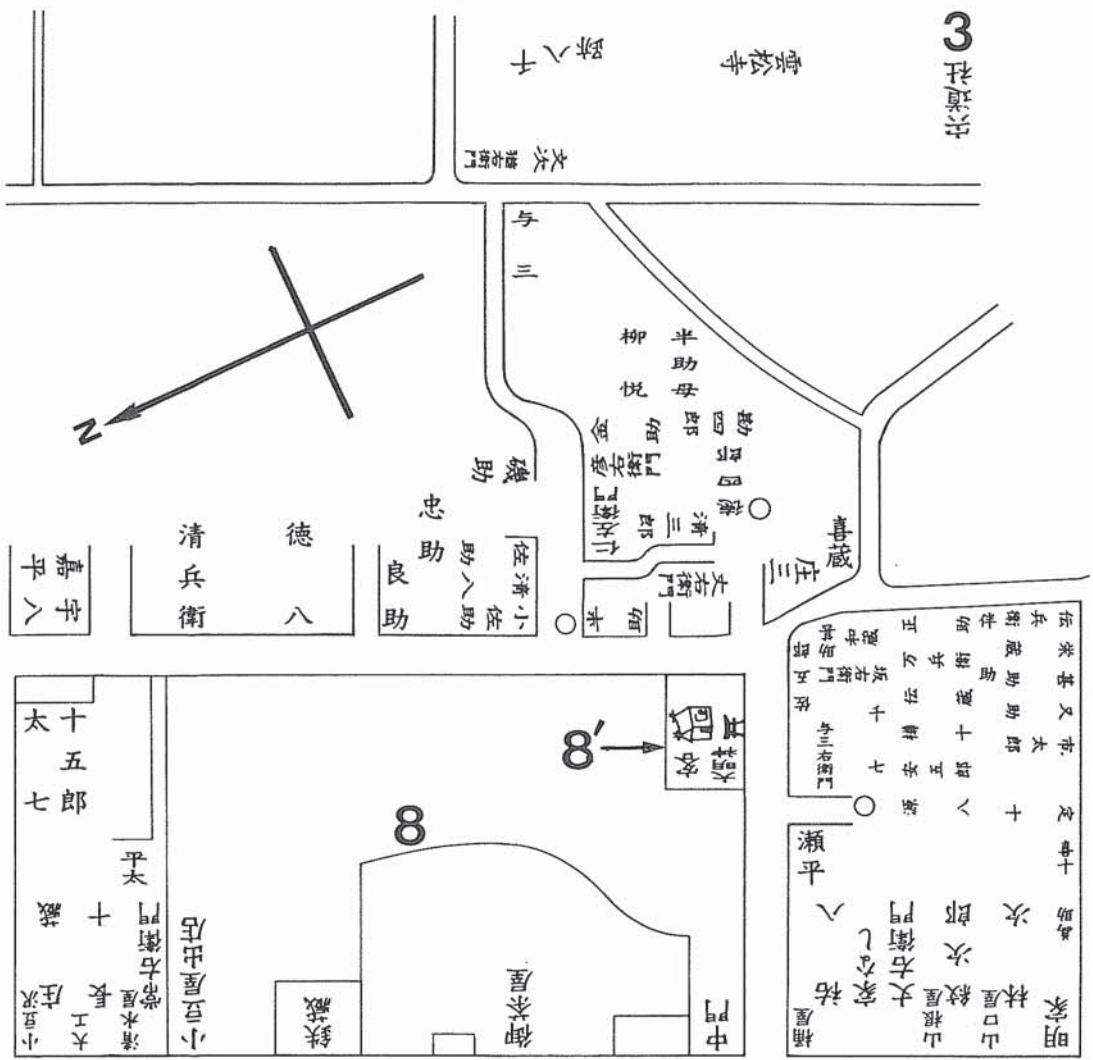
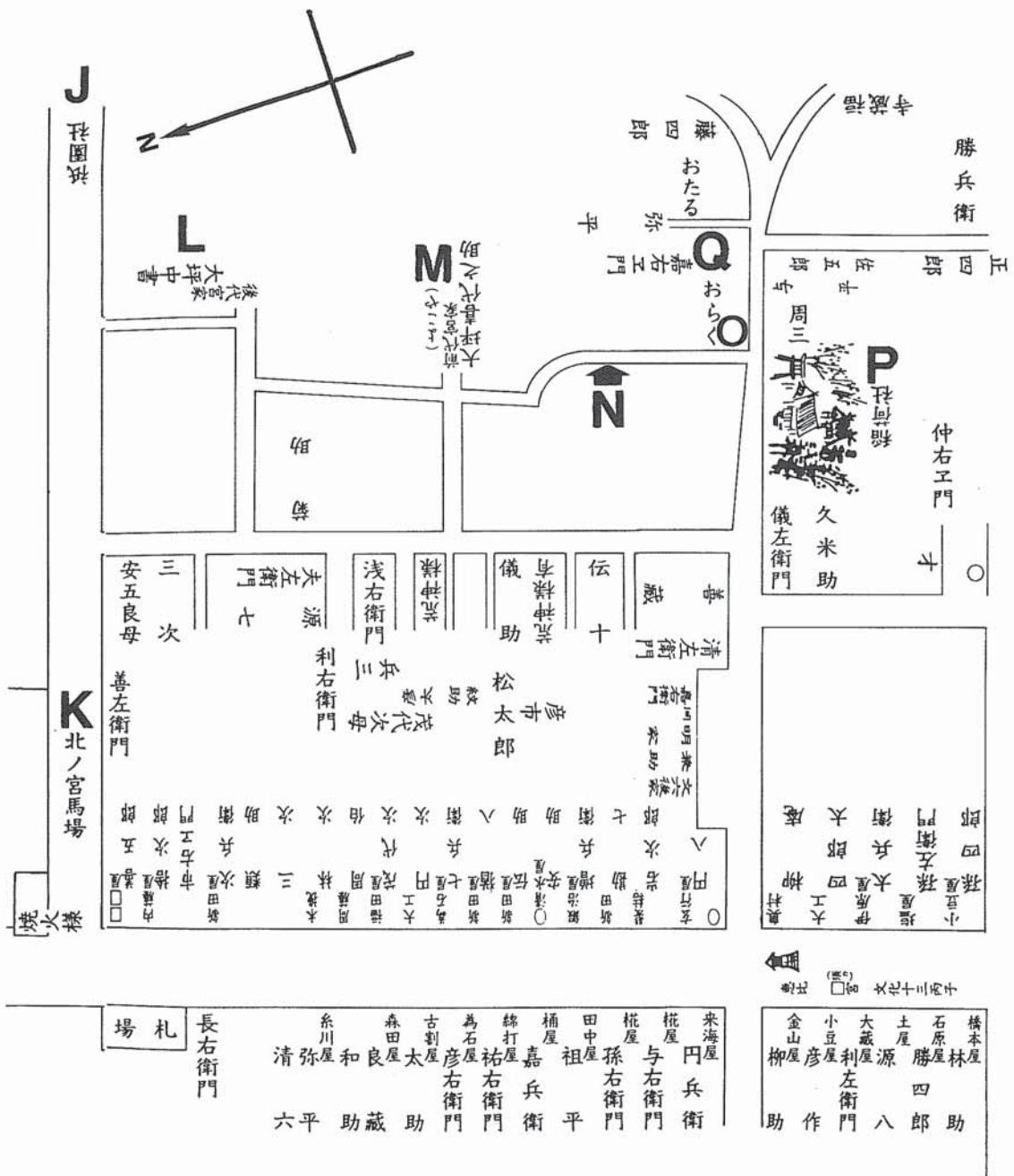


図12 「文政元寅年宍道町並名前図」(部分)。『宍道町歴史史料集〈近世本陣史料Ⅰ〉』より) 3 宍道社(後の三崎神社) 8 小豆澤与一(市)右衛門家 8, 神社(客大明神)



図(13) 「文政元寅年宍道町並名前図」(部分) J 北ノ祇園社(後の氷川神社) K 北ノ宮馬場 L 後大坪家 M 前大坪家 N 前大坪家から森の稻荷へ出る道 O 「おらく」(図(6)字森屋敷八百八十五番地に相当する家か?) P 稲荷神社(森の稻荷社) Q 嘉右エ門(図(6)字森屋敷八百八十一番地に相当する家か?)